

令和5年度厚木市自治基本条例推進委員会第1回会議次第

日時 令和5年7月5日(水)

午後6時から

場所 厚木市役所第二庁舎

16階会議室A

1 開会

2 委員長挨拶

3 案件

(1) 令和4年度市民参加手続(結果)について 【資料1~2】

ア 厚木市個人情報保護条例の制定等 【資料3】

イ 厚木市地域防災計画の改定 【資料4】

ウ 厚木市カーボンニュートラルロードマップの策定 【資料5】

(2) 令和5年度市民参加手続(予定)について 【資料6~7】

4 その他

5 閉会

令和4年度市民参加手続実施状況一覧表

No.	対象行為	概要	必要な手続数	審議会	意見交換会	ワークショップ	意向調査	パブリックコメント	担当課
				①審議会等名 ②開催日 ③委員数(公募委員数)	①開催日 ②参加者数 ③意見数	①開催日 ②参加者数	①実施期間 ②調査対象者(人数) ③回答件数	①実施期間 ②提出者数 ③意見数	
1	厚木市個人情報保護条例及び同施行規則の廃止及び制定	全ての地方公共団体に適用される全国的な共通ルールを規定するものとして、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、法の施行に必要なとされる事項を条例で定めることとされたことから、本市の状況を踏まえ、厚木市個人情報保護条例等を廃止又は制定するものです。	パブコメ+2	①厚木市個人情報保護審査会 ②R4.5.20 R4.6.21 R4.6.27 R4.7.26 R4.10.18 ③5人(1人) ※公募委員については、R4.9.1以降1人	①R4.7.4 ②11人 ③18件			①R4.9.1～10.3 ②0人 ③0件	行政総務課
	厚木市個人情報保護条例施行規則(教育委員会)の廃止及び制定								
	厚木市個人情報保護条例施行規程(選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者)の廃止及び制定								
	厚木市個人情報保護条例施行規程(議会)の廃止								
	厚木市個人情報保護条例施行規程(消防長)の制定								
	厚木市個人情報保護審査会条例の制定								
厚木市個人情報保護審査会規則の廃止	個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、審査会の機能が変わるため、厚木市個人情報保護審査会条例を制定し、厚木市個人情報保護審査会規則を廃止するものです。								
	厚木市個人情報保護条例の制定に合わせて、実施機関に消防長を加えること及び厚木市個人情報保護審査会と同様に審査請求について調査審議するための部会を設置することができることとするため厚木市情報公開条例を改正するものです。	①厚木市情報公開審査会 ②R4.10.27 ③5人(1人) ※公募委員については、令和4年9月1日以降1人							
2	厚木市地域防災計画の改定	避難勧告・避難指示の一本化や避難行動要支援者の個別避難計画作成の努力義務等の、災害対策基本法の一部改正に基づき、厚木市地域防災計画の改定を行うものです。	パブコメ+2		①R4.10.14 ②5人 ③7件(うち、該当4件) ※No.14と同じ意見交換会		①R4.7.6～8.5 ②960人 ③756件	①R5.1.4～2.3 ②0人 ③0件	危機管理課
3	厚木市カーボンニュートラルロードマップの策定	2050年カーボンニュートラルを実現するために、市民を始めとしたあらゆる主体が取組を進める必要があることから、2050年までの中間目標を定め、それを達成するための道筋を示す厚木市カーボンニュートラルロードマップを策定するものです。	パブコメ+1	①環境審議会 ②R4.7～R4.11 ③20人(4人)	①R4.8.26 ②8人 ③14件			①R4.12.1～R5.1.4 ②1人 ③6件	環境政策課
4	(仮称)愛甲石田駅周辺まちづくり基本構想の策定	今後の愛甲石田駅周辺のまちづくりを進めるにあたっての基本構想を策定するものです。	パブコメ+2	①愛甲石田駅周辺まちづくり検討委員会 ②R3.11～R4.8 ③14人(3人)			①R2.10.5～10.19 ②愛甲石田駅周辺の15歳以上の市民 ③922人	①R4.10.17～11.16 ②5人 ③26件	市街地整備課
5	厚木市立情報プラザ条例の廃止	厚木市情報プラザの開設から23年が経過し、情報化社会の実現に向けて地域の情報化に寄与するという情報プラザの所期の目的は概ね達成され、その役目は終わったと考えられることから、施設を廃止するため、厚木市立情報プラザ条例を廃止するものです。	パブコメ+2		①R4.11.2 ②8人 ③14件		①R4.5.16～5.31 ②18歳以上の市民(4,400人) ③1,487件	①R5.1.16～R5.2.15 ②25人 ③25件	情報政策課

No.	対象行為	概要	必要な 手続数	審議会	意見交換会	ワークショップ	意向調査	パブリックコメント	担当課
				①審議会等名 ②開催日 ③委員数(公募委員 数)	①開催日 ②参加者数 ③意見数	①開催日 ②参加者数	①実施期間 ②調査対象者(人数) ③回答件数	①実施期間 ②提出者数 ③意見数	
6	厚木市市税条例の一部改正	地方税法の一部改正において、地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例)の対象である下水道除外施設について、対象資産の見直しを行った上で、特例割合の縮減及び適用期限の延長がされることから、対象施設の課税標準に乘すべき割合を定め直す必要があるため、厚木市市税条例の一部を改正するものです。	パブコメ +2		①R4.8.18 ②1人 ③1件		①R4.8.1~8.15 ②120人 ③80人	①R4.9.1~10.3 ②0人 ③0件	資産税課
7	厚木市子どもの医療費助成に関する条例の一部改正	子ども医療費助成制度の対象児童の年齢見直しに伴い、厚木市子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正するものです。	パブコメ +2	①厚木市子ども育成推進委員会 ②R5.10.17 ③9人(2人)			①R4.10.14~10.28 ②3,000人 ③1,492件	①R4.12.1~R5.1.4 ②3人 ③4件	子育て給付課
8	厚木市立小鮎保育所建替えに関する基本方針の策定	厚木市立小鮎保育所は建築後46年が経過し、施設及び設備の老朽化が進んでいることに加え、バリアフリー新法の基準に適合していないなど機能面での課題を有しており、これらの改善を図る必要から、建て替えを行い、それに伴う基本方針を策定するものです。	パブコメ +1	①厚木市子ども育成推進委員会 ②R4.2.28 ③9人(2人)				①R4.4.1~5.2 ②0人 ③0件	保育課
9	第4次厚木市男女共同参画計画の策定	現行の計画期間が令和4年度で終了するため、国の計画や現在の社会情勢から求められる新たな課題等への対応を図りながら、第4次厚木市男女共同参画計画を策定するものです。	パブコメ +1	①男女共同参画推進委員会 ②R4.5~R5.3 ③14人(3人)				①R4.12.1~R5.1.4 ②1人 ③1件	市民協働推進課
10	地球温暖化対策実行計画の改定	国の温室効果ガス削減目標が引き上げられたことから、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の目標値を引き上げるとともに目標を達成するため施策を見直す改定を行うものです。	パブコメ +1	①環境審議会 ②R4.7~R4.11 ③20人(4人)	①R4.8.26 ②8人 ③16件			①R4.12.1~R5.1.4 ②2人 ③15件	環境政策課
11	食品ロス削減推進計画策定	「食品ロスの削減の推進に関する法律」第11条の規定に基づき定められた「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づき、本市の食品ロス削減の方向性を定める、食品ロス削減推進計画を策定するものです。	パブコメ +2	①環境審議会 ②R4.7.21 ③20人(4人)			①R4.7~8 ②市民(3,000人) 事業所(500箇所) ③945人 185事業所	①R4.12.26~R5.1.27 ②0人 ③0件	環境事業課
12	厚木市自立経営農家育成資金融資条例の廃止	厚木市自立経営農家育成資金融資条例は、市内における自立経営農家を育成するため、農業経営に要する資金の低利な融資を行うことを目的に施行されたものであるが、平成27年度以降、新規の融資実績がなく、当初の目的を達成したと判断したため、条例を廃止するものです。	パブコメ +2	①厚木市都市農業振興計画中間見直し検討委員会 ②R4.7.28 ③11人(3人)	①R4.6.30 ②9人 ③7件			①R4.9.1~10.3 ②0人 ③0件	農業政策課
13	自転車活用推進計画の策定	環境保全、観光振興、健康増進など、様々な効果が期待される自転車の活用について、行政の役割を明確にし、本市の自転車に関する様々な取組について、①コンパクト・プラス・ネットワーク、②セーフコミュニティ、③カーボンニュートラル等の3つの視点から、自転車活用の総合的な指針として策定するものです。	パブコメ +2		①R5.1.31 ②5人 ③18件		①R4.10.3~10.14 ②市内駐輪場利用者(600人)アンケート票配布及びWEBインターネットモニターアンケート(120人) ③327件	①R5.2.6~3.8 ②1人 ③3件	都市計画課
14	厚木市防災都市づくり計画の策定	誰もが安心して安全に暮らせる災害に強い都市を目指して、防災を明確に意識した都市づくりを推進するため、多様な災害に対応した防災都市づくりの基本方針及び具体的施策等を示す「厚木市防災都市づくり計画」を策定するものです。	パブコメ +2	①都市計画審議会 ②R3.9~R4.11 ③15人(3人)	①R4.10.14 ②5人 ③7件(うち、該当3件) ※No.2と同じ意見交換会			①R5.1.4~2.3 ②1人 ③2件	都市計画課

No.	対象行為	概要	必要な 手続数	審議会	意見交換会	ワークショップ	意向調査	パブリックコメント	担当課
				①審議会等名 ②開催日 ③委員数(公募委員 数)	①開催日 ②参加者数 ③意見数	①開催日 ②参加者数	①実施期間 ②調査対象者(人数) ③回答件数	①実施期間 ②提出者数 ③意見数	
15	(仮称)歩いて楽しいまちづくり推進 計画の策定	中心市街地の全体構想(H24)で掲げる「歩いて 楽しいまち」の形成に向けて官民の連携を強化 するため、将来歩行者ネットワークやハード整 備とソフト施策の連携に関するなどを定め た実施計画を策定するものです。 (計画期間 令和4年度から令和13年度)	パブコメ +2	①厚木市本厚木駅周 辺まちづくり推進会議 ②R3.9~R4.4 ③12人(3人)		①R3.10~12 ②延44人		①R4.6.15~7.15 ②3人 ③14件	市街地整備課
16	厚木市住生活基本計画の改定	平成30年3月に策定した「厚木市住生活基本計 画」について、計画策定から5年目を迎え、住 環境を取り巻く状況の変化や「住生活基本計画 (全国版)」及び「神奈川県住生活基本計画」 の改定を踏まえ、本市の計画の改定を行うもの です。	パブコメ +2	①厚木市住宅運営審 議会 ②R4.9~R4.12 ③10人(2人)	①R4.11.15 ②5人 ③13件		①R4.6.2~6.20 ②18歳以上の市民 (2,000人) ③705件	①R5.2.1~.3.3 ②なし ③なし	住宅課
17	児童館再整備に関する基本方針の策定	中依知・緑ヶ丘・王子児童館に来館する児童の安全 確保、学校施設への複合化、施設の老朽化等の課 題を解決するため、同児童館の移転・再整備を実施 するものです。	パブコメ +1	①公共施設最適化検 討委員会 ②R4.6.10、10.6、 R5.2.21 ③10人(2人)	①R4.10.22 ②8人 ③11件			①R5.2.1~3.3 ②25人 ③35件	青少年課
18	厚木市耐震改修促進計画の改定	木造住宅等の耐震化を促進するための耐震改 修促進計画について、計画の目標、内容、各種 施策及び期間の見直しを行い、令和4年度を始 期とする新たな耐震改修促進計画に改定するも のです。	パブコメ +2		①R4.5.16 ②3人 ③4件		①R4.4.8~4.28 ②市内において活動 する建築に関連する 7団体 ③5団体	①R4.7.15~8.15 ②0人 ③0件	建築指導課
19	厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適 正処理等に関する規則の一部改正	粗大ごみの処理手数料として、規則の中では各 辺の長さの合計が300センチメートル以上の7種 類の粗大ごみを特定粗大ごみに位置付けていま すが、施行から約10年が経ち、規則に規定する 7種類以外にも、各辺の長さが300センチメー トル以上の物が散見されることから、特定粗大ご みの範囲や適用の見直しを行うものです。	パブコメ のみ					①R4.7.15~8.15 ②0人 ③0件	環境事業課
20	厚木市立保育所の運営基本方針の策定	保育を取り巻く課題に着実に取り組み、より 質の高い保育の提供を図るため、厚木市立保育 所の運営基本方針を策定するものです。	パブコメ +2	①厚木市子ども育成推 進委員会 ②R4.2.28 ③9人(2人)			①R3.11.12~11.30 ②市内で認可保育所 を運営する法人23法 人 ③23件	①R4.4.1~5.2 ②1人 ③4件	保育課

市民参加手続点検内容
(市民参加条例及び市民参加条例施行規則の一部抜粋)

1 審議会

【条例（自治基本条例）】

（審議会等の運営）

第31条 市長等は、附属機関その他これに類する機関（以下「審議会等」という。）を設置し、及び運営しようとするときは、審議会等の設置目的、審議内容等に応じ、審議会等の委員の全部又は一部を公募するよう努めるものとする。

2 市長等は、審議会等の委員を適正に選任するとともに、その選任理由等について説明しなければならない。

3 審議会等は、正当な理由がない限り、会議を公開するものとする。

4 審議会等は、必要に応じて、関係者からの意見等の聴取その他の効果的な方法により市民の意見等を求め、その意見等を審議に反映させるよう努めるものとする。

【条例】

（審議会等の運営）

第9条 審議会等の運営は、自治基本条例第31条の規定によるほか、次項から第4項までに定めるところによる。

2 実施機関は、審議会等の委員の公募に当たっては、次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 選考の基準及び方法

(2) その他必要な事項

3 実施機関は、審議会等を開催したときは、会議録を作成し、その概要を公表しなければならない。

4 実施機関は、審議会等から会議の結果等の報告を受けたときは、当該報告の概要その他必要な事項を公表しなければならない。

【規則】

(審議会等の委員の公募等)

第3条 市長は、条例第9条第2項に規定する審議会等の委員の公募に当たっては、審議会等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、原則として委員の総数の5分の1以上を公募により選出するよう努めるものとする。

- (1) 法令により委員の資格が限られているもの
- (2) 委員に対して特に専門的な識見が要求されるもの
- (3) 個人の秘密に属する事項を含む個人情報を取り扱うもの
- (4) その他公募による委員の選任が適当でないと市長が認めるもの

2 条例第9条第2項第1号に規定する選考の基準及び方法は、次のとおりとする。

(1) 公募による委員の資格は、次のとおりとすること。

ア 公募を実施する審議会等の委員の任期の初日において、本市における他の審議会等の委員でない者

イ 原則として18歳以上の市民

ウ 本市の職員及び議員でない者

(2) 公募の委員の選考は、次のいずれかの方法により行うこと。

ア 小論文等による選考

イ 面接による選考

ウ 書類選考

3 条例第9条第2項第2号に規定する必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 審議会等の名称及び所掌事務
- (2) 募集する委員の数及び任期
- (3) 応募資格及び応募方法
- (4) 会議開催の予定時期及び予定回数

(5) 報酬等の有無

(6) その他市長が必要と認める事項

4 委員を公募する期間は、原則として30日以上とする。

5 市長は、審議会等の委員を選任したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 審議会等の名称

(2) 委員を募集した期間

(3) 委員の選考方法

(4) 応募者及び選任した委員の数及び選任理由

(5) その他市長が必要と認める事項

2 パブリックコメント

【条例】

(パブリックコメント手続の実施)

第10条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 対象行為の案及び当該案に関する資料
- (2) 意見等の提出先、提出方法及び提出期間
- (3) その他必要な事項

2 実施機関は、パブリックコメント手続において、意見等の提出があったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 対象行為の案の概要
- (2) 提出された意見等の概要
- (3) 提出された意見等に対する実施機関の考え方
- (4) 対象行為の案を修正した場合は、その内容
- (5) その他必要な事項

3 意見等の提出期間は、第1項の規定による公表の日から30日以上とする。

4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由があるときは、30日を下回る意見等の提出期間を定めることができる。この場合においては、第1項に規定する公表の際、その理由を明らかにしなければならない。

(再度のパブリックコメント手続の実施)

第11条 実施機関は、パブリックコメント手続により提出された意見等に基づき修正された対象行為の案が、前条第1項の規定により公表した対象行為の案と異なるものとなったときは、再度パブリックコメント手続を実施することができる。

【規則】

(パブリックコメント手続)

第4条 条例第10条及び第11条に規定するパブリックコメント手続による意見等の提出方法は、次のとおりとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) パブリックコメント手続を実施する所管課が指定する場所への書面の持参
- (5) その他市長が必要と認める方法

2 パブリックコメント手続により意見等を提出しようとする者は、住所、氏名その他市長が必要と認める事項を明らかにしなければならない。この場合において、意見を提出しようとする者が明らかにする必要がある事項については、意見等の募集の際に明示するものとする。

3 意見交換会

【条例】

(意見交換会の開催)

第12条 実施機関は、意見交換会を開催しようとするときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 意見交換会の名称及び議題
- (2) 開催日時及び開催場所
- (3) その他必要な事項

2 実施機関は、意見交換会を開催したときは、開催記録を作成し、その概要を公表しなければならない。

3 実施機関は、意見交換会で出された意見等の概要及び当該意見等に係る実施機関の考え方その他必要な事項を公表しなければならない。

【規則】

(意見交換会)

第5条 条例第12条第1項に規定する公表は、原則として当該意見交換会の開催日の2週間前までに行わなければならない。

2 条例第12条第2項に規定する開催記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見交換会の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 参加者数
- (4) 議事の経過及び発言の要旨
- (5) その他市長が必要と認める事項

4 ワークショップ

【条例】

(ワークショップの開催)

第14条 実施機関は、ワークショップを開催しようとするときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) ワークショップの名称及び議題

(2) 公募の方法

(3) その他必要な事項

2 実施機関は、ワークショップを開催するに当たっては、共同作業を通じて多様な提案を引き出すとともに、当該提案が実現可能なものとなるよう助言するものとする。

3 実施機関は、ワークショップを開催したときは、開催記録を作成し、その概要を公表しなければならない。

4 実施機関は、ワークショップにおいて実現可能な提案がなされたときは、当該提案の概要及び当該提案に係る実施機関の考え方その他必要な事項を公表しなければならない。

【規則】

(ワークショップ)

第7条 条例第14条第2項に定めるもののほか、市長は、ワークショップの開催に当たっては、議題、作業内容及び実施回数の設定並びに会議を進行する者の選任等を適切に行い、参加者の誰もが自由に意見を述べ、又は議論することができる環境を確保するよう努めるものとする。

2 条例第14条第3項に規定する開催記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) ワークショップの名称

(2) 開催日時及び場所

- (3) 参加者数
- (4) 議事の経過及び発言の要旨
- (5) その他市長が必要と認める事項

5 意向調査

【条例】

(意向調査の実施)

第15条 実施機関は、意向調査を実施しようとするときは、その目的を明らかにするとともに、回答に必要な情報を提供しなければならない。

2 実施機関は、意向調査の実施後、その結果を公表しなければならない。

【規則】

第8条 条例第15条第2項の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 意向調査の名称
- (2) 意向調査の目的、方法及び対象
- (3) 意向調査の実施時期
- (4) 回答率及び集計結果
- (5) その他市長が必要と認める事項

6 共通

【規則】

(公表の方法)

第10条 条例及びこの規則の規定による公表は、次に掲げる方法のうち、市長が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 次に掲げる場所での閲覧又は配布

ア 市民参加の事務を実施する所管課の窓口

イ 市政情報コーナー

ウ 厚木市地区市民センター

エ 厚木市役所連絡所

オ 厚木市立中央図書館

(2) 市の広報紙への掲載

(3) インターネットを利用したの閲覧

(4) その他市長が適当と認める方法

厚木市個人情報保護条例の改正に係る

意見交換会について

意見交換会の名称	厚木市個人情報保護条例の改正に係る意見交換会	
開催日時	令和4年7月4日(月)午後6時 30 分から7時 30 分まで	
開催場所	厚木市役所本庁舎4階大会議室	
参加者数	11 人	
担当課	行政総務課	
結果公開日	令和4年7月 19 日(火)	
会議の経過	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 事務局から案件の説明 3 意見交換 4 閉会 	
	質問・意見の概要	市の考え方
1	厚木市個人情報保護条例の改正とのことだが、説明を聞いていると名称が変わるような印象を受けた。改正ではなく、新たな名称を使った制定になると思うが、名称は決まっているか。	名称について、改正法(改正された個人情報の保護に関する法律)に規定はないため、これまでどおり個人情報保護条例とするか、違う名称にするかは、現在検討中です。パブリックコメントまでにはお示しする予定です。
2	市民の定義は法律で定義されているのか、市独自で定義しているのか。	法律に定義はされていませんが、自治基本条例で定めている、市民の定義が適用されると考えています。
3	手数料について、実費相当とのことだが、現在と同様と考えてよいか。	これまでと同様に、資料の写しを交付する場合の実費(複写代金等)を負担していただきます。

4	<p>法律があつて条例があると思うが、法律の範囲を超えた部分をどうするか。例えば各地の実情に応じた横出し条例など。</p>	<p>法律に抵触しない部分については、規定が可能であるため、独自に定めます。</p>
5	<p>スケジュールについて、関係する条例等の改正もあるように思うが、9月のパブリックコメントにおいて、他に一緒に実施するものは何かあるか。</p>	<p>情報公開条例の改正も予定しているため、9月にパブリックコメントを実施する予定です。</p>
6	<p>情報公開条例のパブリックコメントは同時に行うとのことだが、意見交換会は予定しているか。</p>	<p>情報公開条例の改正につきましては、改正部分について、今回の資料でお示しましたので、本日の意見交換会をもって、開催させていただいたとみなしています。</p>
7	<p>12月議会に提案予定とのことだが、3月まで時間的余裕がない。市民に対して分かりやすい説明を求める。</p>	<p>12月議会以降、3月までを準備期間とします。その間に、市民の皆様に分かりやすい説明を心掛け、制度の十分な周知を図ることができるよう努めていきます。</p>
8	<p>個人情報保護審査会の役割が今後どのように変わっていくか詳しく教えてほしい。</p>	<p>これまでの審査会は、審査請求に対して調査審議する役割に加えて、目的外利用などについて実施機関からの諮問に対し、調査審議する役割がありました。</p> <p>法改正後は、審査請求に対して調査審議することが主な役割に変わります。</p> <p>また、改正法では、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合において、条例で定めるところにより、審議会等を設置することも可能とされています。</p>
9	<p>個人情報保護審査会について、法律によって、禁止される事項があるとのことだがその部分が気になった。これまで厚木市独自にできていたことができなくなると、何か不都合が生じるか。</p>	<p>これまでは、個人情報保護審査会に意見を伺い、その意見を参考に、制度を運用していくことができていましたが、今後は市が判断をして、制度を運用していく必要があります。</p> <p>ただし、個人情報保護審査会に意見を伺ったとしても、最終的には市が判断をしてきましたので、不都合はないと考えています。</p>

10	<p>現行条例においては、本人収集の原則があるが、改正法においては、規定がない。その点についていかがか。</p>	<p>本人収集の原則について、条例に規定する予定はありませんが、原則として、本人からの収集によって事務を進めていく姿勢は変わらないものとします。</p>
11	<p>個人情報保護審査会に意見を聴くことが特に必要である場合とは、市の判断となるか。</p> <p>また、これまでは、市の判断で意見を伺っていたか。</p>	<p>市の判断となります。</p> <p>これまでにつきましては、市の判断で意見を伺う場合と、条例の規定に基づき意見を伺う場合とがありました。</p>
12	<p>行政機関等匿名加工情報について、実施が任意とされているが、今後取り組む予定はないということか。</p> <p>デジタル社会に向けて、データの活用をするということは分かるが、市民として不安な気持ちもある。実施する際は、審査機関の設置なども検討していただきたい。</p>	<p>安全管理措置等を講じる必要があるため、当分の間は実施を見送りますが、今後慎重に検討を重ね、いずれは導入をしていく予定です。</p> <p>市が保有するデータを復元できないように加工して、民間に提供するものでありますが、市民の皆様が不安に感じる部分もあると思います。そのため、市民の皆様に対して、十分な説明を行っていくと同時に、安全管理措置をしっかりと講じていくことが必要であると考えています。</p>
13	<p>個人情報保護審査について、市民公募をしないということだが、市民参加という点で見ると後退と感じる。どのようなプロセスがあったか、その経緯をしっかりと説明してほしい。また、現在の個人情報保護審査会での検討もあったか併せて説明してほしい。</p> <p>早急な結論ではなく、広く意見を聞き慎重な検討と丁寧な説明を求める。</p>	<p>法改正後は、個人情報保護審査会の中心的な役割が審査請求に対しての調査審議となります。そのため、より高度な専門的知見が求められますので、公募しないこととする方向としました。</p> <p>ただし、個人情報保護審査会に意見を伺いましたところ、制度の運用について、意見を伺うような審議会としての役割があるのであれば、公募の市民の方が入っていてもよいのではないかと意見がありました。そのため審査会と審議会をそれぞれ別に設置することも検討しております。</p>

14	<p>今までは、民間部門と公的部門で個人情報の定義が違ふとあるが、例えば、どのような点が異なっているか。</p>	<p>民間部門におきましては、個人情報の定義として、特定の個人を識別することができるものとして、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含むとされています。</p> <p>公的部門におきましては、容易にという文言が含まれていなかったため、その点が異なっていましたが、法改正後は、統一され、容易性が含まれることとなります。</p>
15	<p>尼崎市のような委託先における個人情報の漏えいを回避する方策として制定するルールはあるか。</p>	<p>改正法第 66 条第1項により、地方公共団体等は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとされています。</p> <p>個人情報の取扱いを委託する場合は、サイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考に、委託先によるアクセスを認める情報及び情報システムの範囲を判断する基準や委託先の選定基準を整備するとともに、委託先との契約において安全管理措置のために必要な条項(委託先における情報管理に関する条項、再委託先の選定に関する条項、委託先に対する監査に関する条項等)を盛り込んだ上で、定期的な監査を行う等、委託先に対して必要かつ適切な監督を行わなければならないとされています。</p>
16	<p>内容が理解できるまでに時間が必要である。事前に参加者を募り、先に資料を提示することで、より中身のある意見交換会になるのではないか。</p>	<p>貴重な御意見として、今後の意見交換会等の参考とさせていただきます。</p>

17	<p>市民に対しての説明会が 11 人で意味があるのか。意見交換会の事実としての位置付けのように感じた。個人情報の取扱いについて、気にしている市民は少なくはないので、もっと分かりやすいレベルの説明を求める。</p>	<p>今後、パブリックコメントや個人情報保護審査会、庁内での会議をとおして、条例の内容を具体的に決めていきます。条例の内容が決まり次第、市民の皆様に分かりやすい説明を心掛け、制度の十分な周知を図ることができるよう努めていきます。</p>
18	<p>全国統一ルールとなることで、厚木市の個人情報保護条例の水準と一定の自主性が後退しないように希望する。</p>	<p>法改正後も、本市の個人情報保護の水準が低下しないよう制度を運用していきます。</p> <p>法律から委任された事項や、条例での規定が許容される事項につきましては、本市の個人情報保護制度の状況を踏まえながら規定することとし、自主性が後退しないようにします。</p>

厚木市個人情報保護条例等の骨子に対するパブリックコメントの実施結果について

1 意見募集期間

令和4年9月1日（木）から10月3日（月）まで

2 意見の件数等

(1) 意見をいただいた人数 0人

(2) 意見の件数 0件

3 お問合せ先

(1) 担当課名 行政総務課

(2) 連絡先 046-225-2287

4 結果公開日

令和4年11月18日（金） 公開

地域防災計画改定及び防災都市づくり計画策定に係る

意見交換会について

意見交換会の名称	地域防災計画改定及び防災都市づくり計画策定に係る意見交換会	
開催日時	令和4年 10 月 14 日(金)午後7時から午後7時 50 分まで	
開催場所	厚木市役所 本庁舎4階大会議室	
参加者数	5人	
担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理課(地域防災計画の改定に関すること) ・都市計画課(防災都市づくり計画の策定に関すること) 	
結果公開日	令和4年 11 月8日(火)	
会議の経過	<ul style="list-style-type: none"> 1 開会 2 挨拶 3 概要説明 <ul style="list-style-type: none"> (1) 厚木市地域防災計画の改定について (2) 厚木市防災都市づくり計画の策定について 4 意見交換 5 閉会 	
	質問・意見の概要	市の考え方
1	地域防災計画について、当初策定の時期はいつか。また、直近では、いつ改定したのか。	当初、策定した計画は昭和 50 年代で、直近の改正は平成 31 年3月に行っています。
2	地域防災計画は、法律の規定に基づく計画か。	災害対策基本法に基づく計画です。
3	地域防災計画について、パブリックコメントの実施日程は決まっているのか。	令和4年 12 月以降の実施を予定しています。
4	防災都市づくり計画は、新規の計画か。	新たに策定する計画です。

5	<p>防災都市づくり計画は、法律や上位計画に従い、各自治体が策定する計画か。</p>	<p>国において「防災都市づくり計画策定指針」が公表されていますが、計画の策定は義務付けられていません。</p>
6	<p>地域防災計画について、様々な自然災害が発生している中、前回(平成30年度)の改定以降これまで見直しを行っていないことが疑問である。</p>	<p>法改正や県地域防災計画の改定の状況を踏まえ、見直しを行っています。</p>
7	<p>防災都市づくり計画の見直しの内容が不明確なので、もっと具体的にすべきである。計画の見直しがいい加減なものにならないよう、文章上で歯止めをかけることが大事だと思う。</p> <p>また、定期的見直しだけでなく、都市の変化や気候条件の変化により想定する災害や被害想定などの変更が生じた場合は計画を見直すというような、「時間軸」と「状況の変化」の2つに対して見直しができる計画にすべきと考える。</p> <p>毎年見直しを行いその上で今年計画を変更する必要はない、などということを公表すると、市民にとっても分かりやすい。</p>	<p>短期・中期・長期の期間を設定し、計画の見直しをすることとしています。このほかにも、状況の変化に応じて見直しを実施するなど、柔軟に対応していきます。</p>

厚木市防災意識に関する市民アンケート調査
集計結果

令和4年9月

厚 木 市

目 次

第1章 調査の概要	1
1 調査実施の目的	1
2 調査方法と回収状況.....	1
3 調査項目	1
4 地区区分	2
第2章 調査結果の詳細	3
1 回答者の基本情報について.....	3
2 災害発生時の避難行動等について.....	4
3 避難場所の機能について.....	8
4 災害時の情報収集の手段について.....	10
5 自主防災組織について.....	11
6 市の防災対策に対する意見等について.....	16

第 1 章 調査の概要



1 調査実施の目的

本市の地域防災に携わっている市民を対象に、本市の防災への取り組みやその実態についてアンケート調査を行い、回答結果を分析し市民ニーズを的確に把握するとともに、厚木市地域防災計画の策定に反映するための基礎資料とします。

なお、本調査は、自治基本条例第 29 条及び市民参加条例第 2 条第 7 号に基づく意向調査として実施するものです。

2 調査方法と回収状況

(1) 調査名

厚木市防災意識に関する市民アンケート調査

(2) 調査対象

厚木市に居住する自主防災隊長、民生委員・児童委員、防災指導員、防災推進員 計 960 人

(3) 調査方法

郵送によるアンケート調査

(4) 調査期間

令和 4 年 7 月 6 日（水）から令和 4 年 8 月 5 日（金）まで

回収状況

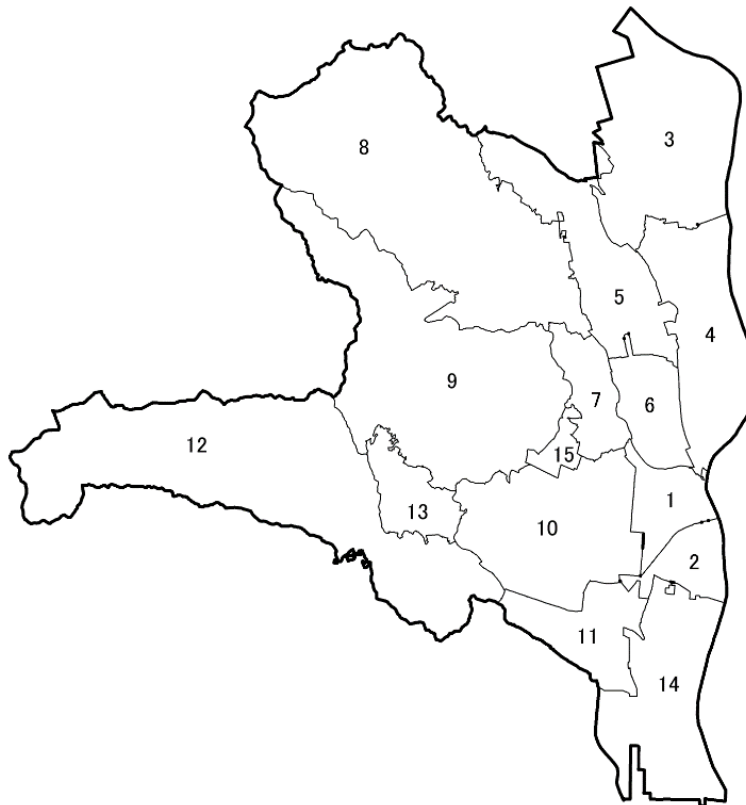
標本数 (A)	回収数 (B)		有効回収数 (B-C)	回収率 (B/A)	有効回収率 (B-C) / A
	回答数 (B)	無効数 (C)			
960	756	0	756	78.8 %	78.8%

※ 集計に当たり、1つだけ選択する質問に対し、複数回答している場合は、その設問における回答を無効として処理しています。

3 調査項目

- (1) 回答者の基本情報
- (2) 災害発生時の避難行動等について
- (3) 避難所の機能について
- (4) 災害時の情報収集の手段について
- (5) 自主防災組織について

4 地区区分



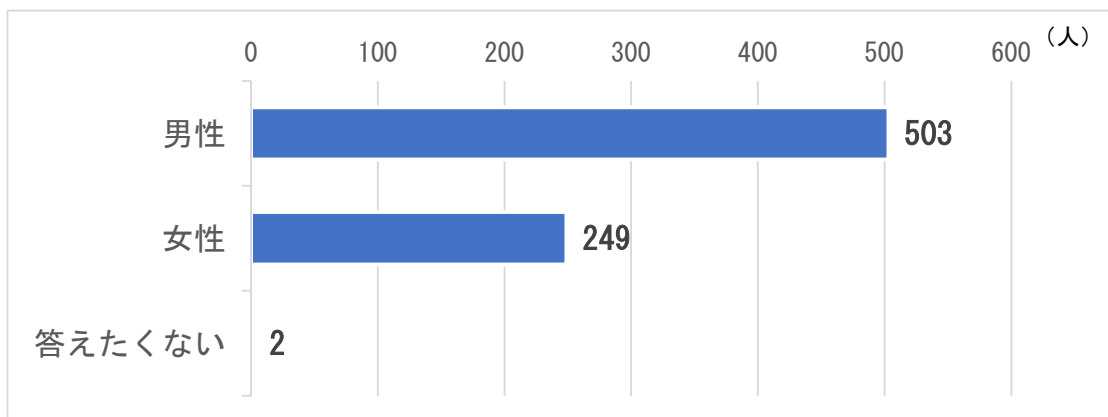
No.	地区	No.	地区
1	厚木北地区	9	小鮎地区
2	厚木南地区	10	南毛利地区
3	依知北地区	11	南毛利南地区
4	依知南地区	12	玉川地区
5	睦合北地区	13	森の里地区
6	睦合南地区	14	相川地区
7	睦合西地区	15	緑ヶ丘地区
8	荻野地区		

第2章 調査結果の詳細

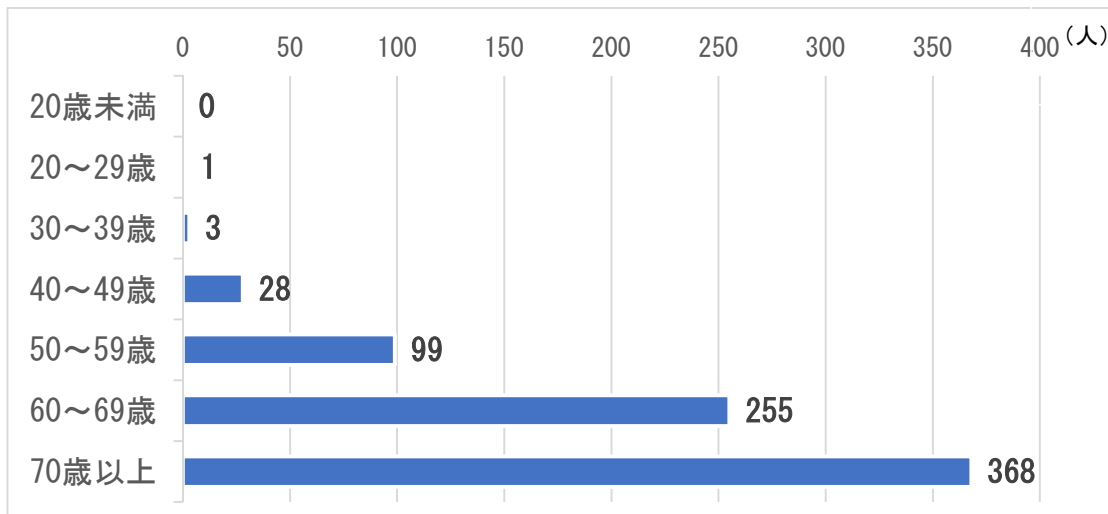


1 回答者の基本情報について

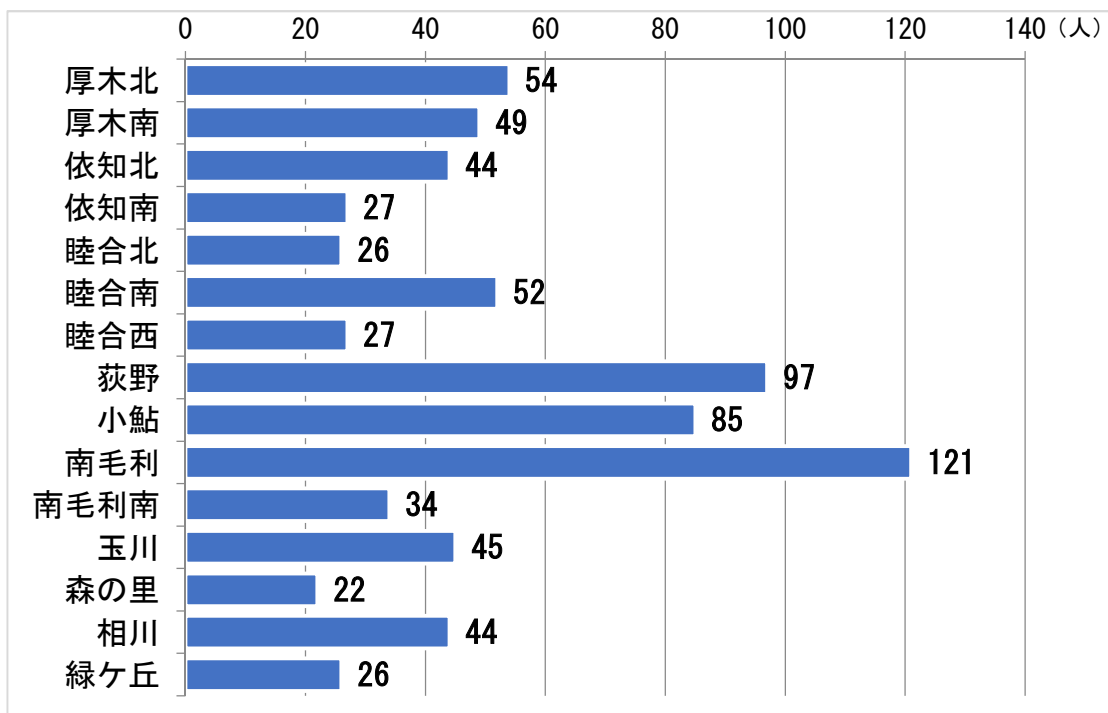
問1 あなたの性別についてお答えください。



問2 あなたの年齢についてお答えください。



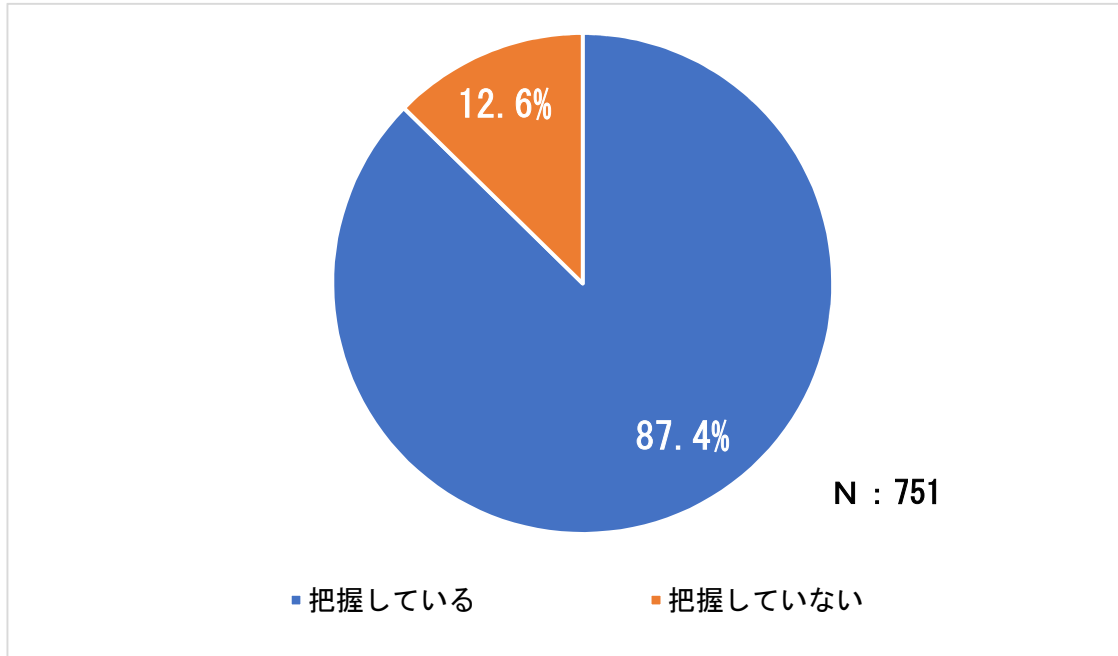
問3 あなたのお住まいの地区についてお答えください。(○は1つ)



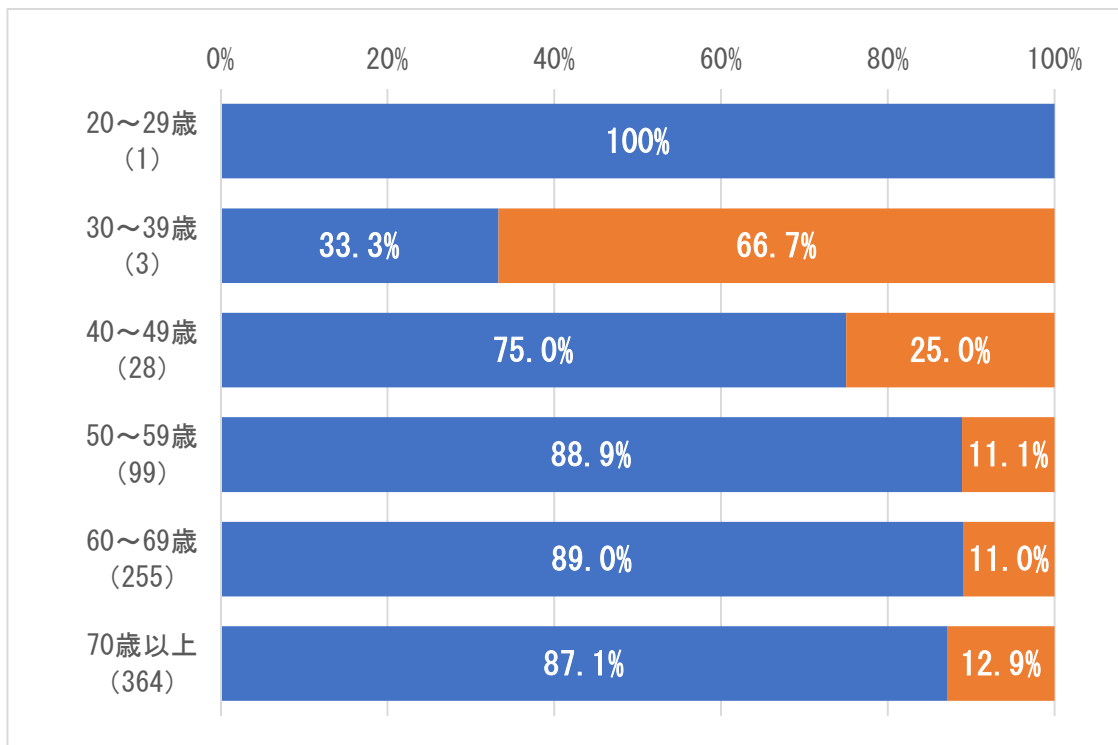
2 災害発生時の避難行動等について

問4 河川が氾濫した場合に、ご自分の地域やご自宅付近がどの程度の浸水になるか把握していますか。

全体



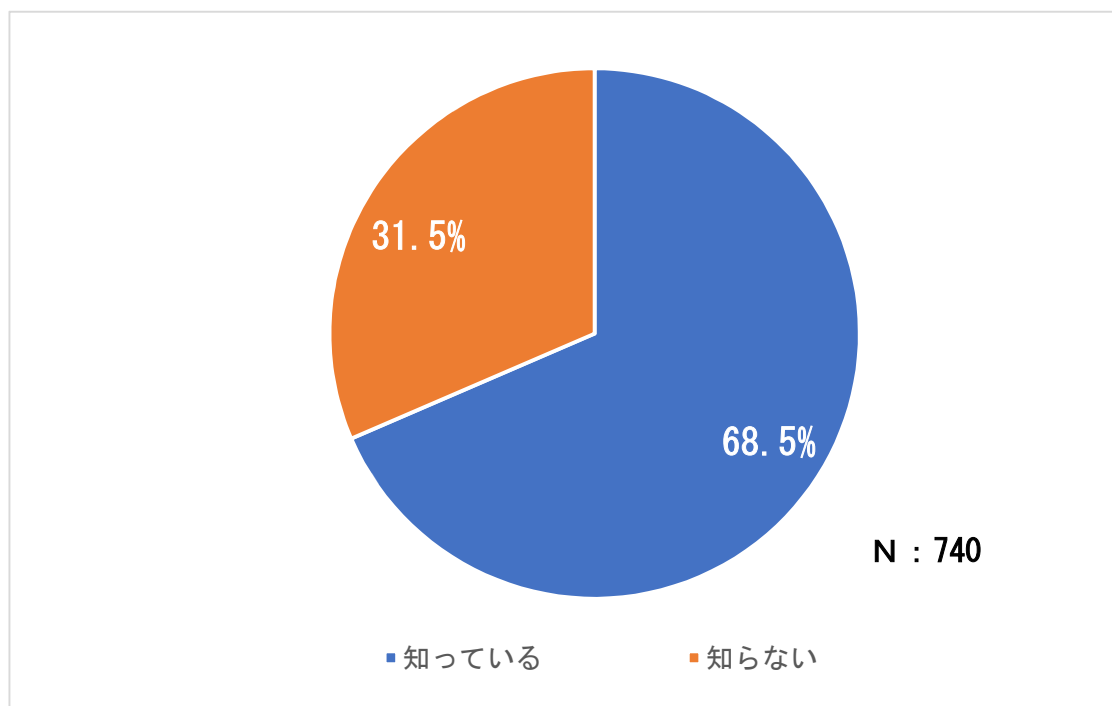
年齢階層別



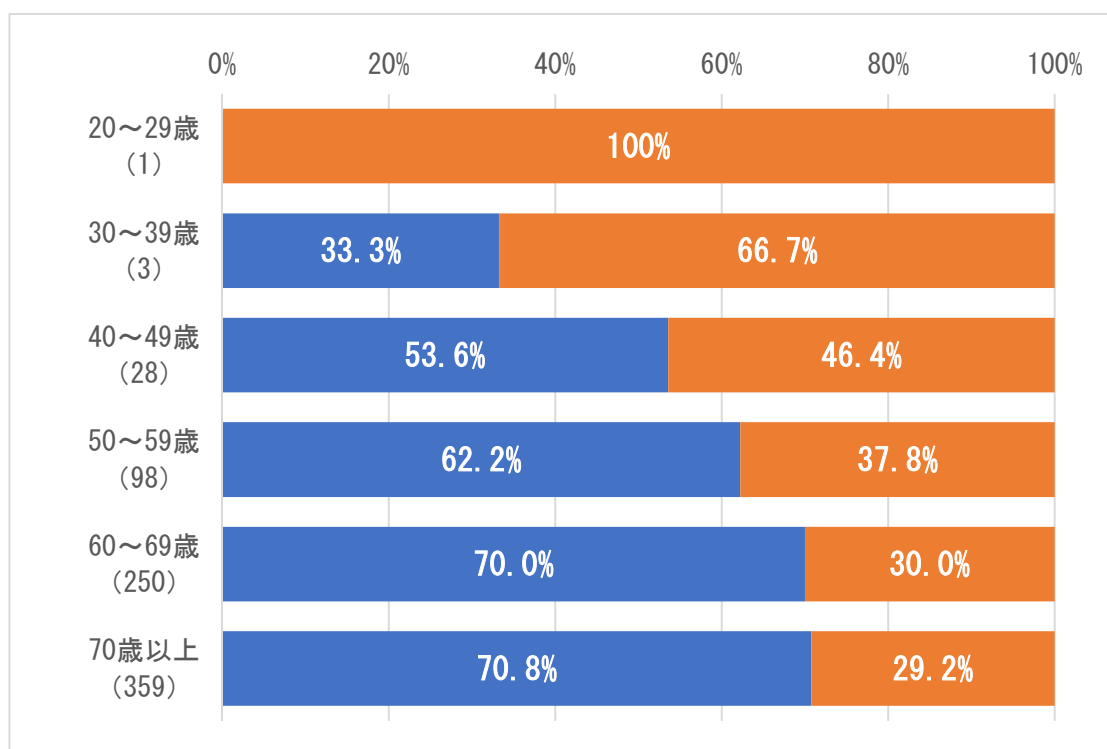
河川が氾濫した場合に、自宅やお住まいの地域の浸水リスクについて、把握しているか聞いたところ、把握していると回答した方の割合は87.4%となった。年齢階層別で見ると、40歳以上は75%以上が把握しているとの回答があった。

問5 令和3年5月に変更となった避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の違いについて知っていますか。

全体



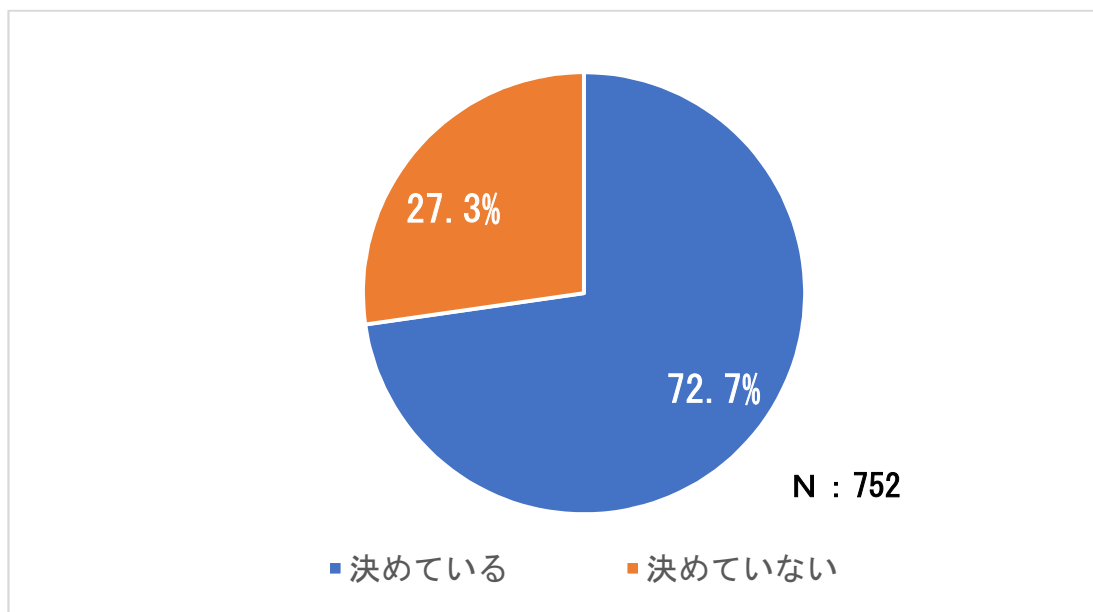
年齢階層別



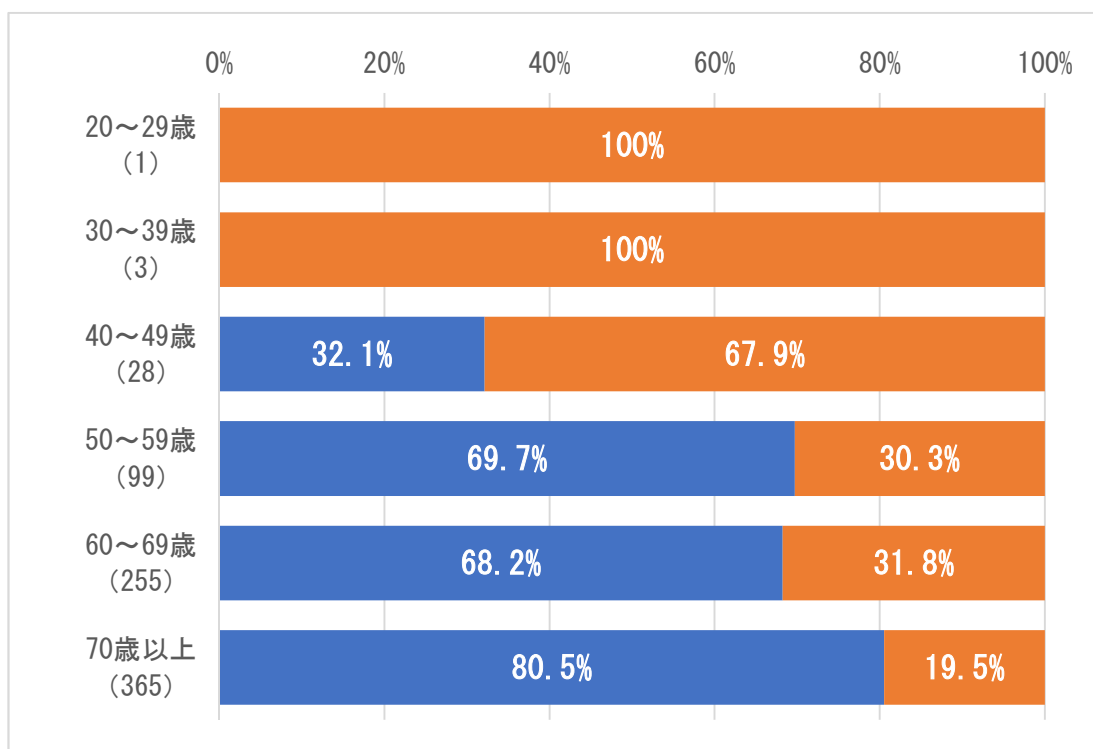
令和3年5月に変更となった避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の違いについて知ってるか聞いたところ、知っていると回答した方の割合は68.5%となった。年齢階層別でみると、60歳以上は70%以上が知っているとの回答があった。

問6 災害時の避難方法・行動を普段から決めていますか。

全体



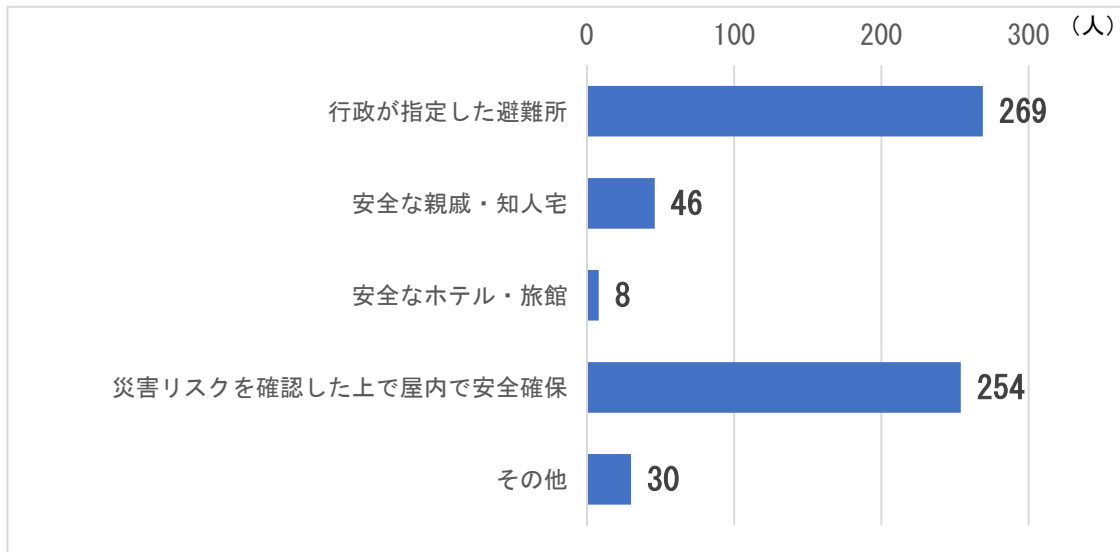
年齢階層別



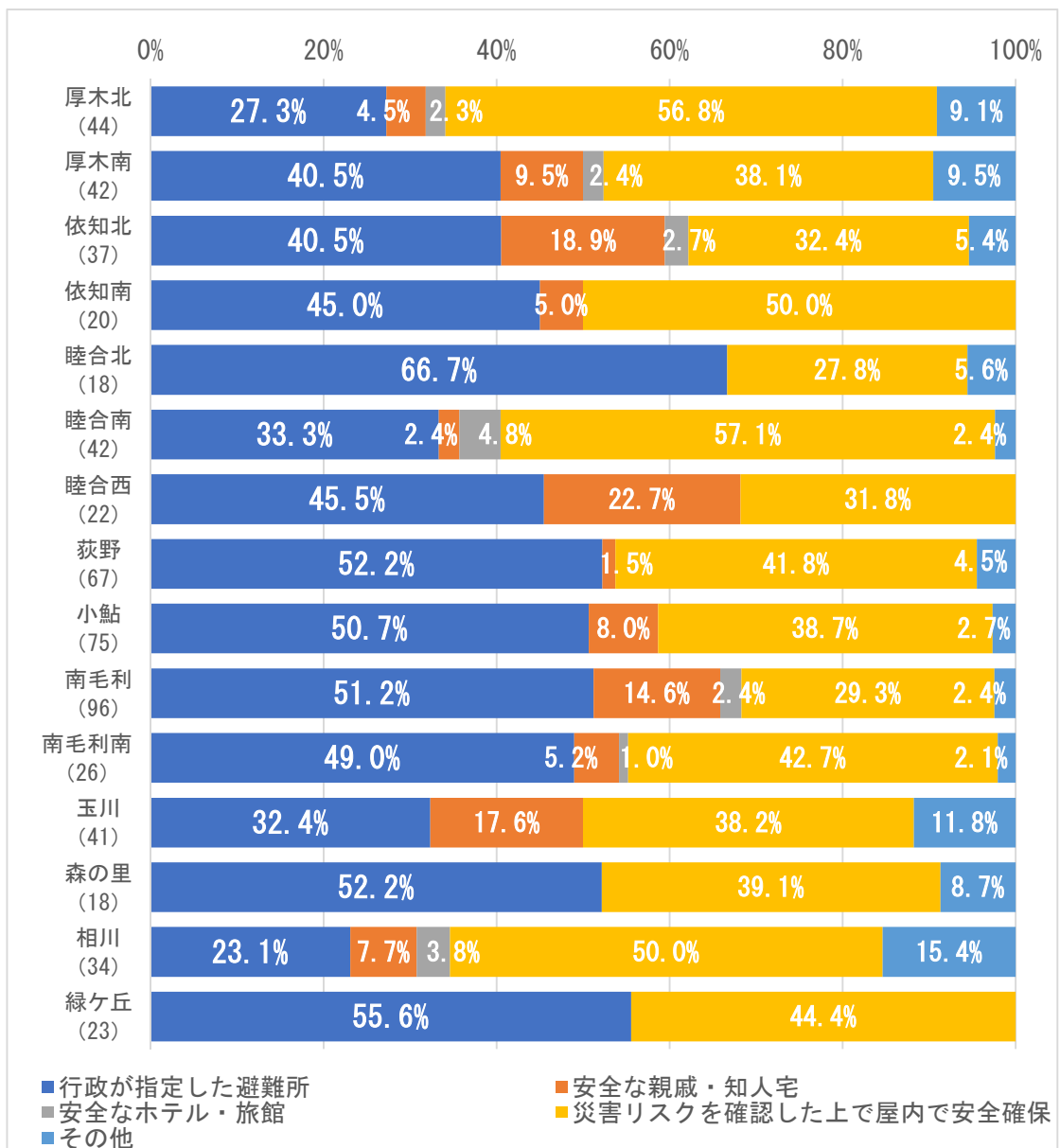
災害時の避難方法・行動を普段から決めているか聞いたところ、決めていると回答した方の割合は72.7%となった。年齢階層別でみると、50歳以上69歳未満の方は約70%、70歳以上の方は約80%の方が避難方法を決めているとの回答があった。

問7 問6で「1.決めている」と回答した方にお伺いいたします。洪水・浸水、土砂災害等の風水害に対する避難方法・行動についてお答えください。

全体



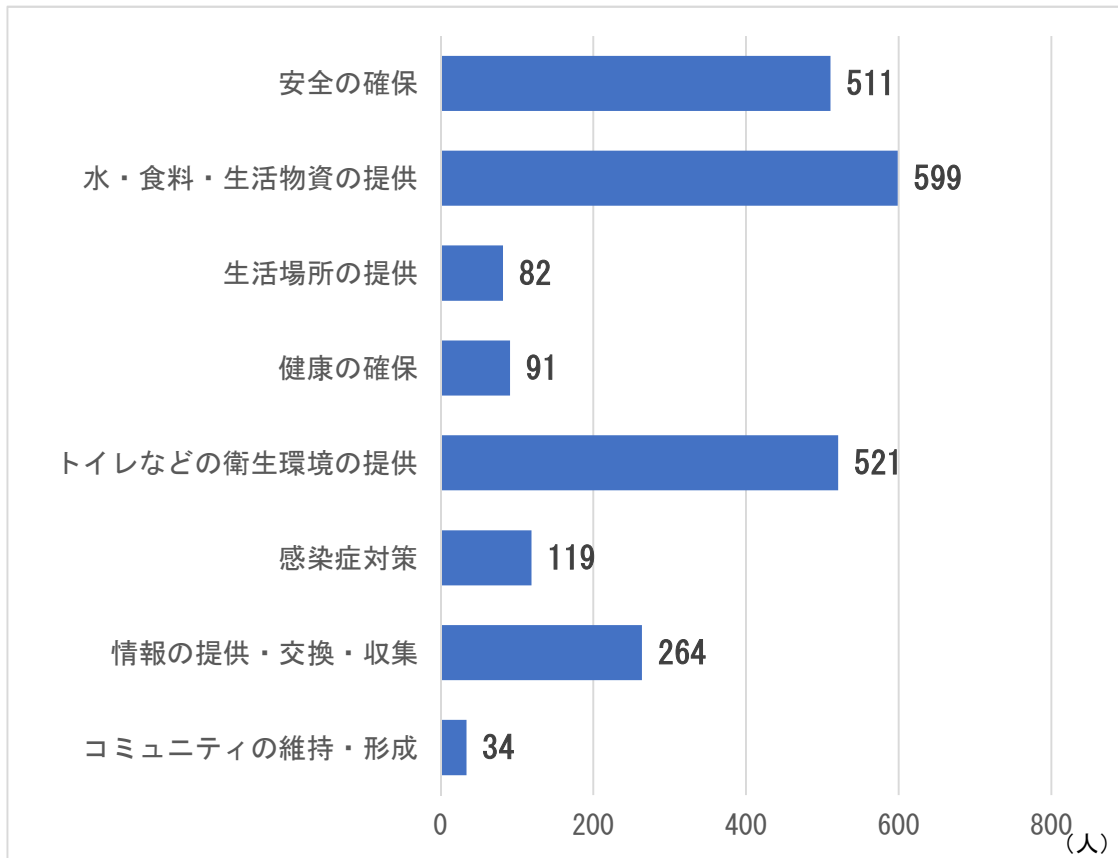
地区別



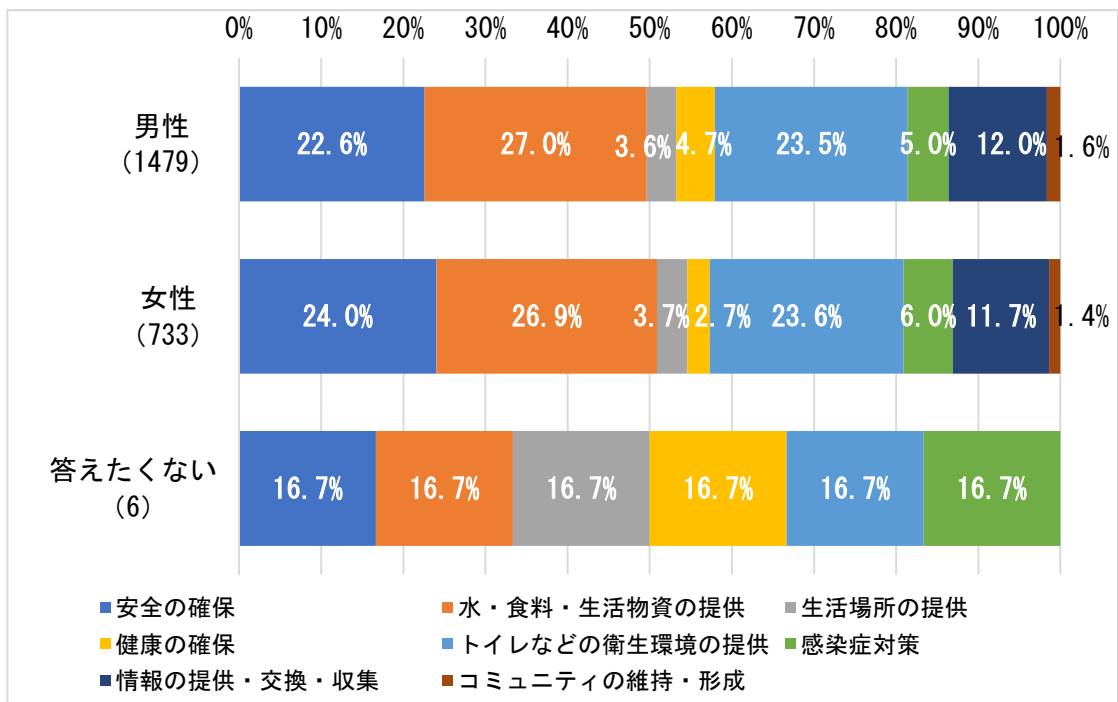
3 避難場所の機能について

問8 避難場所の機能として重要なものを以下の中から3つ〇をお付けください。

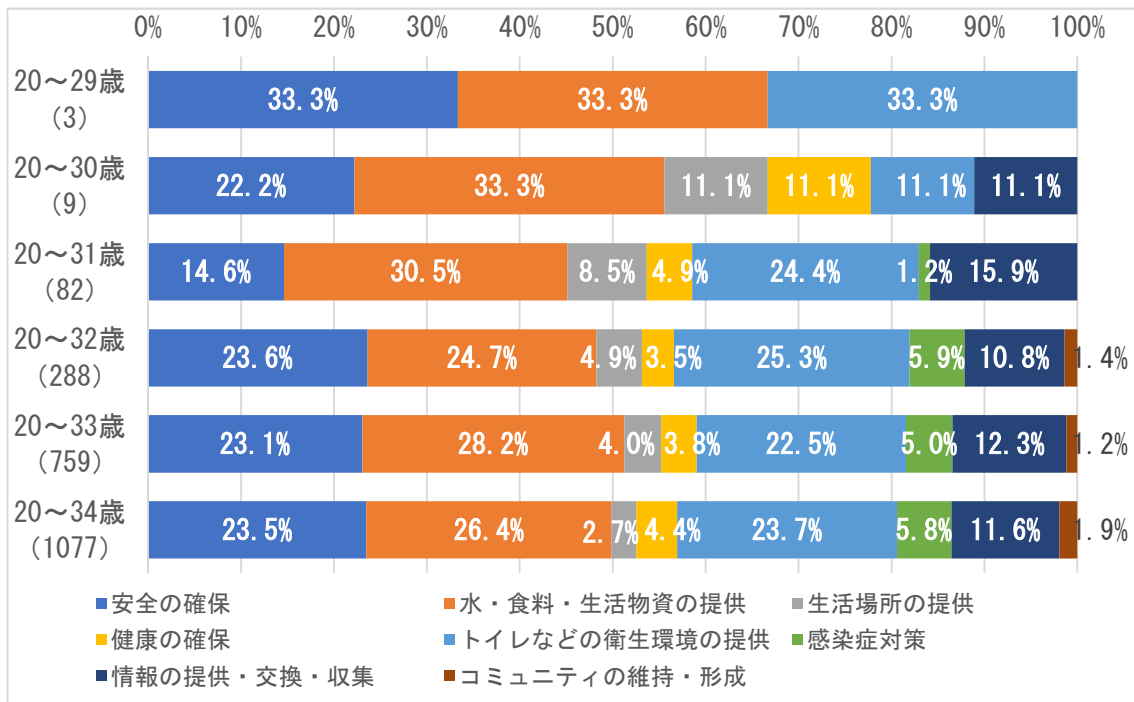
全体



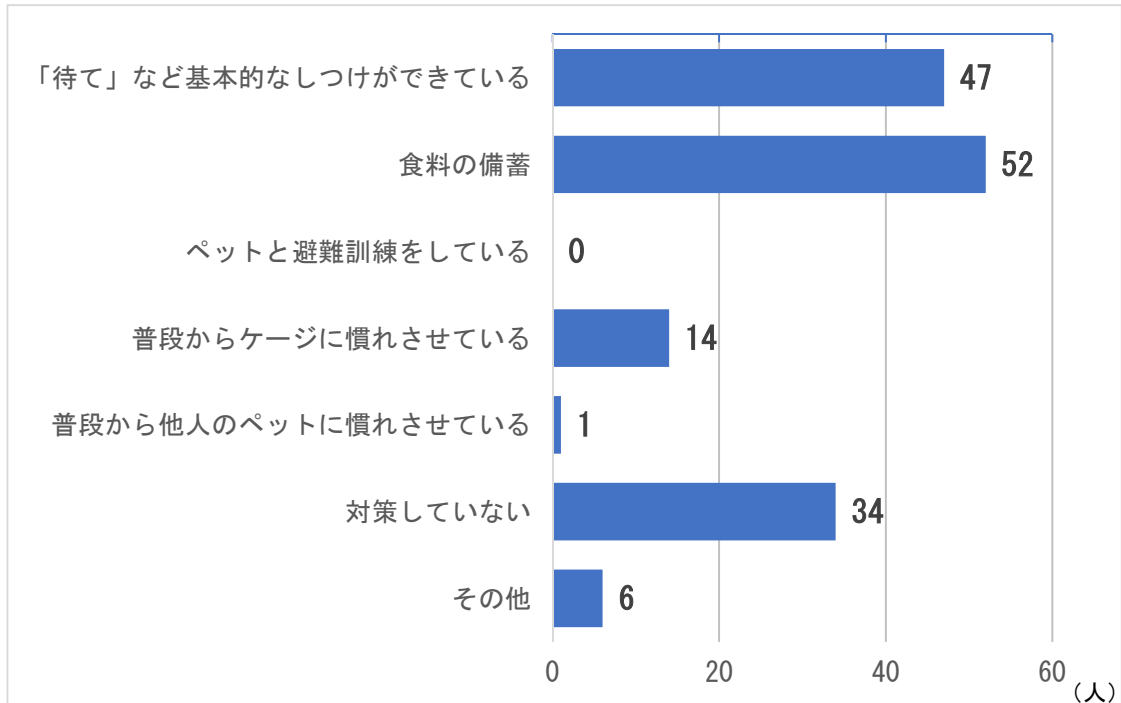
性別別



年齢階層別



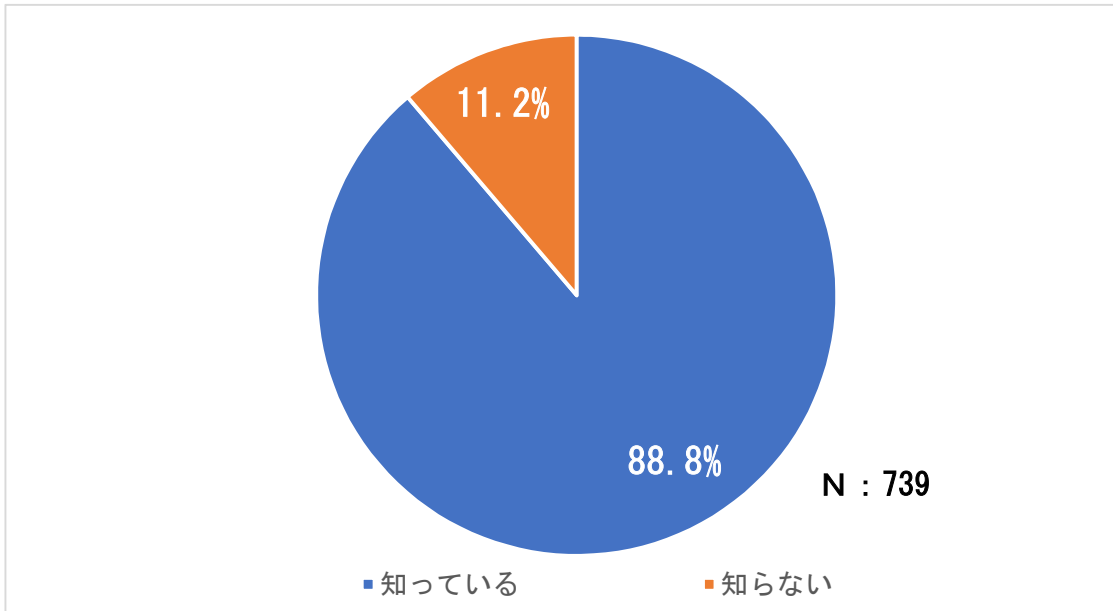
問9 ペット（犬又は猫）を飼っている方にお伺いいたします。ペットに対してどのような対策をしていますか。該当する番号に○をつけてください。



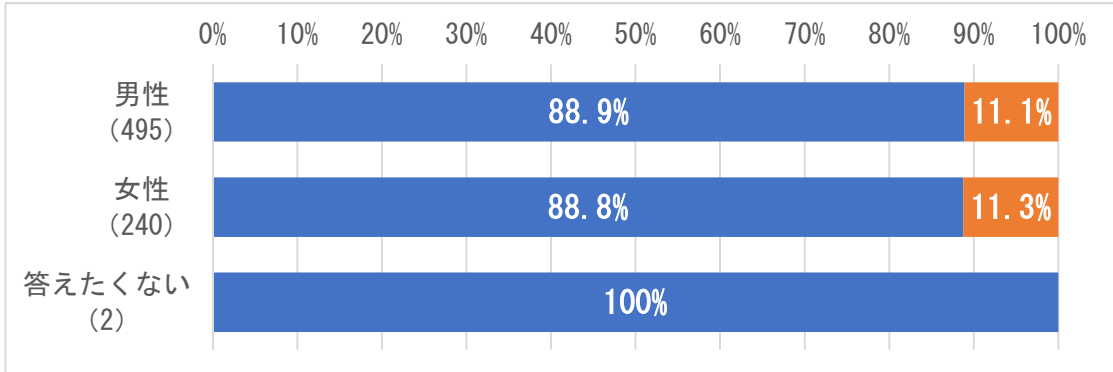
4 災害時の情報収集の手段について

問 10 市では、防災行政無線において災害情報をお知らせしています。防災行政無線以外にも、災害情報を入手する手段として、市ホームページ、メールマガジン、防災ラジオ、TVK（テレビ神奈川）データ放送、テレホンサービスがあることをご存知ですか。

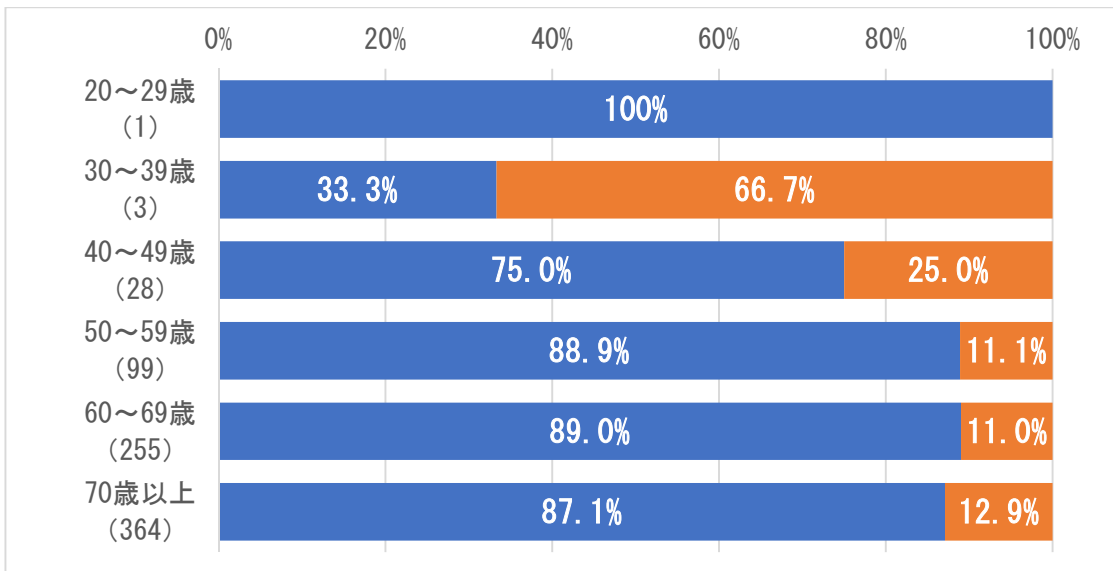
全体



性別別



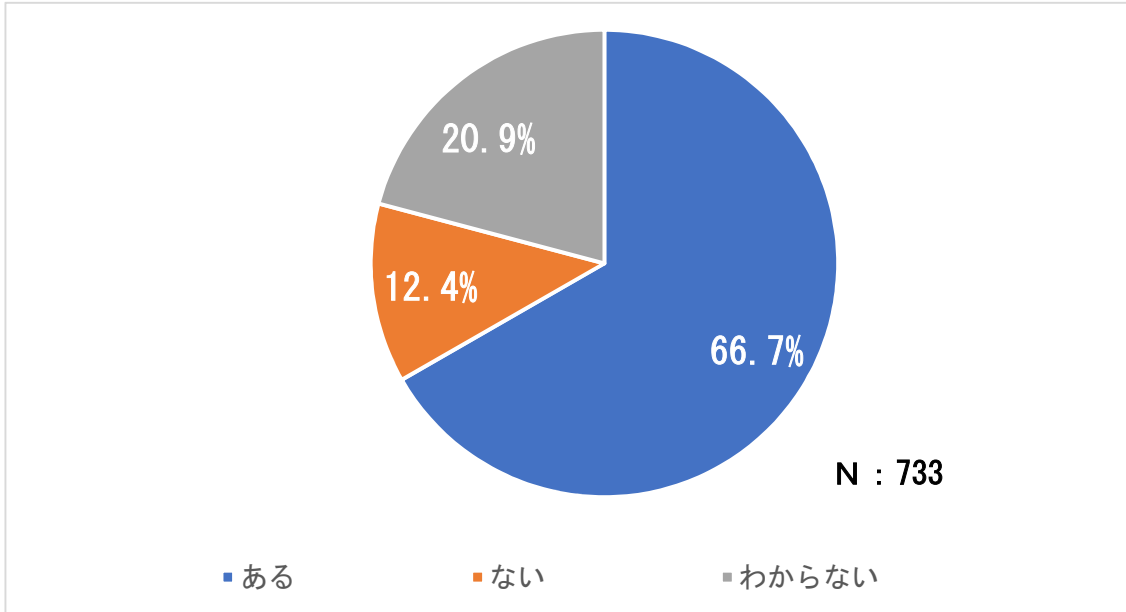
年齢階層別



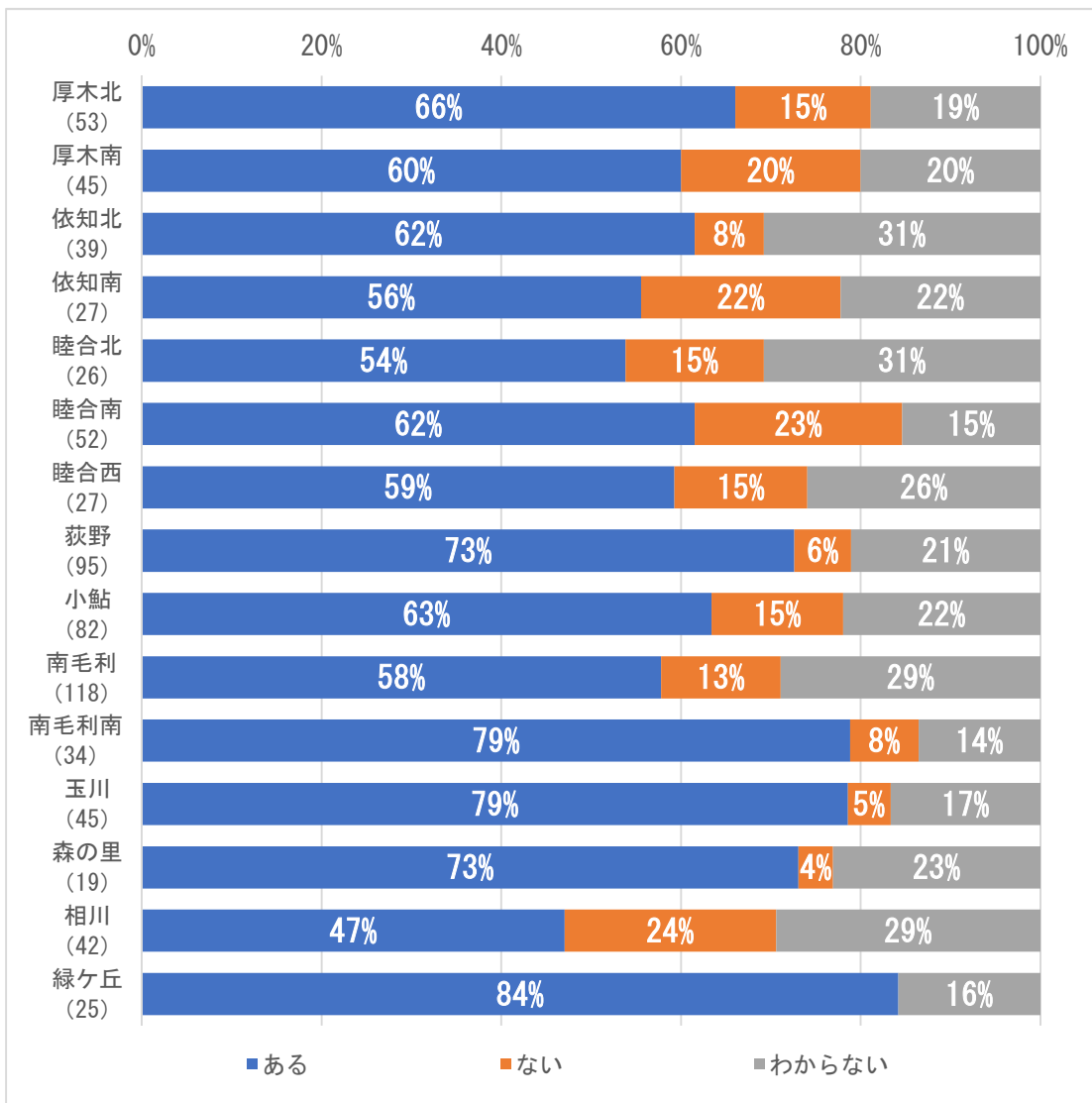
5 自主防災組織について

問 11 現在、貴自主防災隊の組織には、女性の参画はありますか。

全体

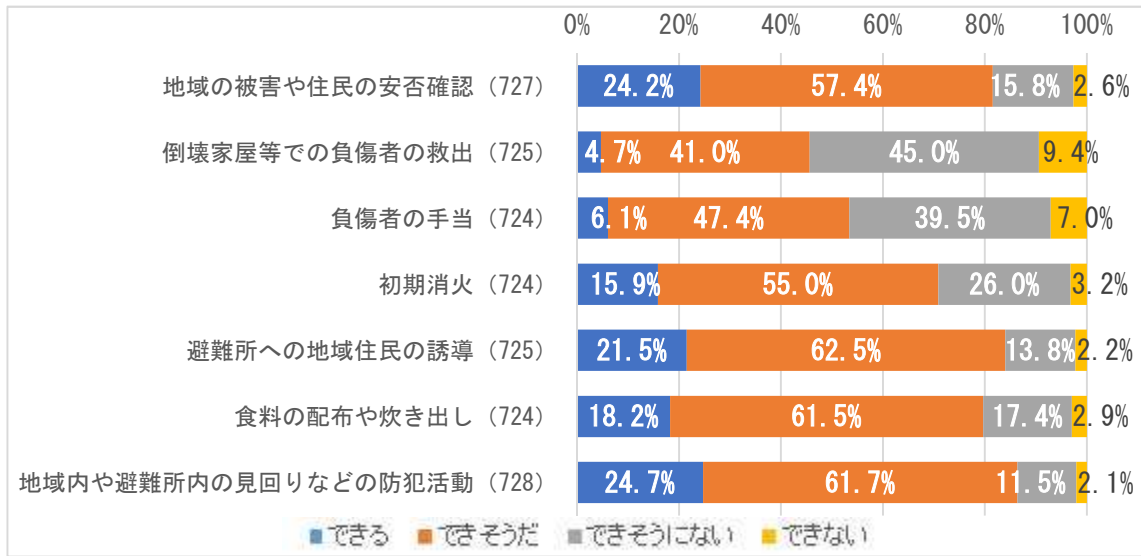


地区別



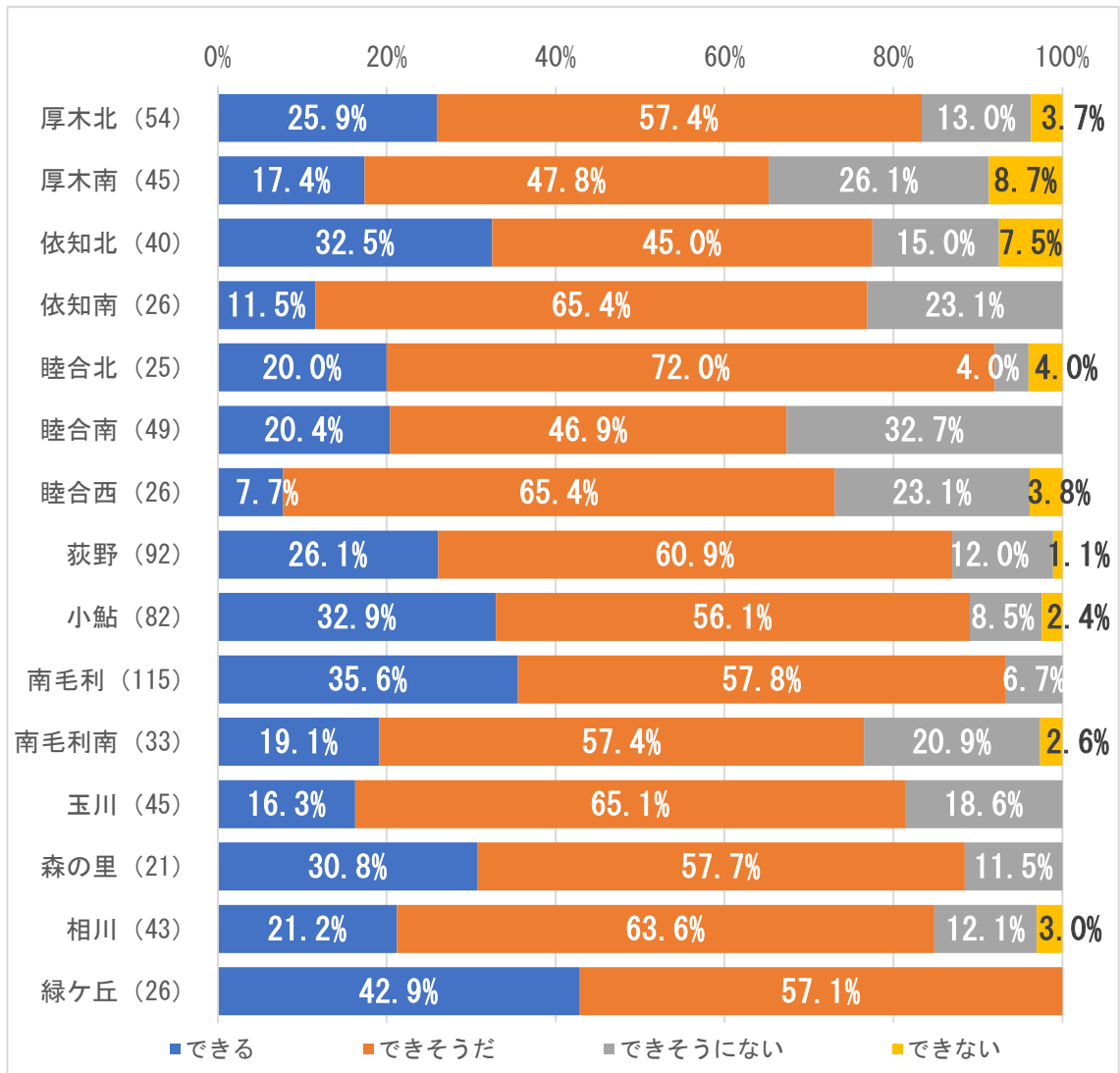
問 12 地震災害が起きた場合、自主防災隊の組織で次のような活動は実施できますか。
 (当てはまる番号に○をつけてください。)

全体

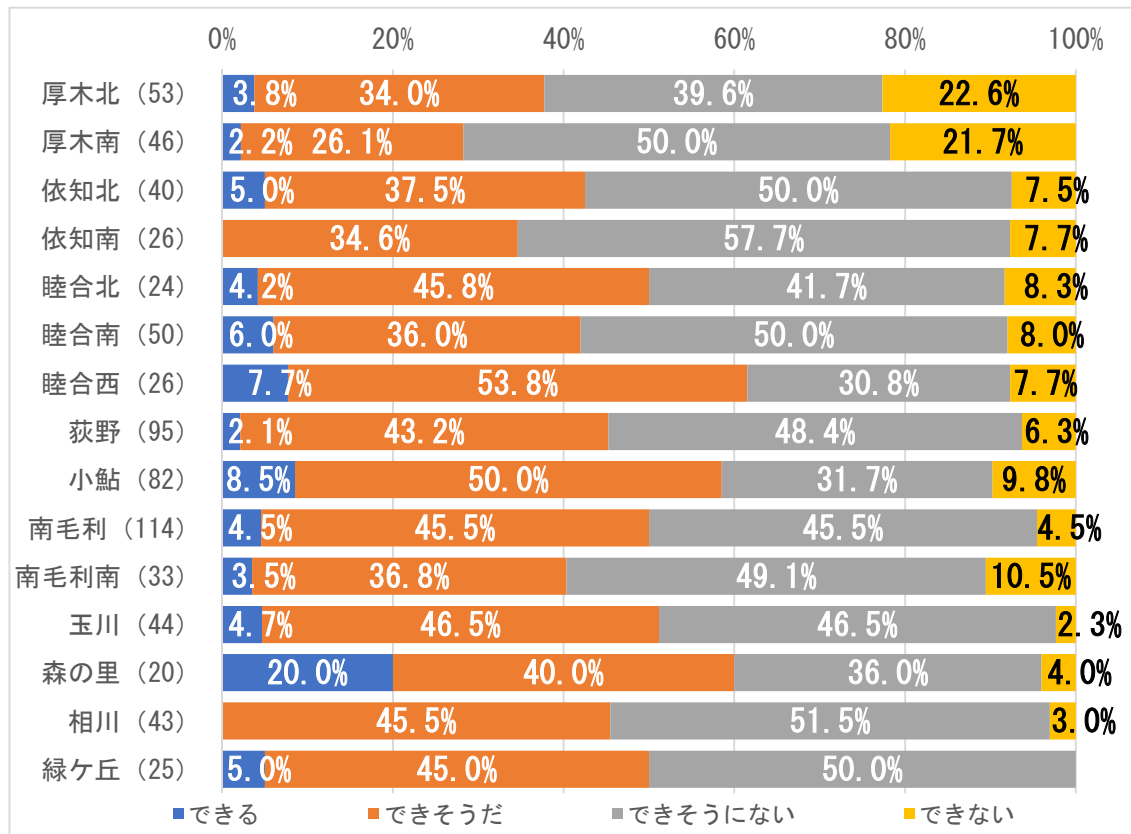


地区別

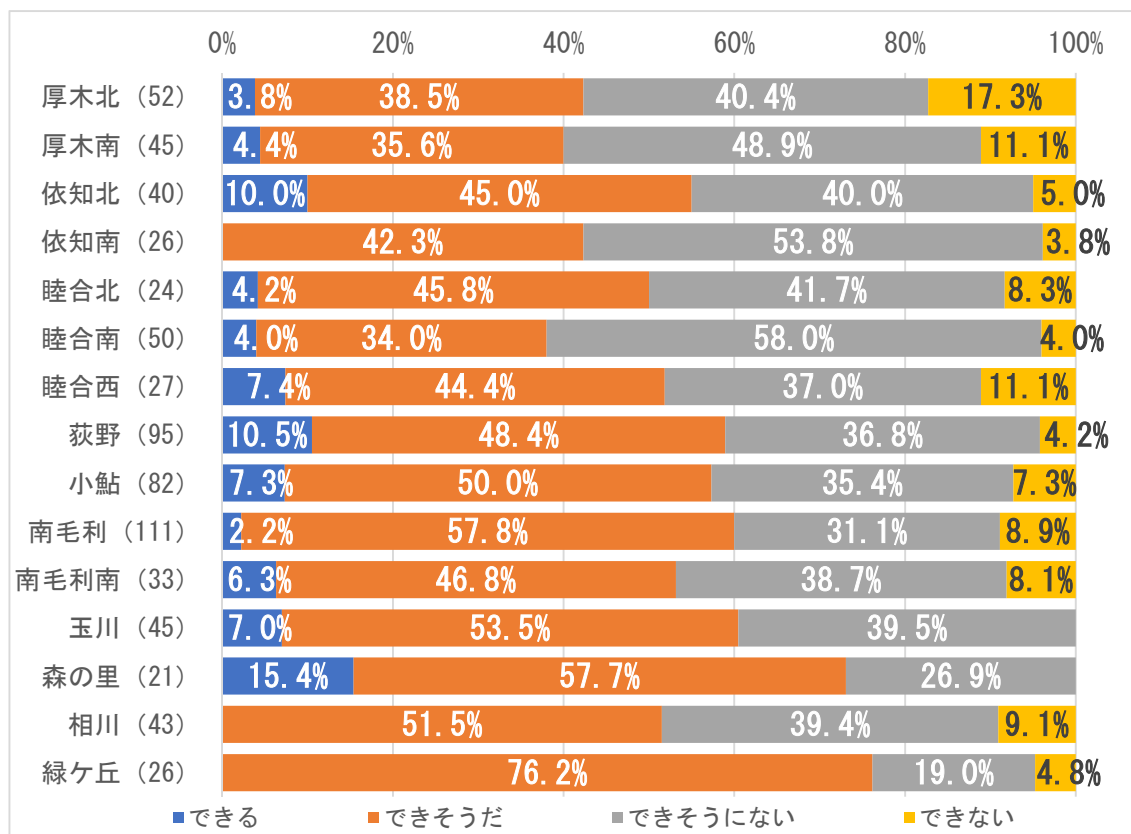
(1) 地域の被害や住民の安否確認



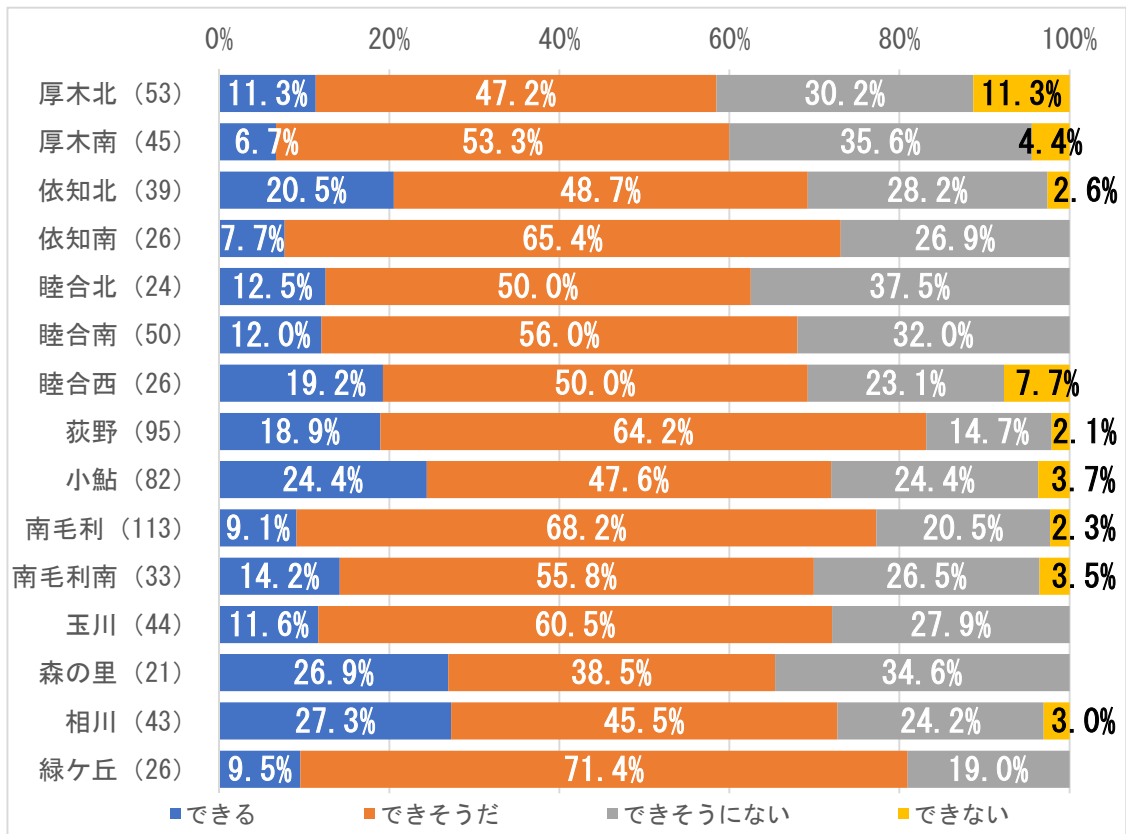
(2) 倒壊家屋等での負傷者の救出



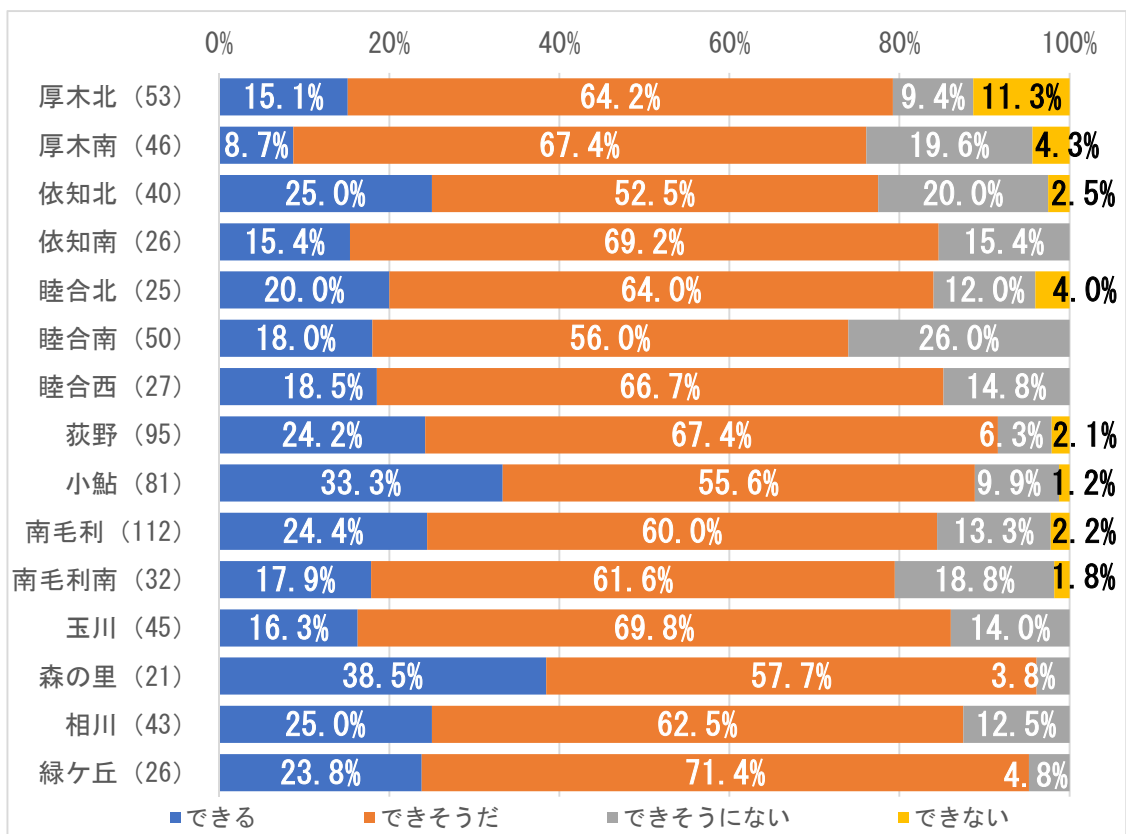
(3) 負傷者の手当



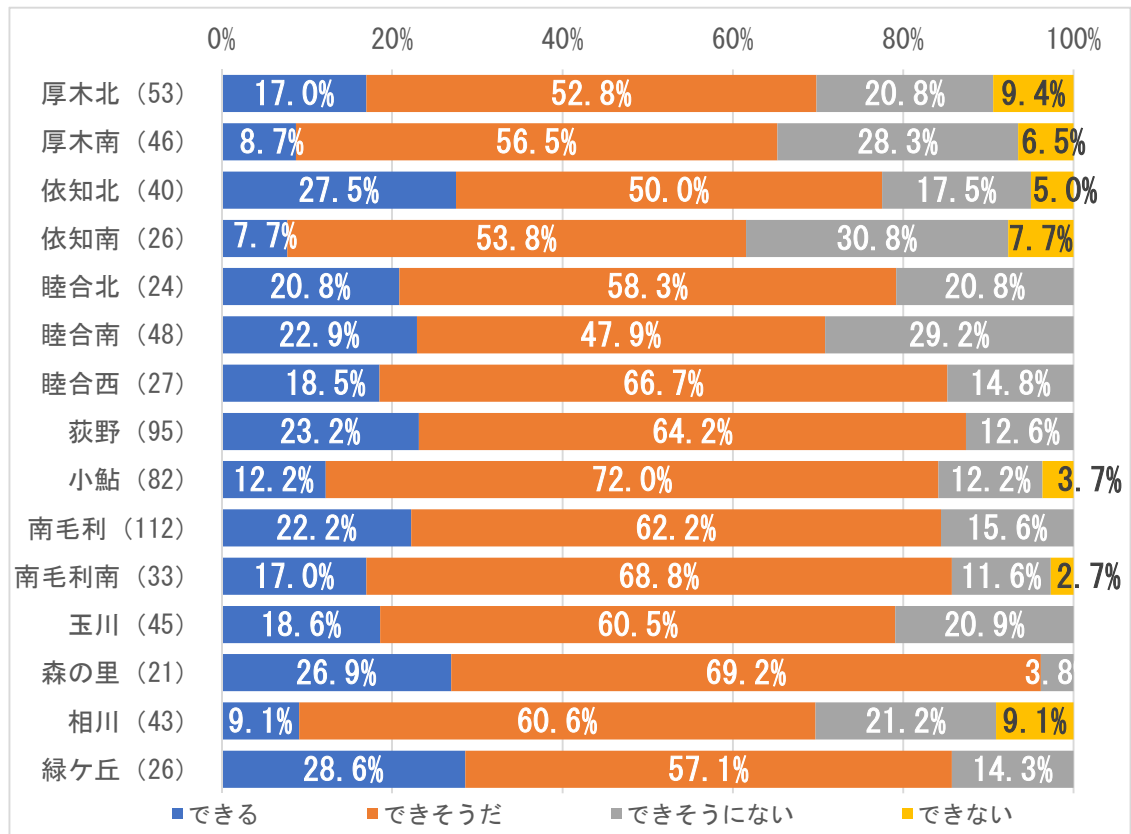
(4) 初期消火



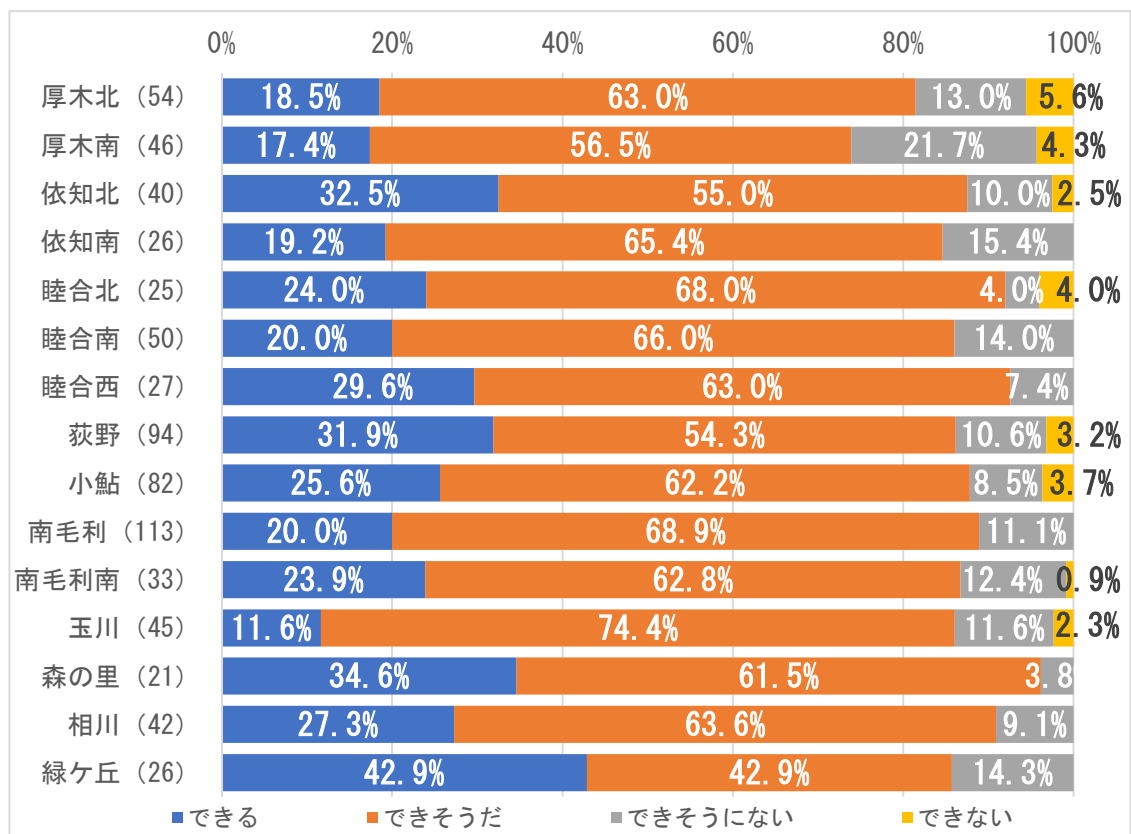
(5) 避難所への地域住民の誘導



(6) 食料の配布や炊き出し



(7) 地域内や避難所内の見回りなどの防犯活動



6 市の防災対策に対する意見等について

問 13 市の防災対策についてご意見・ご要望があれば、ご記入ください。

756 人から延べ 266 件の回答が得られました。回答の内容が複数の項目に渡る場合は、原文の内容を損なわないよう次のとおり分類しました。

項目	件数
行政に対する意見、要望	
避難場所に対する意見、要望	34
備蓄・防災倉庫について	11
防災行政無線や防災ラジオ、有線放送に対する意見、要望	20
ハザードマップ等、災害対策情報の周知	13
タイムライン、マニュアル等の整備	7
台風等の気象災害、洪水浸水被害に対する要望、対策	5
災害発生時の市の対応への意見、要望、質問	47
堤防・道路・河川環境整備等への意見、要望	12
地域に関すること	
高齢者を含む要配慮者に対する意見、要望	13
自治会、消防団の活動について	27
防災訓練について	21
自分自身で行う対策に関すること	
災害に対する心掛け	19
災害への不安	17
その他	
その他	20
合計	266

参考資料 1 集計表



1 ご回答者の基本情報について

【問1】 あなたの性別についてお答えください。

	回答数	回答率
1 男性	503	66.5%
2 女性	249	32.9%
3 答えたくない	2	0.3%
無回答	3	0.3%
合計	756	100%

【問2】 あなたの年齢についてお答えください。

	回答数	回答率
1 20歳未満	0	0%
2 20～29歳	1	0.1%
3 30～39歳	3	0.4%
4 40～49歳	28	3.7%
5 50～59歳	99	13.1%
6 60～69歳	255	33.7%
7 70歳以上	368	48.7%
無回答	2	0.4%
合計	756	100%

【問3】 あなたのお住まいの地区についてお答えください。(○は1つ)

	回答数	回答率
1 厚木北	54	7.1%
2 厚木南	49	6.5%
3 依知北	44	5.8%
4 依知南	27	3.6%
5 睦合北	26	3.4%
6 睦合南	52	6.9%
7 睦合西	27	3.6%
8 荻野	97	12.8%
9 小鮎	85	11.2%
10 南毛利	45	6.0%
11 南毛利南	121	16.0%
12 玉川	44	5.8%
13 森の里	26	3.4%
14 相川	34	4.5%
15 緑ヶ丘	22	2.9%
無回答	3	0.4%
合計	756	100%

2 災害発生時の避難行動等について

【問4】 河川が氾濫した場合に、ご自分の地域やご自宅付近がどの程度の浸水になるか把握していますか。

	回答数	回答率
1 把握している	656	86.8%
2 把握していない	95	12.6%
無回答	5	0.7%
合計	756	100%

【問5】 令和3年5月に変更となった避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の違いについて知っていますか。

	回答数	回答率
1 知っている	507	67.1%
2 知らない	233	30.8%
無回答	16	2.1%
合計	756	100%

【問6】 災害時の避難方法・行動を普段から決めていますか。

	回答数	回答率
1 決めている	547	72.4%
2 決めていない	205	27.1%
無回答	4	0.5%
合計	756	100%

【問7】 問6で「1. 決めている」と回答した方にお伺いいたします。洪水・浸水、土砂災害等の風水害に対する避難方法・行動についてお答えください。

	回答数	回答率
1 行政が指定した避難所	269	44.3%
2 安全な親戚・知人宅	46	7.6%
3 安全なホテル・旅館	8	1.3%
4 災害リスクを確認した上で屋内で安全確保	254	41.8%
5 その他	30	4.9%
合計	607	100%

※ 問6で災害時の避難方法・行動を普段から決めている方で複数回答があったため合計値が異なっています。

3 避難所の機能について

【問 8】 避難場所の機能として重要なものを以下の中から3つ〇をお付けください。

	回答数	回答率
1 安全の確保	511	23.0%
2 水・食料・生活物資の提供	599	27.0%
3 生活場所の提供	82	3.7%
4 健康の確保	91	4.1%
5 トイレなどの衛生環境の提供	521	23.5%
6 感染症対策	119	5.4%
7 情報の提供・交換・収集	264	11.9%
8 コミュニティの維持・形成	34	1.5%
合計	2,221	100%

【問 9】 ペット（犬又は猫）を飼っている方にお伺いいたします。ペットに対してどのような対策をしていますか。該当する番号に〇をつけてください。

	回答数	回答率
1 「待て」など基本的なしつけができています	47	30.5%
2 食料の備蓄	52	33.8%
3 ペットと避難訓練をしている	0	0%
4 普段からケージに慣れさせている	14	9.1%
5 普段から他人のペットに慣れさせている	1	0.6%
6 対策していない	34	22.1%
7 その他	6	3.9%
合計	154	100%

3 災害時の情報伝達手段について

【問 10】 市では、防災行政無線において災害情報をお知らせしています。防災行政無線以外にも、災害情報を入手する手段として、市ホームページ、メールマガジン、防災ラジオ、TVK（テレビ神奈川）データ放送、テレホンサービスがあることをご存知ですか。

	回答数	回答率
1 知っている	656	86.8%
2 知らない	83	11.0%
無回答	17	2.2%
合計	756	100%

4 自主防災組織について

【問 11】 現在、貴自主防災隊の組織には、女性の参画はありますか。

	回答数	回答率
1 ある	489	64.7%
2 ない	91	12.0%
3 わからない	153	20.2%
無回答	23	3.0%
合計	756	100%

【問 12】 地震災害が起きた場合、自主防災隊の組織で次のような活動は実施できますか。

(当てはまる番号に○をつけてください。)

※1：できる 2：できそうだ 3：できそうにない 4：できない

項 目	1	2	3	4	無回答	合計
1. 地域の被害や住民の安否確認	176	417	115	19	29	756
2. 倒壊家屋等での負傷者の救出	34	297	326	68	31	756
3. 負傷者の手当	44	343	286	51	32	756
4. 初期消火	115	398	188	23	32	756
5. 避難所への地域住民の誘導	156	453	100	16	31	756
6. 食料の配布や炊き出し	132	445	126	21	32	756
7. 地域内や避難所内の見回りなどの防犯活動	180	449	84	15	28	756

【問 13】市の防災対策についてご意見・ご要望があれば、ご記入ください。

- ・ 状況の変化に応じた対応が必要になり、過去のデータ以上の災害が発生している現状、一步二歩先の対応能力を発揮して市の防災対策をお願いします。
- ・ 地域の防災組織の強化
- ・ 自治会役員で構成される自主防災隊をサポートする形で、自治会役員経験者が発起となり、2014年に自主防災協力隊を創設し、継続的な活動を展開している。毎年入れ替わる自治会役員による自主防災活動では限界があるとの考えに基づき、継続的な有志メンバーによって、少しずつではあるが充実した活動を展開してきています。厚木市として、まずはこのような活動を理解いただき、必要なら他の自治会にも働きかけていただけるとよいような気がしています。
- ・ 自治会任せで、市の防災対策の周知が遅れていると感じている。
- ・ 避難場所により食料、寝具等の備えがないところがあると聞いています。無いところには、ないことを通達しておく必要があると思います。避難場所に行けばなんでも用意してもらえると勘違いしている人が多くいるのがパニックの原因になりそうなので心配です。
- ・ 防災に対する意識が高まっております。地域で協力して助け合うことが重要だと思います。特にトイレは、各自治会にも配布願います。
- ・ 自治会に対する備蓄の食料、防災用品の配布方法を事前に決めておいていただきたい。
- ・ 昨今の災害状況（他県）をみると、他人事ではないので繰り返しの情報提供、周知をお願いします。
- ・ 当地域は高齢化が進み意欲的に行動することが難しい状態に思います。自助、共助は理解できるが行動できるか？
- ・ 情報はネットやスマホに限定せず、例えば、全部のごみ集積所への掲示など、もしもの場合に備えてその対応方法を整備してほしい。
- ・ 避難所以外公共施設等の即時開放受入れ
- ・ 河川域に樹木や雑草が多く生えており、水位が上がってきたときの障害となりさらに水位が上がるのではないかと考えています。
- ・ 災害が起きたとき、若い方は仕事に行っていますので、残るのは年配の方がほとんどだと思います。その状態のときの対応が心配です。
- ・ 夫婦ともに 73 歳と 79 歳なので自分の事だけで精一杯だと思います。
- ・ どのような趣旨で、防災推進員に対してこのような内容のアンケートを実施したのか意味不明である。推進員向けの問いは問 12 ぐらいではないか。毎回感じることだが、危機管理課の方々の意識と各地区防災推進員の意識の違いが乖離しすぎている。
- ・ 厚木地区では、マンションも多く、在宅避難を考えているところも多くなっていると思う。救援物資等の市との連携に不安がある。
- ・ 愛甲小学校が避難場所として指定されているが、風水害に対して全く利用できない。高台への移設を希望。
- ・ 日頃からの備えが一番大事だと考えます。重点項目として取り組んでください。
- ・ 災害が発生して自助が出てきて、次に共助となるが、個人情報の問題で、、、私、防災指導員、消防団員等には示されておらず、いざという時に何も行動することができないと思う。これでは助けらる命も、、、悲しい結果が見えている。困難状態で防災力が向上できるとは思えません。
- ・ 精一杯の対策を考えて下さり感謝しております。どうもありがとうございます。コロナ禍の防災は難しい面もありますが、日頃から地域の方々とのつながりを心がけていこうと思っています。
- ・ 防災指導員研修会に参加しました。忘れかけていたことが判明し役に立ちました。

- ・ 公共施設のインフラ整備の電源設備は地下・地上階から屋上階などへ早急に移設してください。油断せず、早め早めの情報を伝達願います。
- ・ 学校単位で避難所ができていますが、玉川地区（七沢）は小学校が南側にあり、地域によっては歩ききれない（4～5kmある）中間拠点と2箇所にして移動を少なくしたい。今年はそれを企画してみた。
- ・ 私は県営住宅に住んでいる。市営とは違いがある。そこが難しいところ。
- ・ 各自治会より普段から防災危険地域の情報を把握しておいていただきたい。（予防策）
- ・ 地域に丸投げではなく、平常時、自主防災組織の具体的なあり方、訓練など、それぞれの地域の実態を把握し、ご指導よろしく願います。
- ・ 荻野地区では、お年寄が多く、複雑な内容の伝達は難しいように思います。単純明解な指示、一言でわかる内容を連絡するよう（今何をすればよいかを1文で簡単に）願います。
- ・ 新興住宅ということもあり、自治会に加入していない世帯が多くある。広報などで災害時のetc.を掲載してあっても若い世帯ならば、ネットで情報を入手できるが、単身高齢世帯などは、具体的にどのように避難するか？各自治会が相互に訓練の方法などを共有できるシステム？のようなものがあれば有事の際に役立つのではないだろうか。
- ・ 自治会に入っていない人や外国人の家族の方に対する対応をどのようにしたらよいか、アイデアが欲しい。
- ・ 防災組織ができて、実際の災害時、その通りに動けるかはわからない。各役員自身の被災状況により避難場所に行けない人も出てくる。
- ・ アンケートの内容が不満。この程度のアンケート内容で済ませようとする行政体制に疑問を感じる。アンケートを集計することで終わりにせず、例えば、各自主防災隊にマニュアル作成を要請し、実際の災害に対応できる組織作りを推進することなどが必要。
- ・ 川底が木や草で覆われていると水の流れが悪く氾濫に繋がるので、気をつけて自治会等が報告して欲しい。
- ・ 防災行政無線の情報が聞こえない。風の向きやマイクの向きで内容がわからない。別の災害情報を確認している暇がない時に困らないよう無線でわかるように調べて確認してほしい。簡易トイレの数を増やしてほしい。
- ・ 自主防災隊の研修も毎年同じことをやっている。もう少し内容を考えた方がよいと思います。
- ・ 当方の自主防災隊は、自治会役員が兼ねており、高齢者が中心となっている。従って、自分の身を守るのが精一杯で、それ以上の役割は難しいと感じている。とはいえ、災害が起ってしまったなら、共助の精神でお互いが助け合える地域に成熟していることを期待するばかりである。
- ・ 水害と地震災害への対応は異なると思うし、季節や時刻によっても違って来る。コロナ禍にあり、災害時は、自助努力をすることしかできないと思う。行政は自助をサポートする政策をもっと打ち出してほしい。
- ・ 年寄ばかりいくら研修訓練をしても殆ど無駄。学生（15才以上）や働いている人間（男女）を参加させる仕組みを国や市役所が本気で考え実行しないとネ。
- ・ コロナ禍での避難所への避難後の仕切り板などを使用する為、ある程度の人数が避難できるだけののでは（限られた人数）だと思います。市はどのように考えているか知りたいです。
- ・ 住んでいる地域の大部分が浸水想定区域となっているため、水害時に避難する場所は地域外とならざるを得ない。地域外に避難できる場所を確保してほしい。
- ・ 避難場所が居住している地域から遠い。住居のある地区の避難所ではなく距離が近いところに避難所を変更してほしい。
- ・ 避難場所の地区ごとの設定ではなく、自宅から半径1km以内の設定にしてほしい。

- ・ 睦合南地区は、中津川、小鮎川、荻野川に隣接した地域となっており、洪水浸水災害の氾濫想定区域となっている。それぞれの河川の現状を見ると多くの樹木が存在しており、このまま放置すると洪水発生時の災害を著しく助長することになるのではないかと危惧している。
- ・ 地区内の防災対策、災害時にどんな備えがあるかをきちんと把握できていないので、年に一度ぐらい防災対策担当者が学べる機会があるとありがたい。
- ・ 防災対策では女性の役割をもっと具体的に示してはいかがでしょうか。
- ・ 地震を考えた訓練がなされていない。1 安否確認、2 負傷者の救出、3 負傷者の手当、いずれもそこまでの内容の訓練が一度もなされていない。やる必要がある。まずは推進員レベルからやってみることが大事。
- ・ 今回の防災の研修会を受けましたが、私は AED の使用実演をぜひ入れていただきたいと思っています。「会社で1～2回受けたことがあるが20年近く前なので、すっかり忘れているので、実際、何回か回数をこなせば使用できるのではないかと思いますので、検討をお願いします。
- ・ 気候変動による災害様式が変化している。市民全体のすべてに対応可能は困難。自助、共助、公助の分担が誰でもわかるような啓発が必要。自主防災隊活動は粘り強く訴える（継続的）難しいことだが。
- ・ 帰宅困難者が出た場合、宿泊先等は用意してくれるとのこと。心強く思う。
- ・ 市職員は避難所設営時（台風時）、家に未就学児がいても出勤しなければならないと聞いています。仕事、市民のため、大変な仕事だと思っています。
- ・ 自身の健康面が心配。睦合北公民館は相模川の氾濫等には不安がある。
- ・ 訓練の重要性の周知等を強く行って参加を促してほしい。
- ・ 市の防災研修会に参加しての意見。各研修コーナーの説明に対してパネル等を作成し全員に見やすいような説明をお願いしたい。原物だけでは見にくい。
- ・ 自治会に加入していない家庭の住民の安否確認を自主防災隊では追うのが困難。
- ・ 災害が起きたとき、避難所設置に向け、自主防災隊と市との連携のシミュレーションを実施に行う予定はあるか。どこまで組織化できているか心配。
- ・ まずは自分の命を守る。自宅が倒壊しなければ地域に協力したい。
- ・ 負傷用の三角巾ではなくネット包帯の支給をお願いします。
- ・ 土砂、河川洪水等に対するハザードマップが作成されて危険箇所が表示されているが、対策も同時に実施されていることを望む。
- ・ 天王町自治会は地震災害時、厚木中学校が避難所になっているが、お年寄りなどは少し遠いため東町スポーツセンターを利用できるようにしてほしい。
- ・ 経験したことがないのでわかりませんが、避難所へ入れるのとか、防災倉庫の物は足りているなど不安はあります。
- ・ 及川児童館の防災備蓄倉庫は水害地帯にあり早期の移動を希望します。
- ・ 高齢者に対して優しくない。ラインとか HP とか、メールが使えない人への対策がないように思われます。
- ・ 皆、ある程度防災意識は持っています。ですが、本当にそうなったらパニックになるでしょう。だったらどうする。私の家では小鮎川サイドに位置しています。川幅が狭いので氾濫しないように川の浚せつの強化を切に願います。来たらどうするではなく来ないように重視すべき個人でできることは限りがあります。行政のお力で考えていただきたい。
- ・ 市内放送ですが、聞き取りにくい事の方が多いです。災害時は一番頼りになるはずですが、はっきり聞き取りやすい声をお願いします。

- ・ ほとんどが1年で入れ替わる防災推進員を主体とした自主防災隊組織ではなく、継続的に訓練を積んだ人員で構成する防災組織が必要と思っています。古松台自治会では自主防災協力隊が組織されており、複数年在籍する隊員が訓練を継続的に行っており、自主防災隊をサポートしております。
- ・ 睦合南地区は中津川と小鮎川の土手に挟まれているため、中津川が三田地区周辺で氾濫した時に水の抜け道がないから心配です。
- ・ 災害があった場合に、市が対策してもらえる時間を明確にしてほしい。
- ・ 私の近くに市営、県営住宅がございます。大雨になって床上浸水が予想される場合2F以上の上に空き部屋の開放をお願いしたいと思います。
- ・ 日頃から防災意識を高めていくことと、定期的に防災用品等のチェックが重要だと感じています。
- ・ 各行政機関はBCPが策定されていますが、重要です。
- ・ 避難所が狭すぎるため、アマダ、日産、三井倉庫等を避難所として利用できるよう覚書のようなものが必要と考えている。
- ・ 水害の安全な避難所を確保してほしい。在宅避難のPRをもっとしてほしい。水害時の高齢者等避難情報が出た場合は避難しなければならないのか。
- ・ 施設の整備をもっとしてほしい。
- ・ 他の地域、地方の災害時のボランティア動員（募集）を防災活動の一つとして、もっと積極的に取り組んでほしい。
- ・ 南毛利南地区愛甲老人憩の家が災害時の一避難場所として開設される。指定避難所が準備できるまでの間の避難先となる。周知されにくい。指定避難所へ直行する人も多いのではないのか。憩の家は必要物資が準備されていない。愛甲小、東名中ともに水害の際の避難所としては適当とは言えないと思う。
- ・ 調査結果を何らかの形でフィードバック、公開してください。
- ・ 災害が起きたときに基本的な動きはなんとなくわかりますが、実際起きた際、動き方がどうか心配である。その後の動きもいまいちわからないので、いろいろな動き方を教えていただくと助かります。
- ・ すべての住民の協力が必要である。
- ・ 災害の規模や度合いによって全て決まる。自主防災隊であっても地域住民であり、負傷者にもなりうる。問12については、被害の大きさですべて決まるのでは。自主防災隊メンバーが常に地域の安全な場所で待機しているわけではない。
- ・ 自治会へもっと防災の指導をしてほしい。例えば、浸水区域に自治会防災倉庫があるなど、不備がみられる。給水ポイントが一番低地にあり高台に住んでいる人には実際には給水できないなど。
- ・ 地震と水害の避難場所が異なるところについて。同じ場所に指定されているのはどうかと思う。
- ・ 市の防災対策は、かなり実効性が出てきた。だが、まだまだ住民の意識が弱いと感じる。防災訓練も役員と少人数の住民で行っている。高齢者が多くなっているのも原因と思われるが、安否確認訓練でもできれば思っている。
- ・ 市の防災対策はしっかりした計画になっていると思いますが具体的な行動はほとんどが地域やその住民が主体になっています。問12のように行政側が地域の行動に対して定期的な評価をしてその結果をフィードバックしより良い改善に繋げるようにしてほしい。
- ・ 過去の災害事例にもとづき、地震等の災害発生防止対策、防災上必要な資機材の整備・教育・訓練等を積極的、継続的に続けて下さい。
- ・ 自治会内で避難所への手順を自治会で知らせたいので、中学校へは、いつから避難できるか？問5の内容を公示して欲しい。

- ・ 発電機等の使い方の画像を、動画か静止画でスマートフォンで見れるようにしてほしいです。プリントをもらってもなくなってしまうかも？
- ・ ずっと以前より考えていた事に、各全家庭に防災有線ラジオのようなものを設置されたら良いのにと考えていました。スマホなどで高齢者でも触ればよいのですが、なかなかむずかしいように思います。市の防災放送など家の中にいたら聞こえませんが検討の程よろしく願いいたします。
- ・ アパートや団地等に住んでいます 住人に対しての防災訓練への参加（自治会でない住人）案内の連絡。
- ・ 避難所となっている清水小学校の体育館ではせま過ぎて妻田地区の人達の避難所が少ない。
- ・ 問12で出された項目をそのまま、市の防災対策にお返しします。どれくらいやれますか。
- ・ 研修だけでなく練習が必要だと思います。
- ・ 市の防災対策の予算が少ない。例えば、消火器類が破損していても修理費がないとして1年以上も要している。もう少し予算を多くとるべきと思う。また、防災グッズなど、例えば初期消火用のバケツなどを各家庭に配るなどをする必要はないでしょうか。東京では配っているところもあります。
- ・ とにかく、安全の確保をお願いしたい。
- ・ 市街地地域で避難場所の確保が難しい。公共施設や大型商業施設の利用など明確化しておいたら良いと思われる。
- ・ 避難等で支援が必要な方の支援の仕方、方法等の講習などを行っていただきたい。
- ・ 荻野地区は広い為、上中下で分けて、災害情報をお願いしたい。
- ・ 定期的な訓練が必要。
- ・ 開発と災害は常にとり合せではないでしょうか。傾斜地の角度と幅の見直しも必要かと！！
- ・ 市の防災方針が自治会に伝わっていない気がします。⇒「みんなで地域の防災力を高めよう」の資料を展開して、各自治会に自主防災隊を組織化するようにリードすべきと思います。
- ・ まだ住民の皆さんの危機感が薄いように思います（備蓄等）広報などで少し呼びかけて頂けると助かります。
- ・ 問7避難方法行動について、この間では地震災害は別問題としてとらえているように思います。地震災害の避難所運営についての問はないのですか？
- ・ 高齢化が進んでおり、災害時、どこまでできるか不安に感じます。難しいとは思いますが、何か、基本的な考え方・スタンスを明確にできるとありがたいのですが
- ・ 防災については自治会で意識が高く、体制も整っていますが、本当に災害時に機能するのかという意見は多い。模擬訓練などのイベントを開催頂けると良い。
- ・ 急傾斜地近隣の住宅が崩落しない対策。空き家が放置状態のため、家屋、納屋が朽ち、草が人の背丈まで伸び防災上好ましくない。
- ・ 想定外の災害事象に対しても、柔軟に対応できるための心構えの周知をしておいて戴きたいと思えます。
- ・ 情報を早く流すようお願いしたい
- ・ 大型の台風など、事前に避難が必要な時、車のない高齢者宅等に、車の手配や、タクシー代補助等があれば避難しやすいのでは？
- ・ 後期高齢者が多い住宅等はなるべく近い避難場所へお願いしたいです。
- ・ 厚木市は災害が少ない中で、住民の関心が薄くなっている。避難所の機能のなりたい姿」を厚木市として、市民に判るように示して欲しい。住民の努力は何か「求める姿」を示して、住民自から守る意識を高めるべき。
- ・ 若い方達に協力して下さる様をお願いしたい。

- ・ 防災指導員等も防災に係る人事は、防災士等の防災に関する知識を有する人としてほしい。
- ・ 女性への配慮について。授乳スペース。安心して夜間でもトイレ行けるか。着替えスペース他。ナプキンはあるか。
- ・ コロナが沈静しましたら町内での防犯活動の機会を多く持つ機会が欲しい。
- ・ 先日大変勉強になりました。防災に対して、一般の方にも知ってほしいです。例えば本厚木駅前と同様の機材を扱い、奥様方又はいろいろな方の防災意識の高揚につなげていければと思います。月1とか2回とか
- ・ 防災無線が聞こえずらい聞きとりづらい地域がある。
- ・ 問 12 の行動実現の確実性を高める為、避難所運営委員会と自主防災隊の協力運営の充実・向上が必要と思います。
- ・ いつも大変お世話になっております。
- ・ 近年の風水害や地震等々に関してどこで発生するか分かりませんが、備蓄として家族の3日分程をリュックサックに入れて用意しております。「自助」として、自分や家族は自分で守る、集合場所を決めています。
- ・ 自治会長で引き継いだ防災ラジオの話す内容が、よくわからないことが多々ある。日本語になっていない。機種のパフォーマンスを希望する。災害時、二次避難所に収容できる人数は限りがあり、一時避難所や自宅に留まる人が多い。一時避難所近辺の自治会と市が連携できるシステムが必要ではないか。電気、電話が遮断していることを前提に構築が必要と思う。
- ・ 各地区に、出されば、可搬ポンプの設置してもらいたい。初期火災の為、年に2～3回訓練を実施する。
- ・ いざとなった時は自分の救出で一杯ですが近隣の人達とは共有して助けてあげます。
- ・ 災害時には、自治会の自主防災隊に活動してもらおう事が大変重要ですが、自治会組織の弱体化が進んでいる今、自主防災隊が機能するか、不安です。(むしろ期待不可です)
- ・ 県内では近年、震度5以上の地震がないので、防災意識が希薄している。
- ・ 特にありません。市の担当の方々のご活躍に感謝しています。
- ・ これからも、市民の安全・安心のため、キメ細かな対策を期待します。特に高齢者、幼児への配慮をお願いします。(女性の参画が大切と感じます。)
- ・ 市のいずれかで災害が発生した場合具体的な情報を発信して欲しい
- ・ 自治会未加入の人ほど災害時に避難所のことをすぐに聞いてくる！自治会のことをわかってくれない人に市から対応する事をぜひお願いしたいです。避難所は市民全員が入れない事をわかっている人が少なすぎると思います。
- ・ 防災マップ等は充実しているが、危険箇所の日頃の対策がされていない。危険箇所への投資をお願いしたい。
- ・ 水引1丁目、栄町1丁目、田村町、岡田にかけて浸水対策公共下水道(雨水)整備が計画されているようですが、早急に工事着手されますよう、関係機関に働きかけて下さい。厚木中学校の水没を防ぎたい。
- ・ 広域避難場所の現状を知ると、物資が人口に対してかなり不足しているので、自己準備の必要性を感じる。また、実際、台風などの災害で避難所に避難した住民がいたが鍵が開いていないことがあったと聞いた。現実感がないように思う。
- ・ (森の里) 中学、小学校は避難指定(ハザードマップでは土砂くずれ)に適さない。埋れた時はどうしたらよいか? 次案が示されていない現状にある、第1次、第2次避難指定場所の設定が必要である。

- ・ 自主防災の推進員は同じ人がやらずに、広く、色々な方々にやってもらったほうがよいです。(睦合南地区用のハザードマップが欲しいです。(避難情報などわかりやすく A4 1 枚程度で)
- ・ 避難所について、避難住民が安心安全に避難できる場所として欲しい。特に居住スペースの冷暖房設置やダンボールベッドなどの充実。
- ・ コロナ禍で自治会の集まりもできず、誰が自主防災隊か顔もわからない状態です。自治会の有志で行うのならできそうですが、自主防災隊の組織となると機能するのか疑問です。自治会で防災隊をと言うのなら、地区でまとめず、各自治会毎に防災隊の具体的な役割や説明、演習等の講習を毎年か1年置きに行ってほしい。継続してほしい。現在は組織図があるだけ。素人がこれに沿って動けると言われても平時の今でも途方に暮れるのだから非常時は動けない自治会内で訓練しろと言われても会長はじめ役職者の負担が増えるばかりでは？川が多いのですが、浸水の深さ（高さ）がひどいエリアへの対策は？避難所の整備だけでも早急をお願いしたいです。
- ・ 市の防災マニュアルがあれば提示して欲しい
- ・ 平時から、災害が起きた時の行動をシュミレーションし、いざという時、きちんと機能するよう対策をして頂きたい。
- ・ 自主防災隊組織といいますが、現実的に訓練も行なれていない組織で何が出来るのでしょうか？
- ・ 行政無線が何をいってるかわからない。
- ・ ハザードマップによると、鳶尾山が土砂災害警戒地域に、指定されているが、市として、今後どのような対策を考えているのか情報提供してほしい。よろしくお願いします。
- ・ 高齢女性は防災隊より外して欲しい。
- ・ 災害の種類により避難場所は変わってくるが、洪水浸水時、当地区は避難所も浸水します。最終的には個人判断となりますが行政として他地区の避難場所の選定を予め出来ないものか。
- ・ 年寄り及び、足の不自由な人の誘導が難しい時の対処法。
- ・ 自主防災隊訓練時にはできる活動でも緊急時、災害時に早急に行えるとは思われない。自治体（市・県）による対応が大事。避難が1、2日で済まず長期化した場合も自主防災隊では担いきれないことが多い。何でも自治会や各種委員にまらなげせず市政としての施策を十分にしておくべきだ。
- ・ 市民の自主的な行動、協力、ボランティア活動に頼り過ぎではないか。
- ・ 災害発生時の避難指定場所に関しての情報をできればもう少しわかりやすく詳細に伝わりやすくしてもらえらる事でより多くの方への認知度を上げて行って欲しい。
- ・ 各自治会により、しっかりとした自主防災隊ができているところ、自治会役員のみ少数の名ばかりのところがあるようです。市の指導をお願いしたいです。自治会では防災訓練の時のみ名ばかりの推進員しか構成されていません。
- ・ 市の指定する避難所は現状、ケイタイ電話の多数の充電器が必要になると思います。
- ・ 土砂災害等の危険区域の指定箇所について、行政による改善策・予防策等について、中・長期の対策・展望を示していただけると住民の安心に継がると思います。住民の安心・安全のために、よろしくお願い致します。
- ・ 防災訓練はじめ自治会とのやりとりが全たくといてないの困るのは目に見えている。
- ・ 公園など、こどもも大人も目にする様な場所に、掲示板として、市の防災対策などがあるとよい。できればこどもにわかる様に、絵なども取り入れてあるとわかりやすいのでは。
- ・ 自主防災隊自体、毎年輪番であり、高齢化、超高齢化しているので期待されても応えるのは難しいと思われます。
- ・ 厚木市内には3つの川（中津川、小鮎川、荻野川）があり、水害の危険（台風など）が常にあり、的確な情報が必要です。よろしくお願いします。

- ・ 自主防災隊の組織表はあるが、訓練をしていないのが心配だ。年に1回は実施すべきと思います。
- ・ 常に情報を流して欲しいです。(災害時)
- ・ 問12は起きてみなければ答えられません。この方々が無事でなければ活動は、無理です。今、住んでいる所は、坂を登らなければ避難所には行けません。坂の安全、整備を願っています。
- ・ 地域全体が高齢化しており、日ごろの自治会活動にも支障が出ている現在、防災対策をどう行っているのか分からない。
- ・ 水害を想定したときに、近くに高所の避難所がないので、近所の高齢者、自分の家族など避難に助けを必要としている人を誘導しながら自分の安全を守れるか、不安しかありません。企業の判断で場所を貸して下さるところもあるようですが、それがかなわない地区の場合、「高齢者避難」や「避難指示」が発令されたときには、開放してもらえないような特別な何か方法はないものかと思います。
- ・ 東町スポーツセンター、保健福祉センター、市内のホテル等と協定を結び、避難所として使用できるように住民に知らせておくようにしてほしい。
- ・ 問12に対しては、年1回の総合防災訓練のみで、災害時に活動ができるとは言えない。自主防災隊と指定避難所の役員が一員となっているため、これを改善する必要がある。しっかりとした行政指導をお願いします。
- ・ 住民が高齢化しており老人のみの家庭も多い。我が自治体では災害時の協力が期待できないのが現状です。
- ・ 災害が起きる前に、河川の氾濫を防ぐ、浚渫工事(川底の土手をすくい取る)をお願いしたい。避難指定場所の立地や立地条件等を見直して身近で安全な公共施設をもっと利用できるように増やしていただきたい。
- ・ 妻田小学校の避難は、水害の時、階段の昇降が困難にて、自宅2階で避難する方が多い。災害の準備、生保以外の方で、準備をする生活に余裕がない方もいる。
- ・ 災害時の情報が大切だと考えますが、自治会長、自主防災隊長などへの通信確保が必要です。今日のKDDI通信障害は災害時に発生するのではないかと思います。ホットラインのようなもの、考えられないでしょうか。例えば、ドローンの活用など。(別系統も考えられないでしょうか)
- ・ 問12で地震災害の大きさが、不透明で分かりづらい。
- ・ 先日防災の研修に参加(簡易トイレ組立の所で、カートリッジは一家に一個だということ、一家に一個ということはあると思うがいかがですか?)
- ・ 自主防災隊への指導をお願いしたい。いつも同じで、新しい知識があったら良い。
- ・ 非自治会員の対応に苦慮しています。現在の防災訓練には非自治会員の参加を募ってほしい。
- ・ 防災無線の内容が聞き取れないので、良い方法をお願いしたい。文章では無理なので、単語で分かりやすくできないでしょうか?
- ・ 自主防災隊は組織化されてはいるが、災害が発生した場合、スムーズに動けるか心配になる。また、新しく地域に居住される方も多く、自治会に加入されていない方への対応が難しい。
- ・ 防災行政無線は音量がどうかよく聞き取りにくい。特に雨の日などは、聞き取れないので、災害情報はボリュームアップなど対策をお願いしたい。
- ・ 自主防災隊について、会議や訓練をここ数年コロナ禍で行っていない。実際に機能するか不安である。
- ・ 今や電気・充電・Wi-Fiがなければ何もできない。いわゆるライフラインの確保をしてほしい。ソーラーパネル、蓄電池、電源、充電コード、アダプターなどの備え。
- ・ 「備えあれば憂いなし」の精神で当市の安全確保をお願いします。
- ・ 大規模災害がおきたときは、現在の小学校単位での避難所だけでは足りない。その辺の対策を考え

てほしい。

- ・ 自主防災隊（自治会単位&地区）と防災推進員の関連付けがうすい。防災グッズ等の扱い方などは防災推進員だけでなく、役割に応じて〇〇係××係ごとに分け、実態に合わせて指導育成が必要かと思う。
- ・ 問12について②と答えましたが、実際は、1、2、3、4のいずれかになるかは、判断は難しいです。
- ・ 避難所開設運営訓練を年に1回は実施してほしい。自治会、民生委員だけの訓練ではなく、一般市民で関心のある方は参加すると思います。市民運動会をやるより防災避難所運営訓練をやるべきではないかと思います。
- ・ 個々では、何かしらの事をしているかも知れないが、自主防災隊としての活動は殆どありません。年に一度の防災訓練だけです。（包帯法や炊き出しなど）もっと関心を持たないといけないと思う。
- ・ 公の避難場所はわかっていますが、高齢者特に歩いて行ける所か？避難場所まで、長い距離が歩けるかどうか心配です。水害だったり地震だったり災害によっては、方法がことなることかが、その時どのような方法が良いか心配。やはり日ごろの訓練が大事と思うがコロナ等でできないのが現状です。
- ・ スマートフォンなどは、繋がらない可能性があり防災行政無線器等を各家庭に配布したらどうか？一部市が負担して、有料でも良いと思うが。
- ・ 阪神淡路大震災、東日本大震災を経験した人の避難所にたいしての助言を聞きたい。
- ・ いざその時に、市の防災対策が活かされますように、よろしく願いいたします。
- ・ 災害時、仮設トイレの使用には制限があるため、そのリカバリー案として、汚水溝を利用した仮設トイレ設置個所を、もっと増やすべきだと思います。以前からこの案を厚木市に打診しているが、反応が薄い。携帯トイレ用の袋と中和剤を購入する場合、厚木市で補助金を出して頂きたい。
- ・ 防災無線の音が、何を言っているかほとんどわからない。数年前の台風時避難勧告が出たが、いづくに行けば良いかわからない。一人暮らしのお年寄りはおかしい。
- ・ ハザードマップから危険個所について改善の計画（長期的）は見える様になっているのでしょうか。（ハザードマップは危険個所の周知には良く対応を考える機会を与えている）
- ・ 1. 自主防災隊の活動記録を各自主防災隊に求めることが必要です。何もしていない自治会があります。2. 防災訓練の内容・設備は地震対策が主体であると思われます。風水害対策の優先順位を上げることが必要です。3. 避難所の収容人数は地区住民の数を大きく下回ります。避難所に入れる基準を先に定めないと、混乱が発生し避難所が機能しない恐れがあります。市が基本的な考え方を示す必要を感じます。4. 粉消火器より、安価で操作性が良い消火ボールの導入を図るべきです。助成金を出して、広く普及させてほしい。
- ・ 防災無線の聞こえが悪い。各自治体内にもう1本中継点が欲しい。
- ・ 防災行政無線を2回/月提供してもらい防災意識の徹底を計る必要がある。
- ・ 一般の方の危機意識がまだ足りていないと思います。それは防災の日（夏）を市が決めている等、一年に1度の防災訓練？コロナ感染拡大している最中にマスクをして顔の見えない社会構造。顔を出して、顔の見える地域密着型に早く戻らないといけないと思います。夏の参加者は暑く参加できず冬場の訓練や秋の訓練を行うべきです。地元に住む一元自衛隊、警察官、消防職員を活用すべきだと思います。
- ・ 一般家庭のみでなく、マンションを対象としたガイドラインを明示して欲しい。現状の内容では、役に立たないことが多いと感じます。
- ・ 支援が必要な方への避難計画がどう作成されているか知りたい。
- ・ 特に高齢者、障がい児・者の二次避難場所の提示。災害時の在宅・不在が直ぐにわかるようフラッグの設定等市で統一した取りくみが必要。特に集合住宅（マンション等）の不在者確認の必要性

- ・ 事案が発生しないと、その状況次第で何とも言えないと思う。心がまえは必要。
- ・ 避難所が遠過ぎますので、一時避難場所として「総合福祉センター」、「アミューあつぎ」「レンブラントホテル」等の利用ができないか検討をして頂きたい。
- ・ 自治組織では、食料の備蓄には限界があると思う。ヨークマート等スーパーに災害用備蓄をしていただき、入れ替え品を市民が購入するシステム仕組みがよいと考える。帰宅困難者で体育館は満員になるのだから、小田急の車両神奈中バスを宿泊に使用などを提案してほしい。
- ・ 避難場所の区域による割当の再検討をしていただきたい。例、田村町の一部は第二小学校の方が近いし安全だからと住民が考えている。(指定は厚木中学となっている)。河川が氾濫した場合、近くのマンションへ避難出来る体制を作してほしい。
- ・ 防災無線がききにくいのを改善してほしい
- ・ 防災地図はわかりにくい。公共施設や電柱等に水没する水位を標示してはどうか。市は各防災隊の活動を把握助言していますか？
- ・ 避難所運営委員会と自主防災隊メンバーや民生委員さんが重複しているので、有事に機能しない！民生委員さんに要支援者対応をお願いしているのに矛盾している！
- ・ 特にないが、河川氾濫時、水田がどの程度役に立つか知りたい。
- ・ 自分の住まいの前が県道(会田酒井)の前の為、交通量が多いので、防災無線の音が時によっては、遠くなる。
- ・ 防災訓練に参加してはいるが、いざこうして問12のようにチェックしてみると不安だらけになる。コロナの影響でここ数年訓練もできていない状態だし、感染が流行っていくようがいまいが災害は来るので、このままではいけないような気がしてきました。
- ・ 市の防災取組に対し理解しています。ライフラインの復帰が重要に思いますので、その辺りの情報いただけたらと思います。
- ・ 問10の災害情報を高齢者にも理解できるようにしてほしい。特に高齢者には防災ラジオの無償や格安に提供していただけると幸いです。
- ・ 回覧板などの定期的な告知で厚木市が行っている活動を望む
- ・ 防災活動において、災害が起きた後に最も必要なのは問12の1だと思う。しかし連絡網を構築する際に防げになるのが個人情報です。連絡網：個人情報の扱いを市(及び腰にならず)先導すべき。
- ・ 我が町は水害(洪水浸水)は少ないと思っています。(山なので…)一番土砂災害を心配しています。その地域により違うので、その地域にあった指導をしてほしいです。
- ・ 家には防災ラジオはあるがいざ災害が起きそうなどの情報はどう伝わるのか不安がある。
- ・ 当自主防災隊地域は河川災害はあまり考えてはなく地震災害による火災等に対応する日ごろの取組みが必要と考えている。訓練もそれに特化したものに取り組みたいので、各地区の特性を踏まえた防災訓練の指導を願いたい。
- ・ 問12各地区事情が有ると思うので、現状の防災組織で良いのか。できることが有れば、自治会長などでアドバイスをしてもらえば良いかな！？
- ・ 依知(南、北)両方が利用できる場所、情報基地となる場所が(人も含め)必要
- ・ 避難場所の十分な確保、指揮系統(手順)の明確化
- ・ 自主防災隊、自治会での協力はあまり感じられません。十数年前の台風による土手の土砂で庭に水が入ってきたり、他にも何度も土手が崩れても自分で会社を休み土砂の片付けをしました。十数年前までは、自治会で炊き出しの訓練もありましたが、いまではセブンのおむすびです。自分自身を護る為食品は米、水、缶詰、マスク、消毒、ペットの食品など一か月以上は準備しております。(家族のためです)

- ・ 寝たきりの家族がいらっしゃる場合避難したくても自分の車では避難所まで移動できない方がいられます。介護タクシーや各地域にある福祉車両の活用、タクシー会社（車イス、リクライニング車イス利用可のタクシー等連携がスムーズにできると安心です。何よりも事前の避難を心がけてもらえれば民生委員としても一人の方にかかりきりにならずに済みます。事前避難についてご検討いただきご周知いただければありがたいです。
- ・ 防災訓練などはやっているが、実際の災害があった時は、住民が多いので、機能しないのではないかと心配です。
- ・ 市に対しての要望はというよりは、私自身の防災に関しての活動の取り組みなどを身に付けたいと思います。
- ・ 訓練を夕方か夜にやってほしい。高齢者など、どの程度出来る事と出来ない事を知っておきたい。コロナ禍で人口より避難所は狭いので、あふれた人たちの救済はどうなるのですか心配です。
- ・ 高齢者避難の場合遠くへの避難は困難であり、近くの市街地に介護、救護ができるような福祉避難所を造ってほしい。又は公共施設や民間の施設の利用ができるようにしてほしい。自治会に入っていない人、アパート、マンションの住民の方の名前等が不明であり、安否確認などは難しい。
- ・ 真夏の電気が止まった時のペットの対策が個人では困難です。空調が効くペット用の避難場所が欲しいです。
- ・ 本当に災害が起きた時、安全な場所への避難ができるのか組織が活動できるのか不安。特に動けない、動きにくい高齢者の避難ができるのか不安です。
- ・ 我が家は防災ラジオがあるので、放送がとても良く聴き取れます。まだ、このことをよく知らない方がまわりにはいらっしゃるなのでこのラジオの良さや手に入れる方法などを周知できたら良いと思います。
- ・ 新型コロナの関係でここ何年か訓練が出来てないのが問題だと思う。仕方ないことですが。
- ・ 自宅待機者の食料、くすり、等の配慮の問題。（主だった人が避難所に行っていて、残された人の問題等）
- ・ 防災ラジオを活用し防災 PR を定期的に流すなどし、意識の向上、持続を図る。提案です。自主防災隊の組織表は何のために毎年作成しているのか。市として指導を再度してほしい。個人の現状の感想です。
- ・ リアルタイムな情報入手。自治会 HP の開設に対する支援。
- ・ 地域の消火器設置場所の消火器の有効期限の点検を毎年実施してほしい。
- ・ 地域の助け合いに期待しすぎないでください。多様な人々、高齢者も多い。自治会員も減っている。自分のことだけで精一杯。自治会組織とは別に専門的な組織を作ったらどうか。
- ・ 避難所の休憩場所及び寝床の高床化。プライバシーの確保。仮設トイレの洋式化。温かい食事の提供。
- ・ 自主防災組織図はありますか。実際訓練等できないでいますので、上表のよう項目は検討が付きません。
- ・ 住民の高齢化が進み、要支援者が年々増加する傾向にあります。自分事がやっとの老人達がどう対応したらいいのか。機会があれば、ケースバイケースでどう対応したらよいか？教えてほしい。
- ・ 避難所での市職員さんが自治会長や地域のリーダーに適切な指示ができる体制づくりができているか、また、自治会長自ら避難所での市職員が不在の時でも段取り、指示ができる体力が作られているか、未曾有の災害時の地住民の不安を少しでも取り除くことができるよう望みます。
- ・ 防災計画はなるべく具体的に各地区で定める防災計画が必要と思われます。防災訓練では、避難所まで歩いてみる（安全なコースを決める）小グループのリーダー（自治会、班単位等）を決めて準備

を進める訓練する。9月の防災訓練のあり方を考え直した方がよいかな。東日本大震災の時にいい事例がいっぱいあると思います。

- 自治会の会員に対しての対応で回答している。会員外（50%）は対応に入っていない。
- アレルギーや感染症に対して対策を公開してほしい。
- 地震災害に風水害の避難方法の違いの周知を望みます。
- 自治会単位での防災用具購入のための補助金を出してほしい。
- 短期で終了してしまう方が多いので困る。
- 消防団と合同の避難コースの確認を自治会の参加者を募って2ヶ月に1度実施。各自歩いて体験しておく、高齢者は体験しておくことが重要。
- 各自治会館には、非常用食品の備蓄は少量です。各指定避難所の非常食品は一日で食べつくすと考えています。避難所へ行くと食料は食べれると思っている人が多い。各家庭が3日～4日間分の非常食と水を備蓄するようPR指導することが肝要と思います。
- 河川敷（荻野川、上荻野地区）荒れ放題（草、木）箇所の伐採見直し検討よろしくをお願いします。
- 地域内では、自主防災隊の研修が市の講座と併せて開催されました。継続的な取り組み、防災訓練等で徐々に浸透していけば具体的に災害時に対応できると思います。
- 避難訓練等実際に体育館に入り座ってみて少し過ごしてみなければ、イメージがわからないと思います。私も以前の台風の時、避難所ってどんな感じなのか実際に行ってみていろいろわかったことがありました。
- 幸せなことに厚木市では、大きな災害の経験がありません。自分自身実際起きた場合のシミュレーション、地域での会議がないので…。本人、家族の安全を第一に、次に何をすればよいのか？やらなければいけないことを知り地域の方々と共に、次に何をするのか行動も見えてくると思います。
- 水害の場合、標高の高いところへ避難すると考えるが、その経路の確保や人数の集中に対する対応について
- 厚木市は他市に比べて進んでいる。市からは無線連絡があるが、住民側から地区市民センター等への連絡方法は。
- 地域の高齢化に伴い、防災対策も変化させていかななくてはいけないと思われる。自宅に残る選択肢しかない人も増えているのが現状である。どのようにしたらこのような人々が生き残れるのか、今後、課題がたくさんある。
- 自主防災隊も一被災者でありどこまで具体的行動がとれるか不明なところがある。地震は何時発生するかわからない。日頃のアナウンスが必要と思います。
- 厚木市として自主防災組織にはどんな組織か等。同運営体制の整備と資料作成を要望します。
- 避難所運営委員会に出席、参加はしていますが、実際に想定した訓練が必要ではないかと思えます。
- 富士山の噴火による被害状況に関する情報が少ないので発信してほしい。町内会の防災に関係している委員などで、町内の防災計画を作成しているが、他地区の資料があったら参考にしたい。
- 大きな災害警告も幸いにもこの地域は免れてきています。今後どのような災害が襲ってくるかわからない現実を受け止め、頻繁に意識高揚の啓発をお願いします。
- 避難所、組立式トイレを設置した際にトイレの水は、プールから運ぶが必ずライフラインが止まるとは限らないと考えますので、設置場所の近くに高さ2メートルぐらいで2トンぐらいの水タンクを設置し、できれば水道水を常時ためておくトイレのバルブ操作で落差によりタンクに水を入れるようにしたらどうでしょうか。
- 災害が発生した時に、近隣住民が無事か、どうかの声掛けをお願いしていますが、助けを求めない家庭には、赤色又は黄色等の目立つハンカチを玄関ノブにかける対応はどうでしょうか。ご検討いた

できれば思います。

- ・ 散歩道に設置されているウォーキングマップの避難場所の表示を目立つようにしてほしい。地元以外の人には分かりづらいかと思えます。
- ・ 実際、避難情報が出されても地区公民館、学校などすぐに避難所は人が満員になってしまうので、大勢の人が避難できる施設等を設けてほしい。
- ・ 地震に強い家ばかりならば被害は少なく避難所の人数も少なくなる。耐震改修、建て替えの促進が必要と思えます。
- ・ 私の自治会は40軒ぐらいありますが、毎年実施される防災訓練の参加者は数人です。団結力、危機管理意識は薄いと感じています。どうすれば参加者が増やせるのか悩みます。
- ・ 厚木市オールハザードマップより細かい自治会ごとのマップがあれば、それに基づき必要な訓練、研修などが行えるのでは。
- ・ このようなアンケートは、自治会に加入していない方へ防災意識があるか調査してはどうか。自主防災隊は自治会が組織するが、自治会は高齢化と加入世帯の減少で活動は制約されてきている。
- ・ 災害時の市よりの連絡手段として防災行政無線だけでは、不十分と考える。一人暮らしの老人等への連絡手段は整っているか。
- ・ 大災害時の停電の対策。ソーラー発電、蓄電の容量確保など。
- ・ 発電機は現在の物からインバーター式にした方がいいのではないのでしょうか。
- ・ 防災ラジオを各家庭に無料で設置してほしい。
- ・ 想像や想定を超えた災害がくると思うと、どのように動けるか不安。自分が自宅にいない場合なども。
- ・ 荻野地区では、土砂災害特別警戒区域に指定されている区域が多いため、何等かの対策が必要であると思われる。
- ・ 7/2 自主防災推進員研修会に参加しましたが、発電機、投光器が古いことに驚きました。発電機はスマートフォンなどのモバイル機器が充電できなければ意味をなさないと思えます。また仮設トイレの数、トイレポリ袋の数の少なさにも驚きました。ぼうさいの丘には何人の避難を想定して備蓄人は何人数に対応して割をしているのか。明確に提示できる。知れるとよいと感じました。今一度、備蓄品が本当に充分なのか疑問を抱きました。
- ・ 避難所の場所や広さを確認してほしい。避難所に入れる人数を把握してほしい。
- ・ 高齢者が多い地域なので、市としての対策を考えてほしい。

参考資料 2 調査票



厚木市防災意識に関する市民アンケートへの御協力について

日頃から、本市の防災行政に多大なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本市では、近年甚大化する台風や大雨による風水害、東日本大震災や熊本地震に代表される地震災害を踏まえ、災害時の被害を最小限に抑えるため、様々な防災施策を推進しています。

また、今年度におきましては、本市の防災対策の根幹であり、市民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持と公共の福祉を確保していくことを目的に策定しております厚木市地域防災計画の改定に取り組んでおります。

計画の改定に伴い、地域にお住まいの方の防災・減災に対する意識、日頃の備えなどを確認させていただき、今後の防災・減災に関する施策等を検討するため、各団体の皆様を対象としたアンケート調査を実施することといたしました。

つきましては、大変お忙しいところ恐縮ですが、アンケート調査の趣旨を御理解いただき、御協力くださいますようお願い申し上げます。

※ このアンケート調査は、厚木市地域防災計画の改定に向けた基礎資料とするために実施するものであり、ここで得られたデータは、この目的以外には使用いたしません。

調査票につきましては、同封の返信用封筒（切手不要）で、令和4年8月5日（金）までに投函をお願いいたします。

令和4年7月

厚木市長 小林 常良

担当 厚木市 市長室 危機管理課

電話 (046) 225-2190 (直通)

厚木市防災意識に関する市民アンケート調査実施要領

1 アンケート調査名称

厚木市防災意識に関する市民アンケート調査

2 調査目的

本市の地域防災に携わっている市民を対象に、本市の防災への取り組みやその実態についてアンケート調査を行い、回答結果を分析し市民ニーズを的確に把握するとともに、厚木市地域防災計画の策定に反映するための基礎資料とします。

なお、本調査は、自治基本条例第29条及び市民参加条例第2条第7号に基づく意向調査として実施するものです。

3 調査対象

自主防災隊長、民生委員児童委員、防災指導員、防災推進員 約1,000人

4 調査方法

- (1) アンケート調査票及び返信用封筒を対象者に郵送し、アンケート調査を依頼します。
- (2) 対象者にアンケート調査票を記入していただいた後、令和4年8月5日（金）までに返信用封筒（切手不要）で調査票を提出いただきます。

5 調査期間

令和4年7月6日（水）から令和4年8月5日（金）まで

6 調査主体

厚木市市長室危機管理課

7 アンケート内容

別紙アンケート調査票のとおり

8 実施結果の分析及び活用方法

アンケート実施後、危機管理課において調査結果の分析を行い、現在取り組んでいる厚木市地域防災計画の策定に反映させていきます。

問9 ペット（犬又は猫）を飼っている方にお伺いいたします。ペットに対してどのような対策をしていますか。該当する番号に○をつけてください。

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 1. 「待て」など基本的なしつけができている | 2. 食料の備蓄 |
| 3. ペットと避難訓練をしている | 4. 普段からケージに慣れさせている |
| 5. 普段から他人のペットに慣れさせている | 6. 対策していない |
| 7. その他（ | ） |

問10 市では、防災行政無線において災害情報をお知らせしています。防災行政無線以外にも、災害情報を入手する手段として、市ホームページ、メールマガジン、防災ラジオ、TVK（テレビ神奈川）データ放送、テレフォンサービスがあることをご存知ですか。

- | | |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

問11 現在、貴自主防災隊の組織には、女性の参画はありますか。

- | | | |
|-------|-------|----------|
| 1. ある | 2. ない | 3. わからない |
|-------|-------|----------|

問12 地震災害が起きた場合、自主防災隊の組織で次のような活動は実施できますか。（当てはまる番号に○をつけてください。）

項目	できる	できそうだ	できそうにない	できない
1. 地域の被害や住民の安否確認	1	2	3	4
2. 倒壊家屋等での負傷者の救出	1	2	3	4
3. 負傷者の手当	1	2	3	4
4. 初期消火	1	2	3	4
5. 避難所への地域住民の誘導	1	2	3	4
6. 食料の配布や炊き出し	1	2	3	4
7. 地域内や避難所内の見回りなどの防犯活動	1	2	3	4

問13 市の防災対策についてご意見・ご要望があれば、ご記入ください。

--

ご協力ありがとうございました。

今後とも、本市の防災行政にご理解とご協力をお願いいたします。

8月5日（金）までに郵送又は地区市民センターに提出をお願いいたします。

厚木市地域防災計画見直し（案）に対するパブリックコメントの実施結果について

1 意見募集期間

令和5年1月4日（水曜日）から令和5年2月4日（金曜日）まで

2 意見の件数等

- | | |
|----------------|----|
| (1) 意見をいただいた人数 | 0人 |
| (2) 意見の件数 | 0件 |
| (3) 案に反映した意見の数 | 0件 |

3 意見と市の考え方

意見はありませんでした。

4 お問合せ先

- | | |
|----------|--------------|
| (1) 担当課名 | 危機管理課 |
| (2) 連絡先 | 046-225-2190 |

5 結果公開日

令和5年3月23日 公開

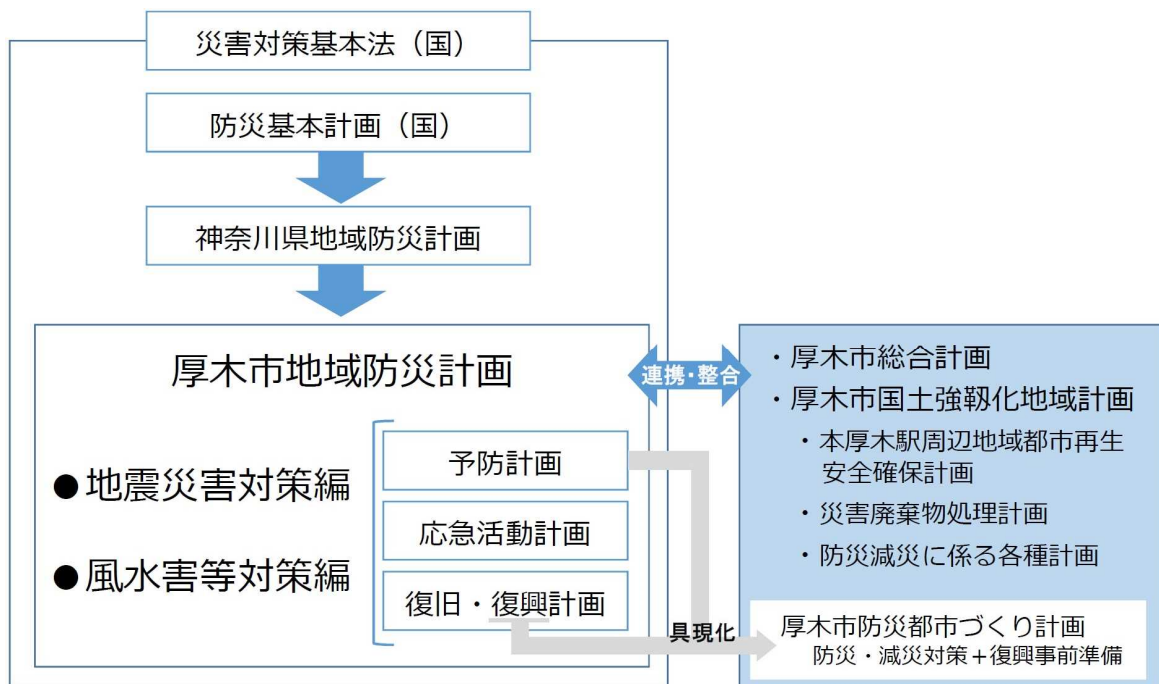
厚木市地域防災計画見直し（案）の概要

1 厚木市地域防災計画について（本編地震災害対策編：1ページ、風水害等対策編：1ページ）

厚木市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、厚木市防災会議が策定する防災に関する計画で、地震災害、風水害、雪害、火山災害その他の災害に対して総合的な対策を定めたものです。

本計画は、国、地方公共団体その他公共的機関の役割を明確にし、市域における総合的、計画的な防災行政を推進することにより、地域の防災力の強化を図るとともに、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的としています。

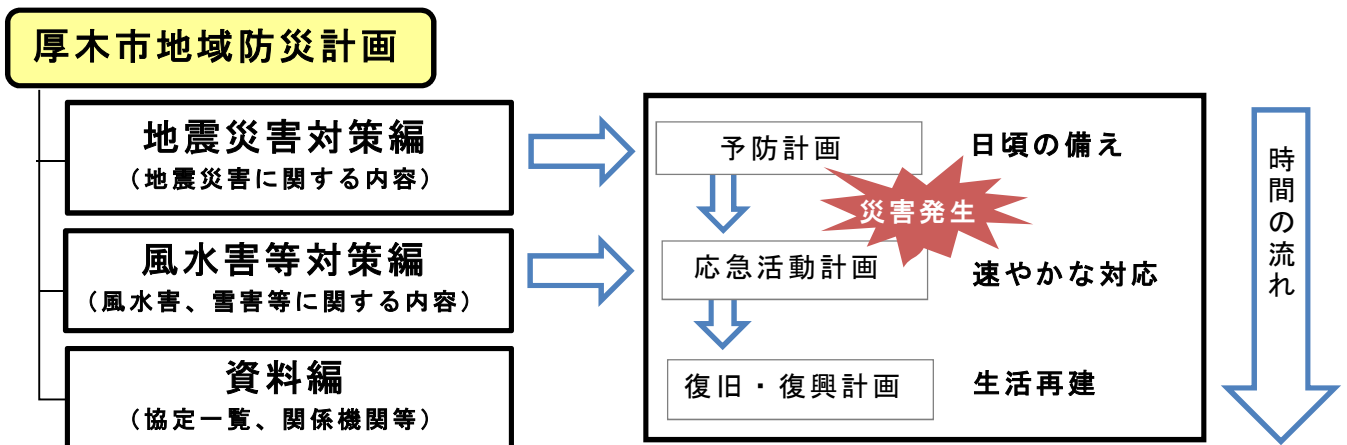
また、本計画は、国の防災基本計画に基づき、神奈川県地域防災計画等との整合を図り、作成しています。



2 厚木市地域防災計画の体系（本編地震災害対策編：1ページ、風水害等対策編：1ページ）

本計画は、「地震災害対策編」、「風水害等対策編」及び「資料編」の3編で構成しています。

また、各種対策を「予防計画」、「応急活動計画」及び「復旧・復興計画」の時系列で整理しています。



3 これまでの見直し経過

厚木市では、本計画について、これまで平成 23 年度に東日本大震災を踏まえた大幅な見直しを行い、平成 24 年度に一部追加見直しを行いました。その後、平成 27 年度に、平成 24 年度から平成 26 年度までに行われた災害対策基本法の改正や防災基本計画の改定を踏まえた見直しを行い、平成 30 年度に、平成 27 年の水防法改正及び平成 29 年の水防法及び土砂災害防止法の改正を踏まえた見直しを行いました。

平成 23 年度	東日本大震災を教訓とした全面的な見直し
平成 24 年度	保育所の帰宅困難対策、防災用ベンチ整備の追加に伴う見直し
平成 27 年度	避難行動要支援者計画及び地区防災計画の位置付け 指定避難所・指定緊急避難所の指定
平成 30 年度	浸水想定区域の見直し 要配慮者利用施設に対する避難確保計画の作成、避難訓練の実施の義務付け など

4 主な見直し内容

今回の本計画の見直しは、災害対策基本法改正による避難情報の変更、南海トラフ地震防災対策推進基本計画の改定、避難所における感染症対策等に対応するため必要な修正を行います。

また、見直しに当たり、国の防災基本計画や神奈川県地域防災計画等上位計画及び関係法令に基づき、修正を行います。

(1) 国の防災対策の変更に関する項目

見直し事項	区分	見直し内容
①避難情報の名称変更	修正	災害対策基本法の一部改正(令和3年5月)に伴う、避難情報の名称変更等について修正します。 【変更された避難情報】 災害発生情報 → 緊急安全確保 避難指示(緊急)、避難勧告 → 避難指示 避難準備・高齢者等避難開始 → 高齢者等避難
②避難行動要支援者個別避難計画の作成 本編地震災害対策編：51 ページ 風水害等対策編：56 ページ	新規	災害対策基本法の一部改正(令和3年5月)に伴い、避難行動要支援者個別避難計画の作成が努力義務とされたことから、避難行動要支援者個別避難計画の作成について、必要な事項を記載します。
③被災者生活再建支援における中規模半壊世帯に対する支援 本編地震災害対策編：117 ページ 風水害等対策編：193 ページ	追記	被災者生活再建支援法の一部改正(令和2年12月)に伴う、被災者生活再建支援における中規模半壊世帯に対する支援について追記します。
④南海トラフ地震臨時情報発表時の対応 本編地震災害対策編：187 ページ	修正	本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定により、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていることから、南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドラインに基づき、必要な事項を修正します。

(2) 県の防災対策の変更に関する項目

見直し事項	区分	見直し内容
<p>①市民の感染症対策物品等の備蓄</p> <p>本編地震災害対策編：17 ページ 風水害等対策編：13 ページ</p>	追記	<p>自主的な防災対策として、これまでの食料や飲料水等の備蓄に加え、感染症対策物品等の備蓄について追記します。</p> <p>ア 市民の基本的責務 (ア) 市民は、「自分たちのまちは自分たちで守る」という自主防災と、「自助」・「共助」の視点に立ち、次の自主的な防災対策に努めます。 a <u>7日分の食料及び飲料水、携帯トイレ、感染症予防対策物品、モバイルバッテリー等の備蓄</u></p>
<p>②災害教訓・災害文化の伝承及び災害時にとるべき行動の確認</p> <p>本編地震災害対策編：17 ページ 風水害等対策編：13 ページ</p>	新規	<p>災害教訓や災害文化の伝承、事前準備の上、災害時に自らの判断で避難行動をとることについて記載します。</p>
<p>③計画的な土地利用及び市街地整備の推進</p> <p>本編地震災害対策編：25 ページ 風水害等対策編：21 ページ</p>	追記	<p>自然環境を活用した防災・減災の取組推進など、総合的な防災・減災対策を講じ、災害に強いまちの形成を図ることについて追記します。</p> <p>ア 計画的な土地利用及び市街地整備の推進 人々が安心して生活し、社会・経済活動を行っていく前提として、都市の安全性の確保が基本となります。しかし、都市化に伴い河川流域の開発、低地地域における土地利用の高度化等が進み、都市災害の危険性が增大している地域も見受けられます。<u>市は、災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用した防災・減災の取組を推進するなど、総合的な防災・減災対策を講じ災害に強いまちの形成を図る必要があります。</u> <u>また、盛土による災害を防止するため、都市計画法を始めとする土地利用規制に関する法令に加え、県及び市では、土砂の適正な処理を推進するための条例を定め審査及び指導を行っています。許可を必要とする規制要件や、規制区域が様々であることから、全国一律に隙間のない規制を行う必要があります。</u> 市は、これらの視点から次の取組を行います。</p>
<p>④感染症対策を踏まえた避難所運営</p> <p>本編地震災害対策編：46 ページ 風水害等対策編：52 ページ</p>	新規	<p>感染症対策を踏まえた避難所運営について、必要な事項を記載します。</p>

<p>⑤ 社会福祉施設等の避難を含む非常災害に関する具体的計画の作成及び業務継続計画（BCP）の作成</p> <p>本編 地震災害対策編：53 ページ 風水害等対策編：59 ページ</p>	<p>新規</p>	<p>介護保険法等の事業法等に基づく、社会福祉施設等の防災・減災に関する各種計画の作成について記載します。</p>
<p>⑥ 国からのプッシュ型物資支援の受入体制の整備</p> <p>本編 地震災害対策編：54 ページ 風水害等対策編：60 ページ</p>	<p>追記</p>	<p>東日本大震災を機に制度化された、国からのプッシュ型支援の受入体制について追記します。</p> <p>ア 備蓄計画 市では、災害発生時における被災者の救援のために、飲料水、食料、生活必需物資等の備蓄を行っています。 市は、東日本大震災の教訓を踏まえ、避難所等への備蓄強化及び備蓄計画の作成に努めます。 また、食料・生活必需物資等の備蓄に際しては、要配慮者や季節性に配慮した備蓄品目の検討を行いながら、計画的な取組を進めます。 <u>なお、国からのプッシュ型物資支援を想定し、関係機関及び団体と連携し、物資の受入れ体制の整備に努めます。</u></p>
<p>⑦ 広域避難の要請</p> <p>本編 地震災害対策編：99 ページ 風水害等対策編：113 ページ</p>	<p>修正</p>	<p>災害時における広域避難の要請について、神奈川県地域防災計画(令和4年3月)を踏まえ、必要な事項を修正します。</p> <p>ア <u>広域避難の要請</u> 【修正前】 市単独で避難場所を確保できない場合は、<u>他市町村の施設使用について、県に要請・報告し、県が対応できない場合は、他市町村に対し直接応援を要請します。</u></p> <p>【修正後】 市単独で避難場所を確保できない場合は、<u>県内市町村への避難者の受入れについては当該市町村と直接要請し、他の都道府県の市町村への避難者の受入れについては、県に他都道府県への要請を求めます。</u> <u>また、県は、市の行政が著しく低下し要請を待ついとまがないと認められるときは、市からの要請を待つことなく、広域避難のため要請を行います。</u></p>
<p>⑧ 多様な視点による避難所運営</p> <p>本編 地震災害対策編：100 ページ 風水害等対策編：115 ページ</p>	<p>追記</p>	<p>多様な視点に配慮した避難所運営を図るため、配慮すべき内容について追記します。</p> <p>ア 避難所の運営主体 (ア) <u>避難所開設時には、要配慮者や性的マイノリティの方へのケア、避難者のプライバシーの確保、ペット同行避難のルール作成、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様な視点に配慮しながら、避難者やボランティアと協力し、避難所運営を行います。</u></p>

<p>⑨復興体制の整備に向けた人的資源の確保</p> <p>本編地震災害対策編：167 ページ 風水害等対策編：183 ページ</p>	<p>新規</p>	<p>復興期において「災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定」に基づき、住宅等の被害を認定する調査等について協力要請を行うことを記載します。</p>
<p>⑩洪水調節</p> <p>本編風水害等対策編：25 ページ</p>	<p>追記</p>	<p>水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案した河川管理者の取組について追記します。</p> <p>ア 洪水調整</p> <p>上流地域の災害防止を図るため、県は、相模貯水池の堆砂対策事業により、相模貯水池のしゅんせつ、護岸の整備、土砂流入防止施設の設置、流入支川の保全等を行います。</p> <p>また、城山ダムは、ダム共同施設等の施設の管理及び施設を改良するとともに、洪水調整を行います。宮ヶ瀬ダムについては、国が、洪水調節を行い下流の災害や水害の軽減を図ります。</p> <p><u>なお、河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進します。</u></p> <p>市は、これらの洪水調節機関と密な連絡体制を築き、更なる連絡体制の強化を図ります。</p>

(3) 市の防災対策の変更に関する項目

見直し事項	区分	見直し内容
<p>① 関連計画との連携による計画の推進</p> <p>本編 地震災害対策編：15 ページ 風水害等対策編：11 ページ</p>	修正	<p>国土強靱化地域計画や厚木市防災都市づくり計画等の関連計画との連携について修正します。</p> <p>ア 関連計画との連携による計画の推進</p> <p>【修正前】 市では、「<u>厚木市都市防災基本計画</u>」(平成12年3月)の見直しを進めるほか、<u>国土強靱化地域計画等の策定を進め、新たな防災まちづくりの充実を図ります。</u></p> <p>【修正後】 市は、<u>国土強靱化地域計画や厚木市防災都市づくり計画等の関連計画と本計画との連携により、防災まちづくりの充実を図ります。</u></p>
<p>② 盛土の安全性把握</p> <p>本編 地震災害対策編：26 ページ 風水害等対策編：22 ページ</p>	新規	<p>市が行うべき盛土に対する取組及び関連法令との連携について記載します。</p>
<p>③ 被災者支援に関する情報システムの構築及び運用</p> <p>本編 地震災害対策編：36 ページ 風水害等対策編：34 ページ</p>	修正	<p>これまで、被災者支援に関する情報システムの導入を進めることについて記載をしていましたが、被災者生活再建支援システムを構築し、運用を開始したことから、現状に即した内容に修正します。</p> <p>ア 被災者支援に関する情報システムの構築等</p> <p>【修正前】 市は、罹災証明書の交付、義援金の給付等の被災者支援業務を円滑に実施するため、<u>(追記)被災者の住所や家屋等の情報を効率的に処理する被災者台帳システムの導入や体制の整備に努めます。</u></p> <p>【修正後】 市は、罹災証明書の交付、義援金の給付等の被災者支援業務を円滑に実施するため、<u>家屋等の被害認定調査、被災者の住所や家屋等の情報を効率的に処理する被災者生活再建支援システムを構築し運用します。</u></p>
<p>④ (仮称) 北部地区公園の整備</p> <p>本編 地震災害対策編：44 ページ 風水害等対策編：42 ページ</p>	修正	<p>防災機能を備えた公園の整備に向け、必要となる防災機能等について修正します。</p> <p>ア 避難場所の拡充</p> <p>【修正前】 市は、依知地区に防災機能を備えた<u>(追記)公園を整備し、拠点型防災備蓄倉庫の建設(追記)等を行います。</u>このほかにも市の公共施設を緊急的な避難場所にするほか、一定の条件に合う都市公園へ災害時に使用できるトイレ等を設置するなどの整備を図ります。</p>

		<p>【修正後】</p> <p>市は、依知地区に防災機能を備えた（仮称）北部地区公園を整備し、拠点型防災備蓄倉庫の建設、ヘリコプター臨時離着場の確保等を行うとともに、災害対策本部機能の代替性の更なる確保に向け、災害対策本部機能をあらかじめ付加した施設を整備します。</p> <p>このほかにも市の公共施設を緊急的な避難場所にするほか、一定の条件に合う都市公園へ災害時に使用できるトイレ等を設置するなどの整備を図ります。</p>
<p>⑤ 医薬品等の整備</p> <p>本編 地震災害対策編：58 ページ 風水害等対策編：63 ページ</p>	<p>修正</p>	<p>これまで、医療救護所で使用する医薬品については市が備蓄していましたが、厚木薬剤師会との「医薬品の循環型備蓄及び災害時における医療救護活動に関する協定」により、厚木薬剤師会が医薬品を循環型備蓄により確保することから、現状に即した内容に修正します。</p> <p>ア 医薬品等の整備</p> <p>【修正前】</p> <p>市は、医療救護活動に必要な医薬品や防疫薬剤等について、医療救護所に指定している小・中学校等への備蓄を進めるとともに、調達計画を策定します。</p> <p>【修正後】</p> <p>市は、医療救護活動を行う医療救護所において使用する医薬品や防疫薬剤等について、厚木薬剤師会と「医薬品の循環型備蓄及び災害時における医療救護活動に関する協定」を締結し効率的に医薬品の確保を進めるとともに、調達計画を策定します。</p>
<p>⑥ 防災姉妹都市等の要請（糸満市）</p> <p>本編 地震災害対策編：154 ページ 風水害等対策編：168 ページ</p>	<p>新規</p>	<p>令和3年12月に国内友好都市である沖縄県糸満市と「災害時における相互応援に関する協定」を締結したことから、要請内容について記載します。</p>
<p>⑦ 復旧・復興計画の充実（事前対策の実施）</p> <p>本編 地震災害対策編：166 ページ 風水害等対策編：182 ページ</p>	<p>修正</p>	<p>これまで、市街地における復旧・復興の方向や方針を決定する判断基準を事前に検討することとしていましたが、「厚木市防災都市づくり計画」を策定し、復興の方向や方針が示されることから、計画を踏まえた復旧・復興事前準備を推進する内容に修正します。</p> <p>ア 事前対策の実施</p> <p>【修正前】</p> <p>災害復旧計画の策定に当たっては、「神奈川県震災復興対策マニュアル」に沿って行うものとし、円滑な復旧（追記）のために、各種データの整理及び保存に努めるとともに、市街地の復旧・復興の方向や方針を決定する判断基準を事前に検討します。</p>

		<p>【修正後】</p> <p>災害復旧計画の策定に当たっては、「神奈川県震災復興対策マニュアル」に沿って行うものとし、円滑な復旧・復興のために、各種データの整理及び保存に努めるとともに、復興の方針などを示す「<u>厚木市防災都市づくり計画</u>」を踏まえ復旧・復興事前準備を推進します。</p>																																				
<p>⑧復旧・復興計画の充実 (復興体制)</p> <p>本編 地震災害対策編：167 ページ 風水害等対策編：183 ページ</p>	<p>新規</p>	<p>大規模災害が発生し甚大な被害が発生した時、復旧・復興を迅速に行うため、市の復興体制について記載します。</p>																																				
<p>⑨復旧・復興計画の充実 (復興の流れ)</p> <p>本編 地震災害対策編：169 ページ 風水害等対策編：185 ページ</p>	<p>新規</p>	<p>大規模災害が発生し甚大な被害が発生した時、復旧・復興を迅速に行うため、現行計画を踏まえ、復興の流れを記載します。</p>																																				
<p>⑩風水害時等における配備体制</p> <p>本編 風水害等対策編：92 ページ</p>	<p>追記</p>	<p>風水害時等の職員配備体制について、準備配備を新たに設定し、初動体制の充実を図ることについて追記します。</p> <table border="1" data-bbox="852 1003 1528 1482"> <thead> <tr> <th></th> <th>準備配備 (初動体制)</th> <th>事前配備 (初動体制)</th> <th>1号配備 (警戒体制)</th> <th>2号配備 (非常警戒体制)</th> <th>3号配備 (非常体制)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部等の設置</td> <td>危機管理所副市長</td> <td>災害対策連絡会</td> <td colspan="3">災害対策本部</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td>市域に災害発生のおそれ が予想されるとき。</td> <td>災害が発生し、又は発生のおそれが予測されるとき。</td> <td>局地的災害が発生し、更に被害が拡大のおそれがあるとき。</td> <td>市内全域にわたり災害が発生し、又は局地的災害で本部の全活動力を必要とするとき。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配備内容</td> <td colspan="2">被害状況の収集や警戒活動等の実施を主体とする体制</td> <td>災害応急活動が即時に実施できる体制</td> <td colspan="2">総力を挙げて災害応急活動を実施する体制</td> </tr> <tr> <td>職員の行動</td> <td>災害対策部、都市整備対策部、道路対策部、消防対策本部の該当職員による警戒活動とする。</td> <td colspan="3">施設管理に該当する職員は施設の状況を確認し報告する。 招集命令が発令された場合は、あらかじめ指定された場所に集合する。</td> <td>全職員は招集命令に基づき、あらかじめ指定された場所に集合する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="3">その他の職員は自宅等で招集命令に備える。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		準備配備 (初動体制)	事前配備 (初動体制)	1号配備 (警戒体制)	2号配備 (非常警戒体制)	3号配備 (非常体制)	災害対策本部等の設置	危機管理所副市長	災害対策連絡会	災害対策本部			配備基準	市域に災害発生のおそれ が予想されるとき。	災害が発生し、又は発生のおそれが予測されるとき。	局地的災害が発生し、更に被害が拡大のおそれがあるとき。	市内全域にわたり災害が発生し、又は局地的災害で本部の全活動力を必要とするとき。		配備内容	被害状況の収集や警戒活動等の実施を主体とする体制		災害応急活動が即時に実施できる体制	総力を挙げて災害応急活動を実施する体制		職員の行動	災害対策部、都市整備対策部、道路対策部、消防対策本部の該当職員による警戒活動とする。	施設管理に該当する職員は施設の状況を確認し報告する。 招集命令が発令された場合は、あらかじめ指定された場所に集合する。			全職員は招集命令に基づき、あらかじめ指定された場所に集合する。			その他の職員は自宅等で招集命令に備える。			
	準備配備 (初動体制)	事前配備 (初動体制)	1号配備 (警戒体制)	2号配備 (非常警戒体制)	3号配備 (非常体制)																																	
災害対策本部等の設置	危機管理所副市長	災害対策連絡会	災害対策本部																																			
配備基準	市域に災害発生のおそれ が予想されるとき。	災害が発生し、又は発生のおそれが予測されるとき。	局地的災害が発生し、更に被害が拡大のおそれがあるとき。	市内全域にわたり災害が発生し、又は局地的災害で本部の全活動力を必要とするとき。																																		
配備内容	被害状況の収集や警戒活動等の実施を主体とする体制		災害応急活動が即時に実施できる体制	総力を挙げて災害応急活動を実施する体制																																		
職員の行動	災害対策部、都市整備対策部、道路対策部、消防対策本部の該当職員による警戒活動とする。	施設管理に該当する職員は施設の状況を確認し報告する。 招集命令が発令された場合は、あらかじめ指定された場所に集合する。			全職員は招集命令に基づき、あらかじめ指定された場所に集合する。																																	
		その他の職員は自宅等で招集命令に備える。																																				

カーボンニュートラルロードマップ策定

地球温暖化対策実行計画改定に関する意見交換会について

意見交換会の名称	カーボンニュートラルロードマップ策定 地球温暖化対策実行計画改定に係る意見交換会	
開催日時	令和4年8月26日(金)午後7時から8時30分まで	
開催場所	厚木市役所4階大会議室	
参加者数	8人	
担当課	環境政策課	
結果公開日	令和4年9月9日(金)	
会議の経過	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 課長挨拶 3 カーボンニュートラルロードマップの策定について概要説明 4 意見交換 5 地球温暖化対策実行計画の改定について概要説明 6 意見交換 7 閉会 	
カーボンニュートラルロードマップの策定について		
	質問・意見の概要	市の考え方
1	非常に高いCO2削減目標及び再生可能エネルギー(再エネ)の導入目標を設定いただいて良かったという印象である。その中で、再エネの現状値はどのくらいであると把握しているか。	現状値は、約44MWと推計しており、内訳は太陽光発電のみになります。
2	太陽光発電のポテンシャルは、建物系と土地系とに分けて示されているが、目標値に対する内訳などがあるのか。	ロードマップで示す内訳としては、産業部門、家庭部門などの部門別の再エネ導入目標は定めていく予定です。
3	土地系とは、農地や荒廃農地を含んでいるのか。	個別の土地の形態を確認しているわけではありませんが、含んでいるものと考えています。

	質問・意見の概要	市の考え方
4	<p>日本は、四方を海で囲まれているのに再エネポテンシャル調査で海洋温度差発電や海洋潮汐発電などの項目がないことに疑問を持っている。</p> <p>危険な地熱発電が項目に含まれているが、より手軽な海洋のポテンシャルを示すべきと思う。</p>	<p>資料に示しているポテンシャル調査結果は、環境省が提供するツールを使用したもので、指摘の海洋関係の再エネについては項目がありません。</p> <p>正確な理由は分かりませんが、自治体ごとにポテンシャルを捉えることが困難であるのではないかと考えられます。</p>
5	<p>CO2削減のうち電気に係る割合はどのくらいになるか。</p>	<p>市の取組の中心となるのは、電化してそれを再エネで賄うというものであるため、対策のほとんどが電気に係るものになります。</p>
6	<p>国全体として 2013 年度を基準としているのは何故だと思うか。</p>	<p>国が基準を 2013 年度とした理由は把握していませんが、東日本大震災後に電源構成が大きく変わったため、現状に近いところを基準としたものと認識しています。</p>
7	<p>再エネ導入が対策の大部分を占めるように感じるが、それによりどれだけ効果があるのか記載する必要があると思う。</p>	<p>電気由来の CO2 は、全体の 46%と推計しており、今後電化を進めることを考慮すると、再エネ導入が重要になるのは御指摘のとおりです。また、その必要性や効果等を記載するようにします。</p>
8	<p>導入した市内の再エネ電力を市内で使うという仕組みなどをロードマップに盛り込んでほしい。</p>	<p>再エネの域内消費は、エネルギーコスト流出の観点からも地産地消を推進する考えを示したいと考えています。</p>
9	<p>公共施設が率先してカーボンニュートラルを進める必要があると思うが、市の公共施設が、現在調達している電力はどこからか。</p>	<p>公共施設の電力は、小中学校と本庁舎は、毎年入札を実施し、落札した電力事業者から調達しています。</p> <p>また、公民館等は市内メガソーラーで発電した電力を、オリックス株式会社を通じて調達しています。</p> <p>なお、それ以外は東京電力からの調達になります。</p>

	質問・意見の概要	市の考え方
10	入札の基準は価格か。	環境配慮契約法に基づき、1kWh を発電するに当たりどれだけ CO2 を排出しているかを示す排出係数や再エネの割合等を点数化し、一定以上の点数を獲得した電力事業者のみ入札に参加できる仕組みを採用しています。
11	東京電力との契約が多いのはなぜか。	今年度は、電力の調達が困難になっていることから入札を実施しても応札がなく、東京電力の最終保証契約により電力を調達しているという事情があります。 また、入札が実施できる高圧受電施設以外の低圧受電施設については、従来の東京電力との契約になっています。
12	厚木市の EV 自動車の補助金は、再エネ電力使用の要件があるが、公共施設においても調達する電力を再エネにすることを検討すべきでないか。	検討したいと思います。
13	飯山小学校に設置されている太陽光発電は、小学校で電力消費しているのか。売電はしているのか。	小学校で消費して、余った分は固定価格買取制度により売電しています。
14	再エネを推進するに当たっては、利益の流出を防ぐために市資本の設置が望ましいと考えている。また、乱開発の防止にも有効と考えているが、具体的な策はあるか。	市資本の設置を促すために規制を行うのは、自由競争の中では難しいと考えますが、補助や何らかの支援という形で推進することはできると考えます。 また、乱開発については、法律以上の規制は考えていませんが、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に定める促進区域を設定することより、望ましい再エネ設置場所を発信することができると考えています。

地球温暖化対策実行計画の改定について		
	質問・意見の概要	市の考え方
15	促進区域に農地を指定する考えはないか。	非常に高い再エネ導入目標を掲げることになることから、短期間に大量の再エネを導入していかなければなりません。その中で、建物の屋根は非常に設置しやすい場所であると評価しており、まず屋根や屋上に設置しましょうというメッセージを発信するために、それ以外の場所を指定するのは控えたいという考えです。
16	是非、農地を促進区域に入れていただきたい。できることなら荒廃農地も営農者を手当した上で、再エネ導入をするという市の姿勢を示すことで色々なことが動き出しやすいと考えている。	ソーラーシェアリングについては、様々な課題も認識しており、別の支援方法で推進したいと考えています。 屋根や屋上の設置が進んで次の段階に進んだ際に検討したいと考えています。
17	促進区域は、先が広がる施策と評価する。人口の3.5%の意識が変われば社会の意識が変わるといわれるように、ポイントでの意識改革が必要になると考える。是非進めていただきたいと考える。	意識の変革は非常に重要であると考えていますので、促進区域の設定に当たって念頭に入れて進めます。
18	用水路による水力発電はありますか。また、大きなものでなくて良いから川を活用した水力発電を実施すると話題になるのではないかと思います。	把握している限りでは用水路による水力発電はありません。 また、川の活用は防災や水利権等の観点から難しいという認識がありますが、水力発電活用の機会を伺っていきたいと思います。
19	メタンハイドレートが日本の海底にあるとの報告もあるので、それが採掘されれば再エネとして活用ができるのではと考えます。	メタンハイドレートは化石燃料の一種との認識ですが、御提案の再エネ利用については研究したいと思います。
20	地球温暖化対策実行計画には、事務事業編があると思うが、改定の予定はあるか。	事務事業編は、市の事務事業に伴うCO2削減計画であり、同じスケジュールで目標の改定を行います。
21	再エネ導入目標は、住居に何kW設置する、企業に何kW設置するといった具体的な見込みがあるか。	今回は全体の必要量だけお示ししていますが、今後、調査を進め具体的な内訳を示していく予定です。

	質問・意見の概要	市の考え方
22	農家の後継者不足により農地が減っているため、吸収源整備策として一体的に進めてほしい。	農地の保全については、引き続き農業政策の中で取り組んでいきます。
23	空き家の屋根に太陽光発電を設置するなどの策は考えられないか。	空き家のまま屋根に太陽光発電を設置するという考えはありませんが、空き家対策を進め、人が住む状態にした上で設置を推進するべきであると考えます。
24	太陽光発電は経年による汚れが発電効率に影響すると考えられるため、市が設置したものについてパネル清掃することを提案したい。	現状を確認して検討します。
25	産業部門に対して、取組内容を共有するためにどのようなアプローチを考えているか。	今年度、市内企業、大学、団体に構成する厚木市カーボンニュートラル推進ネットワークを設立しました。その中で連携して市内の取組を進めていくこととしており、ロードマップや計画の共有を進めます。 また、カーボンニュートラルプラットフォームを立ち上げる予定で、これは、中小企業や個人が登録して、情報取得や情報発信ができる Web サイトであり、これを通じてロードマップや計画を共有していきたいと考えています。
26	取組例として地域新電力の設立が示されているが、これについてどのように考えているか。 また、PPA についてどのように考えているか。	現在、燃料費高騰などにより電力調達が困難であることから、地域新電力の事業継続が危機的状況であることを踏まえ、新たに設立する場合は、時期や必要性などを慎重に検討する必要があるものと考えています。 また、PPA は初期費用なく太陽光発電を設置でき、発電した電気を使用した分だけ事業者を支払う仕組みで、太陽光発電設置推進に有効であることから、活用を広めたいと考えています。

	質問・意見の概要	市の考え方
27	<p>PPA は是非進めていただきたいと思っているが、今年度創設された自家消費型太陽光発電への補助は自己所有を対象としているが、今後、PPA に対応させるため第三者所有など対象を広げるという理解でよいか。</p>	<p>補助制度の見直しを含めて PPA 支援を検討する必要があると考えています。</p>
28	<p>住宅の屋根につける太陽光発電について、既存の住宅への普及が難しいと考えるが、屋根の老朽化が原因であることが多いと感じている。</p> <p>そのため、屋根の補修に対する補助等もセットで考える必要があるのではないか。</p>	<p>屋根の老朽化が既存住宅への太陽光発電普及の阻害要因との認識はありますので、様々な角度からアプローチを考えたいと思います。</p>
29	<p>農地へのソーラーシェアリングを普及していくことが、再エネ導入目標の達成には必須だろうと思っている。建物への普及と比較して、農地への展開は行政の強い後押しが必要である。</p>	<p>ソーラーシェアリングについては、普及において解決すべき課題が多いと考えています。</p> <p>高い再エネ導入目標を達成するために、短期間に再エネ導入量を増加させる必要がある中において、ソーラーシェアリングの課題解決に係る方策やそれに係るコストや期間とのバランスを見定めた上で、具体的な取組を検討したいと考えています。</p>
30	<p>全体の目標だけでなく、2030 年までに家の屋根の太陽光発電 5kW を何千基、新築・改修による省エネ化を何戸等、分野ごとの具体的な目標が示されると、市民もイメージを描きやすい。</p> <p>また、公共施設についても示してほしい。</p>	<p>今回は、ロードマップや計画の核となる大きな目標値を案としてお示ししましたが、これから詳細な調査を行い、具体的な取組に落とし込んでいきます。</p> <p>その中で、市民の皆様がイメージすることが難しい無理な取組になってしまう場合には、シナリオを見直し、2030 年度、2040 年度の目標を変更する可能性もあるものと考えています。</p> <p>また、公共施設については、地球温暖化対策実行計画(事務事業編)において示していきます。</p>

厚木市カーボンニュートラルロードマップ（案） に対するパブリックコメントの実施結果について

1 意見募集期間

令和4年12月1日（木曜日）から令和5年1月4日（水曜日）まで

2 意見の件数等

- (1) 意見をいただいた人数 1人
- (2) 意見の件数 6件
- (3) 案に反映した意見の数 0件

3 意見と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	反映したもの
1 全般			
1	<p>CO₂排出を減らすことだけにフォーカスしているのが、非常にシンプルです。部門ごとに再エネ導入、省エネの目標値を指標として進捗管理していくことになるので分かりやすいと思います。進捗状況をタイムリーに市民に提示してください。</p> <p>しかし全体として再エネと省エネに視点が偏り過ぎて、節約やガマン、負担を強調するメッセージになることが懸念されます。</p>	<p>厚木市カーボンニュートラルロードマップ（以下「ロードマップ」といいます。）は、2050年にカーボンニュートラルを達成するために必要な目標をできるだけ単純化した数値で示したものです。</p> <p>進捗管理については、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の年次報告において進捗状況をお知らせします。</p> <p>また、目標達成のための取組を実施する中で、市民の皆様が負担と感じないようにメッセージを発信していきます。</p>	

2	<p>1.5℃目標など背景の解説、2050年CN達成した厚木市のイメージやビジョン、どんなライフスタイルを目指すのか、などへの言及が欲しいです。脱炭素だけでなく、脱炭素しながら暮らしやすく安全で豊かなまちづくりを目指すことが伝わるロードマップ、希望を持って脱炭素に取り組めるロードマップにできればいいと思います。</p>	<p>今後、ロードマップのアクションプランという形で、目指すライフスタイル等を提示していきたいと考えています。</p>	
2 再生可能エネルギーの推進			
3	<p>再エネ導入が地域のCO₂削減に直接の効果となるよう、自家消費を増やすことが望ましく、自己所有以外にオンサイトPPA、さらに地域内のオフサイトPPAを積極的に位置付けてください。また大型蓄電池（Virtual Power Plant）も組み込んでください。</p>	<p>御意見については、今後施策を実施する中で参考とさせていただきます。</p>	
4	<p>エネルギーの地産地消、地域内循環を本格的に可能にする方法としての地域新電力をなるべく早く立ち上げることをロードマップに位置付けてください。現時点では経営環境がひどいので、調査段階であろうと思いますが、環境が整ったときにすぐ動き出せるよう準備を進めておくべきです。</p>	<p>地域新電力については、エネルギーを取り巻く環境が整ったときに向け、調査、研究を進めます。</p>	

3 データ			
5	<p>1 ページの 2013 年の CO₂ 排出量について、現行の地球温暖化対策実行計画は 2,455 千 t であるのに対し、ロードマップでは 1,919 千 t とデータが異なります。</p> <p>ベースになるデータなので、何が変わったのか示すようにしてください。計算方法や何らかの係数が変わったのでしょうか。それとも集計や計算の間違いでしょうか。今回の数字が妥当であるならいいのですが、今後の混乱にならないようにしてください。</p>	<p>現行の地球温暖化対策実行計画では、環境省が公表している自治体排出量カルテの数値を記載しています。</p> <p>今回、ロードマップの策定に当たり、市内の CO₂ 排出量について独自の推計を行ったところ、産業部門の推計値が大幅に少なくなったことで、1 ページの CO₂ 排出量については、これまでの地球温暖化対策実行計画とは数値が異なります。</p> <p>今後は、市独自の推計を基に進捗管理を行います。</p>	
6	<p>4 ページ家庭部門の 2050 年度再エネ導入による削減が 61 千 t で、2040 年度よりも減っているのは、初期の設備の撤去等による減少ですか？必要量で書いてあるにしても違和感があるので 2040 年度のレベルに維持しておくべきかと思います。(数字合わせが難しいでしょうか？)</p>	<p>家庭部門については、人口減少に伴い家屋が減少することにより、再エネの導入量が減少することを想定しているものです。</p>	

4 お問い合わせ先

- (1) 担当課名 環境政策課
- (2) 連絡先 046-225-2749

5 結果公開日

令和 5 年 2 月 6 日 公開

厚木市市民参加条例に基づく令和5年度市民参加手続実施予定一覧

No.	対象行為	担当課	審議会	意見交換会	ワークショップ	意向調査	その他の手法	パブリックコメント	必要な手続数
1	厚木市住みよいまちづくり条例の一部改正	都市計画課	R6.3	R5.10				R6.5	パブコメ+2
2	厚木市市税条例の一部改正	資産税課		R5.8		R5.7		R5.9	パブコメ+2
3	厚木市地域福祉計画(第6期)の策定	福祉総務課	R5.4~ R6.3	R5.7				R5.11	パブコメ+2
4	厚木市障がい者福祉計画(厚木市障害福祉計画・厚木市障害児福祉計画)の策定	障がい福祉課	R5.8	R5.8		R4.11~ 12		R5.11	パブコメ+2
5	厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第9期)の策定	介護福祉課	未定	未定		R4.12~ R5.1		R5.12	パブコメ+2
6	「厚木市学校給食施設の整備方針」の改定	学校給食課	R5.6	R5.7				R5.10	パブコメ+2
7	(仮)第2次厚木市自殺対策計画の策定	健康づくり課	R5.9					R5.12	パブコメ+1
8	厚木市環境教育等行動計画の策定	環境政策課	R5.11	R5.8				R5.12	パブコメ+2
9	生物多様性あつぎ戦略の改定	環境政策課	R5.11	R5.8				R5.12	パブコメ+2
10	市立小・中学校の適正規模・適正配置推進計画の策定	教育総務課	R5.9~ R6.9	R6.11				R7.1	パブコメ+1
11	厚木市立三田児童館再整備に係る基本方針の策定	青少年課		R5.10				R5.12	パブコメ+1
12	第4次厚木市子ども読書活動推進計画の策定	中央図書館	R5.3~7		R5.9			R6.1	パブコメ+1
13	厚木市学校給食費に関する条例の一部改正	学校給食課	R5.7			R5.7		R5.9	パブコメ+2

市民参加手続点検表(予定)

⑬

担当課名 学校給食課

<p>対象行為</p>	<p>厚木市学校給食費に関する条例の一部改正</p>		
<p>概要</p>	<p>学校給食費無償化の実施に伴い、条例に定められている学校給食費の徴収について改正の必要があること及び物価高騰に対応するため条例に定められている学校給食費の基準額を見直す必要があることから、厚木市学校給食費に関する条例の一部を改正するものです。</p>		
<p>必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃</p>	<p>パブコメ+2以上</p>	
	<p><input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等</p>		
	<p><input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等</p>		
	<p><input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等</p>	<p>パブコメ+1以上</p>	
	<p><input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃</p>		
	<p><input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定</p>		
	<p><input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等</p>	<p>パブコメのみ</p>	
<p>実施する 市民参加手続 (条例第2条)</p> <p>【市民参加手続の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他 	<p>■ 実施する</p> <p><input type="checkbox"/> 省略する</p>	<p>手法</p>	<p>実施予定時期</p>
		<p>審議会</p>	<p>令和5年7月頃 学校給食センター運営委員会</p>
		<p>意向調査</p>	<p>令和5年7月頃 18歳以上の市民(4,500人)</p>
		<p>パブリックコメント</p>	<p>令和5年9月頃</p>
		<p>理由 (条例第6条第7項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質 	<p>具体的な理由</p>

厚木市市民参加条例に基づく令和5年度市民参加手続実施予定一覧(省略)

No.	対象行為	担当課	手続を実施しない理由 (条例第6条第7項)
1	厚木市介護保険条例の一部改正	介護福祉課	(4)事務又は事業の性質
2	厚木市営体育施設条例の一部改正	スポーツ推進課	(4)事務又は事業の性質
3	厚木市営体育施設条例施行規則の一部改正	スポーツ推進課	(4)事務又は事業の性質
4	厚木市の実施機関における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準の策定	行政総務課	(3)法令で実施基準を規定
5	厚木市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正	公平委員会(行政総務課)	(4)事務又は事業の性質
6	まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂	企画政策課	(4)事務又は事業の性質
7	厚木市附属機関の設置に関する条例の一部改正	行政総務課	(4)事務又は事業の性質
8	厚木市財務規則の一部改正	財政課	(4)事務又は事業の性質
9	厚木市市税条例の一部改正	市民税課	(1)軽微なもの (3)法令で実施基準を規定
10	厚木市基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録等に関する規則の一部改正	介護福祉課	(1)軽微なもの
11	厚木市印鑑条例の一部改正	市民課	(4)事務又は事業の性質
12	農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更	農業政策課	(4)事務又は事業の性質
13	厚木市建築関係手数料条例施行規則の一部改正	建築指導課	(1)軽微なもの
14	厚木市土砂等の適正処理に関する条例施行規則の一部改正	まちづくり指導課	(1)軽微なもの
15	厚木市火災予防条例の一部改正	予防課	(3)法令で実施基準を規定
16	厚木市火災予防条例等施行規則の一部改正	予防課	(3)法令で実施基準を規定
17	厚木市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正	教育総務課	(4)事務又は事業の性質
18	厚木市副市長事務分担規則の一部改正	行政総務課	(4)事務又は事業の性質
19	厚木市仮称未来館内装・展示整備業務に係る技術提案書特定委員会規則の制定	青少年課	(4)事務又は事業の性質
20	厚木市本庁舎敷地跡地等活用検討委員会規則の制定	行政経営課	(4)事務又は事業の性質
21	厚木市職員の時差勤務に関する規程の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質

No.	対象行為	担当課	手続を実施しない理由 (条例第6条第7項)
22	厚木市火災予防条例の一部改正	予防課	(3)法令で実施基準を規定
23	厚木市養育医療に関する規則の一部改正	子育て給付課	(1)軽微なもの
24	厚木市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正	教育総務課	(1)軽微なもの
25	厚木市学校運営協議会規則の一部改正	教育総務課	(4)事務又は事業の性質
26	厚木市事務決裁規程の一部改正	行政総務課	(4)事務又は事業の性質
27	厚木市事務分掌規則の一部改正	行政総務課	(4)事務又は事業の性質
28	厚木市定数条例の一部改正	行政総務課	(4)事務又は事業の性質
29	厚木市文化会館改修PFI事業者選定委員会規則の廃止	文化生涯学習課	(4)事務又は事業の性質

市民参加手続点検表(予定)

④

担当課名 行政総務課

対象行為	厚木市の実施機関における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準の策定		
概要	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイドに基づき厚木市個人情報保護条例(令和4年厚木市条例第19号)第2条第2項第1号に規定する実施機関が行う処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第5条第1項の規定による審査基準を策定するものです。		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	<input checked="" type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
実施する 市民参加手続 (条例第2条)	<input type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input checked="" type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input checked="" type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由 法令等に基づき、基準を策定するため。

市民参加手続点検表(予定)

⑤

担当課名 公平委員会(行政総務課)

対象行為	厚木市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正		
概要	教育委員会事務局に新たな職(専任主幹)が設置されたことに伴い、規則の一部を改正するものです。		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	<input checked="" type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
実施する 市民参加手続 (条例第2条)	<input type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input checked="" type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input checked="" type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由 実施機関内部の組織に関する改正であるため。

市民参加手続点検表(予定)

⑥

担当課名 企画政策課

対象行為	まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂		
概要	総合戦略に位置付ける重要業績評価指標(KPI)について、指標の測定手法を見直すため、総合戦略の一部を改訂するものです。		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input checked="" type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
実施する 市民参加手続 (条例第2条)	<input type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input checked="" type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input checked="" type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由 計画に位置付けた重要業績評価指標自体を変更するものではなく、施策の進捗状況をより正確に把握するため、指標の測定手法を具体的な対象者数を用いた方法に見直したものであるため。

市民参加手続点検表(予定)

⑦

担当課名 行政総務課

対象行為	厚木市附属機関の設置に関する条例の一部改正		
概要	附属機関の廃止に伴い、関係条例の一部を改正するものです。		
必要とする市民参加手続の数 (規則第2条)	<input checked="" type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
実施する市民参加手続 (条例第2条)	<input type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input checked="" type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input checked="" type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由 実施機関内部の事務であり、実施機関の責任と意思で決定すべき事項であるため。

市民参加手続点検表(予定)

⑧

担当課名 財政課

対象行為	厚木市財務規則の一部改正		
概要	令和5年4月1日付けの組織改正等による出納委任事項の変更に伴い、厚木市財務規則の一部を改正するものです。		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	<input checked="" type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
実施する 市民参加手続 (条例第2条)	<input type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input checked="" type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input checked="" type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由 市の事務の管理及び執行を定めるものであるため。

市民参加手続点検表(予定)

⑨

担当課名 市民税課

対象行為	厚木市市税条例の一部改正		
概要	<p>以下の項目について所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。</p> <p>(1)「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)」の施行に伴い、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する改正</p> <p>(2)「道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)」等において規定された特定小型原動機付自転車の車両区分創設に伴う改正</p> <p>(3)「地方税法(昭和25年法律第226号)」の一部改正に伴う軽自動車税種別割のグリーン化特例(軽課)の見直し</p> <p>【施行日】公布の日(一部の規定は令和5年7月1日又は令和6年1月1日)</p>		
必要とする市民参加手続の数 (規則第2条)	<input checked="" type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ		
実施する市民参加手続 (条例第2条)	<input type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input checked="" type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input checked="" type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input checked="" type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由 市民参加条例第6条第7項第1号「軽微なもの」及び同項第3号「法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの」に該当する厚木市市税条例の一部改正である。

市民参加手続点検表(予定)

⑩

担当課名 介護福祉課

対象行為	厚木市基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録等に関する規則の一部改正		
概要	<p>介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令の一部改正に伴い、同省令を引用している部分を改めるものです。</p> <p>第3条第2項中「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令」を「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令」に改める。</p>		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	<input checked="" type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
実施する 市民参加手続 (条例第2条)	<input type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input checked="" type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input checked="" type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由 規則で引用している省令の名称変更による整理のみを行うものであるため。

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 農業政策課

対象行為	農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更				
概要	法律改正及び県が変更した農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の変更に合わせて、市が策定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を変更するものです。				
必要とする市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上			
	<input checked="" type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等				
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上			
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等				
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃				
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定				
	<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ			
実施する市民参加手続 (条例第2条)	<input type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期		
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input checked="" type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input checked="" type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由 法律改正及び県の基本構想の変更による文言の変更及び条項の移動への対応するものであるため。		

市民参加手続点検表(予定)

⑬

担当課名 建築指導課

対象行為	厚木市建築関係手数料条例施行規則の一部改正		
概要	厚木市建築基準関係手数料条例の改正に伴い、本規則の一部を改正するものです。		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	<input checked="" type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
実施する 市民参加手続 (条例第2条)	<input type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input checked="" type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input checked="" type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由 厚木市建築関係手数料条例の一部改正に伴うもので、本規則で引用している条例の条項整理のみを行うものであるため。

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 まちづくり指導課

対象行為	厚木市土砂等の適正処理に関する条例施行規則の一部改正			
概要	<p>①国が定める宅地造成等規制法の一部を改正する法律に伴い、厚木市土砂等の適正処理に関する条例施行規則の別表第2の2 技術基準の項第4号の名称を一部改正するものです。</p> <p>②厚木市土砂等の適正処理に関する条例施行規則の第4条第1号中の適用除外団体等の機構改正に伴い、名称を一部改正するものです。</p>			
必要とする市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等	
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃	パブコメのみ		<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定
	<input checked="" type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等			
実施する市民参加手続 (条例第2条)	<input type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期	
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input checked="" type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input checked="" type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由 法令の改正及び機構改正に伴い規則を改正するものであり、市に裁量の余地がないため。	

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 予防課

対象行為	厚木市火災予防条例の一部改正 厚木市火災予防条例等施行規則の一部改正		
概要	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(令和5年総務省令第8号)が令和5年2月21日に交付されたことに伴い、厚木市火災予防条例及び同施行規則の一部を改正するものです。		
必要とする市民参加手続の数 (規則第2条)	<input checked="" type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	<input checked="" type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
実施する市民参加手続 (条例第2条)	<input type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input checked="" type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input checked="" type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由 条例の制定に関する基準を定めている省令の一部改正に伴う条例改正であるため。

市民参加手続点検表(予定)

⑰

担当課名 教育総務課

対象行為	厚木市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正		
概要	教育委員会事務局の分掌事務の見直しに伴い、規則の一部を改正するものです。		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	<input checked="" type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
実施する 市民参加手続 (条例第2条)	<input type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input checked="" type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input checked="" type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由 実施機関内部の組織に関する改正を行うものであるため。

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 行政総務課

対象行為	厚木市副市長事務分担規則の一部改正			
概要	新たな副市長の就任に伴い、関係規則の一部を改正するものです。			
必要とする市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等	
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃			<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定
	<input checked="" type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等			パブコメのみ
実施する市民参加手続 (条例第2条)	<input type="checkbox"/> 実施する	手法		実施予定時期
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input checked="" type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由 実施機関内部の事務であり、実施機関の責任と意思で決定すべき事項であるため。	

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 青少年課

対象行為	厚木市仮称未来館内装・展示整備業務に係る技術提案書特定委員会規則の制定		
概要	厚木市仮称未来館内装・展示整備業務委託に係る技術提案書特定委員会を附属機関として設置するため、厚木市仮称未来館内装・展示整備業務委託に係る技術提案書特定委員会規則を制定するものです。		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	<input checked="" type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
実施する 市民参加手続 (条例第2条)	<input type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input checked="" type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input checked="" type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由 附属機関を設置するための規則の制定であり、直接市民の権利義務に関係するものではないため。

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 行政経営課

対象行為	厚木市本庁舎敷地跡地等活用検討委員会規則の制定		
概要	庁舎移転後における現本庁舎敷地の跡地等の活用に当たり、厚木市附属機関の設置に関する条例(昭和32年厚木市条例第17号)第2条第2項の規定に基づく臨時的附属機関として、厚木市本庁舎敷地跡地等活用検討委員会規則を制定するものです。		
必要とする市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定	パブコメのみ	
	<input checked="" type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等		
実施する市民参加手続 (条例第2条)	<input type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input checked="" type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input checked="" type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由 臨時的附属機関について定める規則の制定であり、直接市民の権利義務に関係するものではないため。

市民参加手続点検表(予定)

②1

担当課名 職員課

対象行為	厚木市職員の時差勤務に関する規程の一部改正									
概要	<p>職員の健康管理等の観点から特例で認めている勤務時間の割振りの変更について、新たに、子育て又は介護をしている職員の勤務時間の割振りを変更することを可能とし、柔軟で多様な働き方を推進するため、厚木市職員の時差勤務に関する規程の一部を改正するものです。</p>									
<p>必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)</p>	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上								
<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等										
<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上									
<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等										
<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃										
<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定										
<input checked="" type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ									
<p>実施する 市民参加手続 (条例第2条)</p>	<input type="checkbox"/> 実施する	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="874 1234 1098 1285">手法</th> <th data-bbox="1098 1234 1383 1285">実施予定時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="874 1285 1098 1359"></td> <td data-bbox="1098 1285 1383 1359"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 1359 1098 1433"></td> <td data-bbox="1098 1359 1383 1433"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 1433 1098 1503"></td> <td data-bbox="1098 1433 1383 1503"></td> </tr> </tbody> </table>	手法	実施予定時期						
手法	実施予定時期									
<p>【市民参加手続の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他 	<input checked="" type="checkbox"/> 省略する	<p>理由 (条例第6条第7項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input checked="" type="checkbox"/> 事務又は事業の性質 <p>具体的な理由</p> <p>職員の人事行政について、定める規程の改正であるため。</p>								

市民参加手続点検表(予定)

22

担当課名 予防課

対象行為	厚木市火災予防条例の一部改正		
概要	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(令和5年総務省令第48号)が令和5年5月31日に交付されたことに伴い、厚木市火災予防条例の一部を改正するものです。		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input checked="" type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ		
実施する 市民参加手続 (条例第2条)	<input type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input checked="" type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由 市民参加条例第6条第7項第3号「法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づきおこなうもの」に該当するため。

市民参加手続点検表(予定)

②3

担当課名 子育て給付課

対象行為	厚木市養育医療に関する規則の一部改正		
概要	こども家庭庁の発足にともない、厚木市養育医療に関する規則にて参照する通知が廃止となり、新たな通知が発出されたため、本規則の一部改正を行うものです。		
必要とする市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定	パブコメのみ	
	<input checked="" type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等		
実施する市民参加手続 (条例第2条)	<input type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input checked="" type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input checked="" type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由 規則で参照している通知の所管省庁の変更に対応するものであるため。

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 教育総務課

対象行為	厚木市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正			
概要	地方公務員法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、規則の一部を改正するものです。			
必要とする市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等	
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃	パブコメのみ		<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定
	<input checked="" type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等			
実施する市民参加手続 (条例第2条)	<input type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期	
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input checked="" type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input checked="" type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由 規則において引用する法律の規定に条の移動が生じたため、必要となる改正を行うものであるため。	

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 教育総務課

対象行為	厚木市学校運営協議会規則の一部改正		
概要	学校運営協議会委員の構成について改めるため、規則の一部を改正するものです。		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	<input checked="" type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
実施する 市民参加手続 (条例第2条)	<input type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input checked="" type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input checked="" type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由 実施機関内部の組織に関する改正を行うものであるため。

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 行政総務課

対象行為	厚木市事務決裁規程の一部改正		
概要	事務移管等に伴い、関係規程の一部を改正するものです。		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	<input checked="" type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
実施する 市民参加手続 (条例第2条)	<input type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input checked="" type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input checked="" type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由 事務移管等に伴う事務決裁の変更に関しては、実施機関内部の事務であり、実施機関の責任と意思で決定すべき事項であるため。

市民参加手続点検表(予定)

②7

担当課名 行政総務課

対象行為	厚木市事務分掌規則の一部改正		
概要	組織改正等に伴い、関係規則の一部を改正するものです。		
必要とする市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定	パブコメのみ	
	<input checked="" type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等		
実施する市民参加手続 (条例第2条)	<input type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input checked="" type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input checked="" type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由 組織改正等に伴う事務分掌の変更に関しては、実施機関内部の事務であり、実施機関の責任と意思で決定すべき事項であるため。

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 行政総務課

対象行為	厚木市定数条例の一部改正		
概要	消防通信指令体制の強化等に向けて、消防職員の定数を増員するため、条例の一部を改正するものです。		
必要とする市民参加手続の数 (規則第2条)	<input checked="" type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
実施する市民参加手続 (条例第2条)	<input type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input checked="" type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input checked="" type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由 実施機関内部の事務であり、実施機関の責任と意思で決定すべき事項であるため。

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 文化生涯学習課

対象行為	厚木市文化会館改修PFI事業者選定委員会規則の廃止		
概要	厚木市文化会館改修事業の事業者選定のため設置していた厚木市文化会館改修PFI事業者選定委員会の目的達成に伴い、関係する規則を廃止するものです。		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	<input checked="" type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
実施する 市民参加手続 (条例第2条) 【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期
<input checked="" type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input checked="" type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由 市の附属機関に係る規則を廃止するものであり、直接市民の権利義務に関係するものではないため。	